

産業文化研究

第29号

原著論文

- 地域産業としての産学官連携組織に関する一考察¹ 地域内コンソーシアムに着目して
..... 田村正文 (1)
- 自治体新電力の地域付加価値分析—久慈地域エネルギー（岩手県久慈市）の事例研究
..... 松井克明 (23)
- 地域連携による生活支援体制整備事業の段階的推進：「八戸市生活支援体制整備事業」を事例として
..... 小柳達也・島田拓巳 (31)

研究ノート

- 階上町民俗資料収集館の書誌収蔵資料における一考察 根城隆幸 (55)
- 「学生による高齢者とのスポレク交流会」の省察 佐貫綾乃 (61)
- 地域の中小食品製造業に求められるマーケットイン型アプローチ
— 小売業の調達担当者から見た HACCP とデザインとストーリー —
..... 藤代典子 (71)
- 地域連携研究センター日誌 (79)

八戸学院地域連携研究センター

2020

地域産業としての産学官連携組織に関する一考察¹

地域内コンソーシアムに着目して

田 村 正 文²

1. はじめに

地域あるいは地方の時代と呼ばれて久しい。わが国における地域再生あるいは地域活性化は、旧くて新しい問題であるといえる。同時に、地方における雇用の場が相対的に少ないことから、いかに若年層の雇用の場を確保するかが課題であったといえる。そのため、多くの地方では企業誘致を進めてきた。しかしながら企業誘致にあたり、工業団地の造成、法人税等の各種課税の優遇など様々な施策を行ってきたが、その多くが工業（ものづくり）ありきであったといえる。工場や企業を地方に誘致させることは地方都市³において、雇用の場の増加を期待し積極的に取組まれており、いわばハード面を重点的に行ってきたといえる。しかし多くの企業誘致の現状は、技術系の大企業の地方への工場立地（あるいは分社化）し、さらには地域企業への下請けという、いわば日本的経営の特徴の 1 つでもある「ケイレツ（系列）」が前提になっているといえる。そのような事から、本社（親会社）→本社工場（あるいは子会社）→下請け企業のように硬直的な関係にあったと思われ、下請け企業や子会社等にあつては本社（親会社）の動向に従わざるを得ず、本社部門に対する部品等の生産に限定されることから必ずしも市場の動向を見ての製品開発を行っていたとはいえないのではないだろうか。

一方で現在の中央政府においては、内閣府を中心に先駆的あるいは他の地域にとって有益になるような取組をしている地方政府には積極的な補助をするという方向性を示している⁴。つまり地方政府が主体的に直面している課題に対する独自の取組みに対して、中央政府の役割としては、「模範的な」、「主体的な」あるいは「やる気のある」地方政府に対して補助金を支出するという構図になっていると思われる。

あわせて近年では、わが国においてもイノベーション推進やイノベーション創発などという用語に見られるように、あるいは起業家精神(entrepreneurship)そのものが用語として浸透しているように、個人による起業・企業化が以前よりは一般的になっていると考えられ、わが国の多くの地域においては、地域内産業の振興を図る上で、様々な企業間協力や産学官連携に取組んできた。それと同時にイノベーション創発や創造的な企業活動あるいは産官学金連携による地域内での企業活動に注目が集まっている。その多くは、地域経済の疲弊から脱却し、地域を活性化しなければならないという共通の課題に直面した現在に至るまで、数多くの方策がなされ、近年では産学連携によるコンソーシアムの形成や産業クラスターなどが中央政府による制度として実施さ

¹ 本稿の第 4 章の事例については、2019 年日本経済政策学会第 76 回全国大会での報告「地域経済における企業誘致とイノベーション創発に関する考察」に基づくものである。

² 八戸学院大学地域経営学部 准教授

³ 例えば、半導体産業に特化した形で企業の集積を行った事例として大分県が挙げられる。大分県の半導体産業の集積と現状については、鹿嶋(2015) pp.239-266.に詳しい。

⁴ 内閣府地方創生推進事務局(2018)『地域再生制度』, 内閣府. を参照した。

れてきた。これらは、先述したイノベーションの促進をもたらすための地域内基盤の整備に費やされてきたといえるだろう。

また、イノベーションについても従来の技術革新だけでなく、様々なイノベーションの「型」や「類型」についても紹介・研究されてきた。例えば、サービスイノベーションやオープンイノベーションなど、ハードとしての技術あるいは技術革新だけではなく、ソフトであるサービスなどにも新たな方法という意味での「新結合」が紹介・解釈されてきた。併せて、イノベーションを起こす主体としての「起業」に関する方法論も注目されており、スタートアップ事業や資金調達についての書籍が著されている⁵。これらは、あたかも大企業における組織的な硬直性への批判や日本的経営への批判としての見方もできるだろうが、例えば自動車メーカー等に代表されるケイレツは現在でも継続していると言える。「ケイレツ」や「トヨタ生産方式 (just in time 方式)」のような需給を見据えた生産方法は、下請け企業に対する親会社からの信頼性に基づいており、長年に渡り同一生産物を製造している企業にあっては、伝統的に培われてきた下請け企業の技術に対する信頼性が所与としてあるだろうが、新しい製品や先端を行く技術の粋を集めたようなイノベティブな製品にあっては、今まで取引のなかった企業からの部品・資材の供給が求められるとともに、品質そのものの安定性が求められるであろう。つまり新たなアイデアや製造技術を提案、売り込みなどを大手企業に対して下請け企業ができる可能性が存在する。

そこで本稿では、従来から地域内においてイノベーション創出などに資する産官学（金）連携の拠点として推進されてきた、産業クラスター、コンソーシアム、オープンイノベーションといった地域経済を活性化させるための組織体制やその概念について文献を通じて見ていき、事例として秋田県における航空宇宙産業のコンソーシアム形成とその取組について経営学的見地（特に組織としての特徴やコンソーシアムとしての特徴・課題）から考察することが目的である。

2 文献のレビュー

2-1 経営体の組織について

前節では、現状について概念的な整理をしてきた。本節においては、先行研究のレビューに費やす。本稿が対象としている地域や内容において、先行研究として近いものとして位置付けられるものとして吉田(2019)が挙げられる。これはわが国の中堅・中小企業におけるイノベーション創発について、特に企業間交流や産学官金連携による事例について研究したものである。とりわけ企業間交流や地域の行政や金融機関、研究機関との繋がり、ネットワークを有するものである。とりわけ吉田(2019)では、1987年に活動を開始したINS（岩手ネットワークシステム）、1998年に誕生したTAMA協会（一般社団法人 首都圏産業活性化協会）への創設に関わった経験に基づきつつも、全国各地における産学官（金）連携による中小・中堅企業のイノベーション創発に資する支援体制について事例研究（ケース・スタディ）をベースに詳細に説明されている。とりわけ、吉田(2019)では、産官学金による連携においても、人的ネットワークに焦点を当てており、企業間・人材間の「紐帯」の強弱を一つの特徴の基準としているといえる。さらには、イノベーションの創発について「オープンイノベーション」を前提としているところに先行研究としての特徴が位置づけられよう。

ここで産学官金「連携」という現象を考えたとき、「産」である代表例として企業が挙げられ

⁵ 例えば、長谷川(2019)が代表的な著作として挙げられる。

るであろうが、例えば個人企業や零細企業にも見られるように経営者1人のみでも経営体として成立する。しかしながら異なる業種との「連携」が生じたとき、そこには紛れもなく「組織」が存在することが不可避であろう。つまり組織内における意思決定プロセスが重要になるといえる。

ここで、一般的な企業の組織と産学官金連携による組織について、以下で比較する。図2-1では一般的な企業の組織を描いたものである。

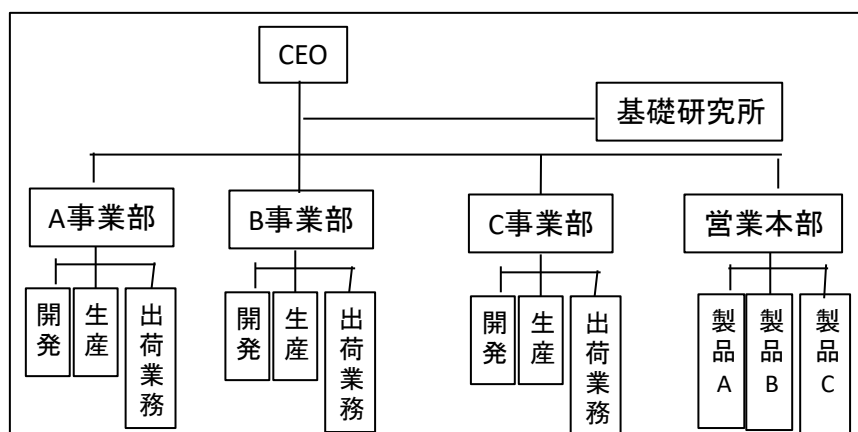


図2-1 事業部組織の例

出典：沼上(2004), p.36 を基に作成。

図2-1は製品A～Cの3種類について開発から製造、営業活動を行っている比較的規模の大きい製造業ないしはメーカーの企業の組織を事業部から見たものである。この企業では、製品A～Cの製造やこれら製品の営業においてそれぞれ事業部が設置されており、CEO（Chief Executive Officer）からの直轄となっている。また、CEO直属の配置である基礎研究所が各事業部と独立して配置されている。もしこの企業が、他のライバル企業に先駆けて新たな製品を産み出すならば、基礎研究所と各事業部による、CEOを頂点とした垂直的な構造となっていると想定される。つまりこの例にあつては、企業内で基礎研究・開発（R&D）→生産→営業→出荷という一連の流れが企業内で完結している、つまり「場」が企業内という閉じた空間の下にあるといえる。したがって新たな財・サービスの開発・生産・供給という一連のプロセスが企業内コミュニケーションによって為されている。

一方で、産学官金連携による連合的な経営体について見ていくこととしよう。図2-2は、産官学金それぞれの組織の概要を大まかに表したものである。

図2-2は、左側から産官学金というそれぞれの組織を描いているが大きく異なっているのは自明である。例えば、左側の産つまり企業は、先の図2-1を矮小化したものであるが、CEOを頂点としたトップダウンによる意思決定であるのに対し、学としての大学は学長をトップとしてはいるものの該当する研究者個人に資するところが大きいであろう。このような組織の体として異なっている各々の経営体を連携という枠組みでまとめようとするとき、それを取りまとめる「全体の長」つまりは、組織間の調整や利害関係を考慮した場合、どのように選ぶか、連携しあった組織としてどのような方向性に運営するか、といった意思決定の流れは、連携体として維持させるためには重要な要素であると思われる。このような異なる業種間での連携を通じた、いわゆる協

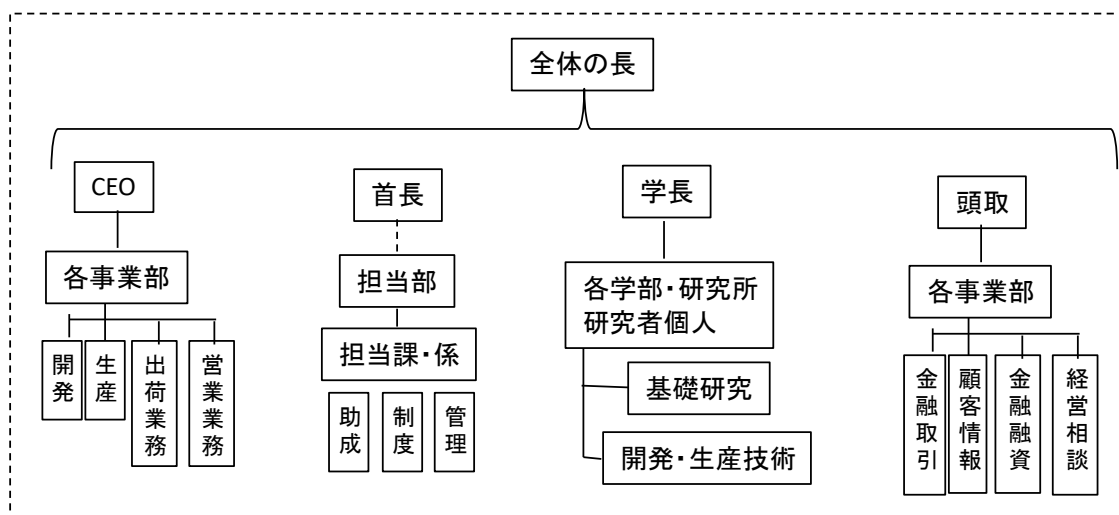


図 2-2 産官学金による組織の概略

出典：著者作成。

力・協働体制においては、取り掛かりとなるのは、企業においてアイデアはあるものの、その知識・技術に乏しい事から、大学をはじめとした研究機関に協力を求めるのが（つまりはニーズとシーズの一致）最も大きな役割である。つまり利潤最大化である企業において、その一部分を研究機関と共同で行う、あるいは研究を委託するといったアウトソーシングという意味も有していると捉えることができよう。この共同開発・研究を行うための役割として行政による補助金や制度設計があり、この企業と研究機関（つまり産学での繋がり）の成果の評価として新規事業等に関する融資などといった事業の軌道化に向けた金融機関の存在があるといえる。さらには、意思決定の流れとして、図 2-1 に示した一般的企業では、先述したように上から下への垂直的な意思決定つまり縦のつながりであるが、図 2-2 のような産学官金連携による組織体では、各々の独立した組織体（企業、行政、教育研究機関）の内部では垂直的な意思決定であるものの、互いに連携した組織として見れば、組織体間での横のつながりが重要な要素となる。このような意思決定において縦のつながり、横のつながりについては、加藤(2018)による社会学的な観点からの主体間の「つながり」がヒントになるだろうと思われる⁶。さらには、先の図 2-1 とは異なり、図 2-2 の場合には組織そのものが開放的になっているといえることができる。つまりは他業種とのコミュニケーションによってイノベティブな活動や場として捉えられる⁷と同時に、加藤(2018)で組織について指摘している「やわらかい組織」といえる⁸。つまり、元々の組織体では閉鎖的な組織（加藤(2018)でいうところの「固い組織」⁹）であるものの、横のつながり（あるいは横の双方向への意思決定の流れ）が存在すれば、開放的な組織（「やわらかい組織」）に変容するあるいは組織の特徴を併せ持つという構造に変化するともいえるだろう。

⁶ 加藤(2018), pp.94-98.を参照し要約・引用した。

⁷ 組織におけるコミュニケーションとイノベーションについては、二村(2004).pp.173-174 に詳しい。また、場については、野中・紺野(1999), pp.170-174 を参照し要約・引用した。

⁸ 加藤(2018), pp.104-108.を参照し要約・引用した。

⁹ 同上参照し要約・引用した。

このようなことを踏まえると、単独な企業と産学官金連携の組織では構造上、大きく異なることが明らかである。この時、一般的な企業も産学官金連携に協力・参加している企業も当然、経済学的には利潤最大化を、また経営学的な見地からはそれに加えて事業の存続・継続を求めていることには変わらない。

2-2 イノベーションについて

企業におけるイノベーションとの関係について、イノベーションの古典的な文献であるシュムペーター(1926,邦訳 1977)では、イノベーション(新結合)を「1. 新しい財貨、すなわち消費者の間でまだ知られていない財貨、あるいは新しい品質の財貨の生産。2. 新しい生産方法、すなわち当該産業部門において實際上未知な生産方法の導入。これはけっして科学的に新しい発見に基づく必要はなく、また商品の商業的取扱いに関する新しい方法をも含んでいる。3. 新しい販路の開拓、すなわち当該国の当該産業部門が従来参加していなかった市場の開拓。ただしこの市場が既存のものであるかどうかは問わない。4. 原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得。この場合においても、この供給源が既存のものであるか単に見逃されていたのか、その獲得が不可能とみなされていたのかを問わずあるいは始めてつくり出されなければならないかは問わない。5. 新しい組織の実現、すなわち独占的地位(たとえばトラスト化による)の形成あるいは独占の打破」¹⁰と定義している。この中でも本稿の内容として関連するのは、「5. 新しい組織の実現」であろう。旧来のイノベーションの概念では、主として1.新しい財貨の生産にイメージされるように、「新結合」によって従来までの財に代わる新しい財の開発やそのための生産工程などの発明・改良に占めるウェイトが高いと思われる。

M.E.ポーター(1980, 邦訳 1995)においても、イノベーションを「製品イノベーション」、「マーケティング・イノベーション」、「生産工程のイノベーション」の3つに分類し、その特徴を説明する¹¹。製品イノベーションは、「業界の中から生まれる場合もあれば、業界外からもたらされることもある(p.241)」と説き、デジタル時計の開発を例にとり、時計市場の構造変化が全く新しい製品の開発(つまり、アナログの時計からデジタル時計という技術そのものが異なる財の出現)されたことを挙げている。一方で「マーケティング・イノベーション」については、マーケティングと流通を範疇に捉えているが、広告媒体や新しい流通チャネルの発見によるものであると述べられている(p.242)。「生産工程のイノベーション」に関しては、コンピュータとグラスファイバーを例に挙げ、コンピュータの導入やグラスファイバーの発明が、従来までの生産工程を大きく変えたという事例について説明している(pp.243-244)。M.E.ポーターのイノベーションのキーワードは、これら3つのイノベーションが共通して規模の経済性と参入障壁をもたらしたことを強調する。つまりM.E.ポーターの『競争の戦略』でいうところのイノベーションは、新たな競争者がイノベティブな結果によって新たに誕生した市場に易々と介入することが困難であるという点において、一時的ではあれ、自社が市場独占を作り出すことで独占利潤を享受できるための戦略への「過程」として位置付けられるものであるといえる。上に挙げた、J.A.シュムペーターやM.E.ポーターのイノベーションに関する考えについて、前者は「新結合」という概念を打ち出したのに対し、後者は現況からイノベーションの類型を見出したといえる。これら2人の考えについて、表2-1のように対応関係を描くことができよう。

¹⁰ J.A.シュムペーター著・塩野谷・中山・東畑訳(1977), p.183.より引用。

¹¹ M.E.ポーター著・土岐坤、中辻萬治・服部照夫訳(1995), pp.241-244.を参照し要約・引用した。

表 2-1 シュムペーターとポーターのイノベーションの概念

J.A.シュムペーター(1926)	M.E.ポーター(1980)
新しい財貨	製品イノベーション
新しい生産方法	マーケティング・イノベーション
新しい販路の開拓	生産工程のイノベーション
原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得	
新しい組織の実現	

表 2-1 では、J.A.シュムペーターと M.E.ポーターのイノベーションに関して整理したところ、J.A.シュムペーターが云った、「新しい組織の実現」については、必ずしも M.E.ポーターの『競争の戦略』では重要視されていないように思われる。例えば二村編(2004)では、イノベーションの創出としてのコミュニケーションの重要性と、コミュニケーションの担い手の制限という、いわゆるコミュニケーション空間としての「閉じ」の存在が、組織メンバー以外とのコミュニケーションにおいてコミュニケーション感覚を損なうという逆機能を産み出すと指摘している¹²。つまりコミュニケーションとは、直感的な理解として相手との会話やメール等でのメディアを通じた情報のやり取りであり、野中ら(1999)でいう対話場、システム場ということになる。さらには山口(2016)では、「共鳴場」という概念を提唱する¹³。この共鳴場とは、山口(2016)で「「創発」(知の創造)を人生のゴールとする人間と、「演繹」(知の具現化)を人生のゴールとする人間が、お互いの人生の目標や実存的欲求の違いを認め合ったうえで、それでも相手の人生に共鳴して一緒に仕事をするリアルな「場」のこと」¹⁴と定義した上で、わが国の企業組織から、このような共鳴場の崩壊が起こったことから、今後はその再構築がイノベーション創発の鍵となることを説く¹⁵。このような場としての「閉じ」や共鳴場の再構築によって今までになかったような、組織体ができることがある意味で J.A.シュムペーターのいう「新しい組織の実現」ということにもつながるであろう。したがって、図 2-2 で示したような産学官金の事なるプレイヤーが参加している集まりも、共鳴場の 1 つとして捉えられることができよう。

3. 産学官金連携による水平的組織

3-1 産業クラスター、コンソーシアム

上では、J.A.シュムペーターと M.E.ポーターのイノベーションに関する古典ともいべき文献に基づいて見てきたが、「新しい組織の実現」として企業内組織の変革や新しい組織化という側面も重要であるものの、先に見た主体間による横のつながり、すなわち水平的ネットワークを考える必要があると思われる。特に、近年では、地域振興の一役を担うものとして「イノベーション創発」を耳にする機会が増えたように思われるが、これは 2001 年度より「我が国産業の国際競争力の強化、地域経済の活性化に資するよう、全国各地に企業、大学等が産学官 連携、産産連携

¹² 二村編(2004), pp.171-172 を参照し引用。

¹³ 山口(2016), pp.124-125.を参照し要約・引用。

¹⁴ 山口(2016), pp.124-125.より引用。

¹⁵ 山口(2016), 186-199 を参照し要約・引用。

及び異業種連携の広域的なネットワークを形成し、知的 資源等の相互活用によって、地域を中心としてイノベーションが創出（新 事業・新産業が創出）される状態（産業クラスター）の形成を図ることを目的¹⁶として経済産業省が主導で「全国を 10 のブロックに分けて総計 19 プロジェクトを地域の経済産業局と民間の推進組織が一体」¹⁷となり実施された国家計画の 1 つである。そこでは、産業クラスター計画と併せて、産学官等での連携によるコンソーシアムの形成が促されてきた¹⁸。

産業クラスター概念として、経済産業省では以下の点を強調している¹⁹。

(1)産業クラスターは、相互に関連し合う一定の産業群において、地理的に近接する企業群、大学・研究機関、産業支援機構、ネットワーク組織、技術移転機関・産学連携仲介機関、専門家群の行動主体が、それぞれの地域が有している魅力を誘因として集まったもの。

(2)クラスターが形成されると、蓄積された技術、ノウハウ、知見等の知的価値が、網の目になった水平的なネットワークを通じて迅速に流通されるとともに、競争と協調のメカニズムによる活発なイノベーションが惹き起こされ、事業環境の変化に対する機動的な対応が可能。

(3)政策的な関与は、①産業クラスターの構成要素を補完する事、②構成要素間の相互作用を促進すること。とされている。つまり、この場合では産学官連携であるが、特徴としては地理的に隣接していること、地域内での連携・協力による水平的なネットワークが形成されることに特徴があるように思われる。それらを通じて、産業クラスターの意義として①外部経済効果の発生、②イノベーションの連鎖、③集積の加速化・高質化²⁰という、いわゆる集積の利益による外部効果が期待されると解釈できよう。つまり外部経済効果、集積という外部性による地域経済的に正の効果を目指したものであると言える。一般的に産業クラスターあるいは経営のクラスター戦略において参照され、理論的な根拠とされるのが、M.E.ポーター(2008, 邦訳 2018)の『競争戦略論』²¹であろう。ポーターのクラスターに重要な要素として「立地」が強調されている²²。クラスターの役割について「クラスターの存在は、競争優位のかかなりの部分は企業の内部にではなく、それどころか業界の内部でさえなく、その事業の「立地」にゆらいしていることを示唆している」²³と言い、金融機関や繊維などの立地について、どこに立地するかが述べられている²⁴。クラスター

¹⁶ 経済産業省「(3) 経済産業省における産業クラスター計画の実施状況」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000440179.pdf), p.82.より引用 (2020 年 3 月 15 日閲覧・確認)。

¹⁷ 黒田・矢部・榎本(2008), p.28.より引用。

¹⁸ 経済産業省 塚本芳昭(2005)「第 17 回地域クラスターセミナー講演資料 産業クラスター計画の現状と課題」(https://www.nistep.go.jp/seminar/017/017_j.pdf) を参照し要約・引用した (2020 年 3 月 15 日閲覧・確認)。

¹⁹ 経済産業省 塚本芳昭(2005)「第 17 回地域クラスターセミナー講演資料 産業クラスター計画の現状と課題」(https://www.nistep.go.jp/seminar/017/017_j.pdf), p.15, 「2. 産業クラスターの概念」より引用 (2020 年 3 月 15 日閲覧・確認)。

²⁰ 経済産業省 塚本芳昭(2005)「第 17 回地域クラスターセミナー講演資料 産業クラスター計画の現状と課題」(https://www.nistep.go.jp/seminar/017/017_j.pdf), p.15, 「2. 産業クラスターの概念」より引用 (2020 年 3 月 15 日閲覧・確認)。

²¹ 本稿では邦訳(竹内弘高監訳)(2018)『競争戦略論Ⅱ』を参照した。

²² 『競争戦略論Ⅱ』, p.73 を参照し要約・引用した。

²³ 『競争戦略論Ⅱ』, p.74.より引用。

²⁴ 産業クラスターと、産業集積とは何が異なるのかという問いについては、稿を改めて検討したい。ポーターの場合には、戦略論の視点から競争優位を検討しているため、集積が既に為されているとい

一の範囲は「業界や機関の間に存在するつながりや補完性を理解した上で、それが競争上どの程度の重要性を持つかによって判断することになる。厳密な定義に基づくというよりは、創造的なプロセスである。クラスターの範囲を示す境界線は、最終的には「スピルオーバー」の強さや、それが生産性やイノベーションに与える影響によって決まることになる」²⁵と曖昧な概念規定にとどまっているということができよう。一方で、経済産業省が2005年当時「産業クラスター計画の活動概要」²⁶にあって、「地域の特性を活かした技術開発の促進」として「地域における産学官コンソーシアムによる技術開発」、が組み込まれている。このことから、産業クラスターの範疇からは見た場合、コンソーシアムは、その部分集散的な関係にあるといえるだろう²⁷。

しかし、全国の多くの地域で様々な産業分野において、同業他社同士による「コンソーシアム（consortium）」が形成されてきた。コンソーシアムとは、元々の意味を辿れば「仲間、共同企業」のように同じ目的を有したものの集まり（集合体）と解釈される。現在のわが国の多くの地域で取り組まれているコンソーシアムの特徴としては、先に示した図2-2に示すような緩やかな組織間での横の繋がりともみなすことができよう。つまり、複数の地域内に立地している企業が同じ目的を有して、共同で取り組むという方向性を目指したものであると言える。この場合の特徴として、企業間においては、同業他社であるという観点に着目すれば、市場内では競争関係にあると言えるが、コンソーシアム内では協力関係を有しているという協調の関係にあると見ることができる。この時、競争関係にある異なる組織間について、協調という紐帯の関係を構築することが可能なのは、コンソーシアムという組織内に利害関係の薄い、行政や大学等の教育機関が含まれているためであると考えられる。

以上の事を要約すると、わが国における中央政府が主導となった計画について、産業クラスターは各経済産業局が管轄している地域を中央政府によって外生的・外発的に10のブロックに分けて組織化したといえるが、コンソーシアムは地域内で内生的・内発的に組織化されたとみることができる。

3-2 オープンイノベーション

今まで、本文中や引用文献中にもイノベーションという用語を使用してきた。同時にイノベーションの創出などがあるが、ここではオープンイノベーションについて、その概念を見ていく。

う所与の下で、新規参入による競争を通じてもたらされる優位性について述べていると考えられる。

²⁵ P.E.ポーター著、竹内訳(2018), p.80より引用。

²⁶ 経済産業省塚本芳昭(2005)「第17回地域クラスターセミナー講演資料 産業クラスター計画の現状と課題」(https://www.nistep.go.jp/seminar/017/017_j.pdf), p.9, 「産業クラスター計画の活動概要」より引用(2020年3月15日閲覧・確認)。

²⁷ 山本(2004), p.332.では、ポーターの競争戦略・競争優位について「もともと国レベルの環境として提起されたものである。これを、国よりも小さなスケールの地域に適用するには、それなりのモディフィケーションが必要である。モディフィケーションにあたって最も重要な意味をもつのは、地域とは何か、という問題への省察である」と指摘しているように、地域の実情に見合ったクラスターモデルを検討する必要があると思われる。またコンソーシアムと産業クラスターの関係については、わが国では、科学技術基本法の制定を受け、「地域コンソーシアム研究開発制度が制定された。この制度はわが国における各地域のイノベーションを促進し、地域の産業クラスター政策と関連させて地域産業の自律的發展を支援する制度である」(黒田・矢部・榎本(2008), p.25より引用)。とあるように地域コンソーシアムと産業クラスターについて制度的には別であるが、地域コンソーシアムは基礎的研究に産学官連携で取り組み、産業クラスターは産業集積を地域内に促し人的ネットワークを通じて地域経済の活性化(黒田・矢部・榎本(2008), pp.27-28を参照・引用)を企図したものであるといえる。

オープンイノベーションとは、星野(2015)では「研究開発から事業化に至るプロセスにおいて、「つまり、自社のみで解決できなければ社外の技術を活用してでも活用するという、それまでの積極的に社外の技術を活用しながらスピーディーに事業化を進めること」²⁸と定義されている。自前主義一辺倒による研究開発とは異なり、「他力活用によって時間を買う」といった考え方が根本にある」²⁹。ここで「時間を買う」という星野(2015)の指摘は非常に重要であると思われる。例えばSCMなどの情報技術を活用したB2B向けのサービスを提供しているアスプローバ株式会社のホームページでは「製品寿命は年々短くなっており、ライフサイクルに同期化した考えがないと機会損失と過剰在庫のリスクを負う」³⁰と明記されている。特に競争企業の存在や情報化社会の進展ばかりではなく消費者における消費の多様性やリキッド消費という現象に見られるように、商品のライフサイクルは短くなると想定される³¹。新製品を発表する期間が短くなることへの対応として、それに応じた研究開発や製造を行うという意味からも、「商品としての時間」の概念を取り入れることで、他者(社)の技術の購入という選択肢が生まれるのは当然の帰結である。

そのような中であって、オープンイノベーションは他社で開発された技術を自社が購入し、その技術を投入し自社製品の開発に結び付けるということから、今まで取引経験のない企業や、企業として有している技術に関するリサーチや自社が欲している技術と他者のそれとのマッチングが非常に重要になる。そのような意味において、先にみたコンソーシアムのような行政、大学・研究機関との連携や支援は地方における中小企業にとっては重要な要素であると考えられる。しかし、先に紹介した吉田(2019)においても、「中堅・中小企業のイノベーションの現状は、何らかのイノベーションを行っているが、経営者が、独力で、自分の人的ネットワークにより可能な範囲で行っているのが一般的な現況である。そのうえで、現状に安住しては先行きが厳しいという経営者の危機意識と努力によって産学官連携によるものを含む挑戦的なイノベーションも行われていると考えられる。これらは、基本的に経営者がコスト負担して行っている。すなわち、支援組織等の支援を受ける事例であっても、支援は一部にとどまり、ほとんどのコストを経営者が負担して行っていると考えられる」³²と、全国の代表的な地域企業について調べた結果、一部はコンソーシアムによる連携に依拠してはいるものの、経営者自らの人脈や費用を負担できるといふ経営体としての体力によるところが大きいことが、引用文中からも明らかである。先の星野(2015)では、自社の技術を価値に変える方策として「売込み型アプローチ」³³と「提案型アプローチ」³⁴の2種類に分類している。前者は、特許を取るようなところまではいかないが、独自性があり、上手く売り込めれば引き合いが来そうな技術(p.199)を他社に売り込むような場合をさし、

²⁸ 星野(2015),p.28.より引用。

²⁹ 星野(2015),p.28.より引用。

³⁰ アスプローバ株式会社ホームページ(<https://www.asprova.jp/products/scp-glossary/3095.html>)より引用 (2020年3月15日閲覧・確認)。

³¹ 例えば久保田(2020), p.56.を参照。またイノベーションについてJ.A.シュムペーターは経済発展の度合いについて景気循環のコンドラチェフ波動を適用した。コンドラチェフ波動は設備投資に影響を受ける50～60年程度の景気サイクルである(シュムペーターとコンドラチェフの長期波動の関係については、大阪市立大学経済学研究所編(1992)『経済学辞典(第3版)』, 岩波書店のp.217「技術革新」を参照した。)ことから、近年の商品ライフサイクルの短縮化をはじめ商品の多様性を考えるとイノベーションの起こるスパンと商品ライフサイクルは高い相関関係にあると考えられよう。

³² 吉田(2019), p.174. より引用。

³³ 星野(2015), pp.199～208. を参照し要約・引用。

³⁴ 星野(2015), pp.208～219. を参照し要約・引用。

後者は大企業の公募に応募(p.208)するような場合と規定される。

一方で、吉田(2019)においては、産学官連携によるオープンイノベーションの事例に限定されているが、例えばコンソーシアムに加盟していない企業が、その組織に加入するメリットを示すことが、今後の産学官金連携に必要な要素であると思われる。

4. 事例：秋田県における航空産業の展開

4-1 秋田県の工業の現状（工業統計と RESAS による公示データに基づく考察）

上では地域内での組織間の連携に関するプラットフォームの形成について産業クラスター、コンソーシアム、オープンイノベーションについて見てきた。ここでは、秋田県における輸送機コンソーシアムを事例として見ていく。

秋田県においては、近年、航空（宇宙）産業の企業誘致に積極的に取り組んでいる。例えば、内閣府が公開している地域再生計画において当該計画は「秋田の空」のものづくり拠点形成推進計画³⁵として、その概要を知ることができる。秋田県の産業構造としては、出荷額において、電子部品・デバイス産業の占める割合が大きい、課題としては下請け加工型で付加価値生産性が低いということがある。そのため、生産性や付加価値が高くグローバル市場において競争力のある新たな事業展開を促す等により地域経済を活性化し、「秋田のしごとの創生」につなげていくことが求められている³⁶、ことから世界的に成長が見込まれる航空機産業に重点を置いた施策を秋田県が主導し実施するものである。

そもそも、秋田県と聞いて、航空産業をイメージできる場面は少ないと思われる。現在の秋田県を取巻く社会的な環境としては、少子高齢化、人口減少に代表されるように全国でも人口減少率が非常に高く、高齢化の進展が進んでいるということがはじめに挙げられよう。さらには、あきたこまちや日本酒に代表されるような米作ひいては農業（第1次産業）が盛んであるというイメージの方が強いと思われる。同時に秋田県における主要な工業として、フェライトの工業化（TDK 創業者である齋藤憲三の出身地）、風力発電、石油・油田³⁷、小坂鉱山（小坂製錬、同和鉱業（現 DOWA））のような自然資源（鉱山、風力）へ依存した地域構造や企業家の出身地として後に首都圏に本社部門が立地しているものの、その後、事業の発展とともに工場や支社等が進出しているという支店経済的要素が強いと思われる。そのような中であって、特に工業部門では、どのような特徴があるのか公表されている工業統計を通じて以下では見ていくこととする。

現在公示されている最新の工業統計は、2017（平成 29）年の内容であるが、統計表によれば秋田県の工業における製造業全体での状況は表 4-1 に記すとおりである。表 4-1 より、2016 年度における製造業に関する事業所数は前年（2015 年）と比較して減少（-1.5%、-69 事業所）しており、同様に付加価値額は微減（-0.9%、-4,090 百万円）しているものの、製造品出荷額では微

³⁵ 内閣府「地域再生計画」

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a095.pdf>)
をダウンロードし、参照した（2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）。

³⁶ 内閣府「地域再生計画」

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a095.pdf>), p.1 より要約・引用
（2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）。

³⁷ これらについては、事業構想編集部(2014)「地域未来構想 秋田県 データで見る秋田県 個性的な文化と産業集積に脚光」(<https://www.projectdesign.jp/201409/pn-akita/001616.php>)を参考にした（2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）。

増（+0.9%、+11,146 百万円）となっている。工業統計より算出すれば、2015 年度における、1 社あたりの平均の出荷額は約 655（百万円）、付加価値額は約 257（百万円）であるのに対し、2016 年度では出荷額は約 686（百万円）、付加価値額は約 265（百万円）とともに微増している。これは単に企業の生産性が向上した結果と解釈するよりも、企業の減少数が出荷額・付加価値額などの金銭ベースで表した指標の減少率よりも大きいためであると考えられる。つまり企業における企業体力（企業財政や製造・出荷量）が少ない企業が市場から撤退し、比較的安定的な経営体が市場に残っているためと推察される。

表 4-1 秋田県における製造業の事業所数・出荷額・付加価値額

事 業 所 数					
2016 年			2017		
実 数	前年比 (%)	構成比 (%)	実 数	前年比 (%)	構成比 (%)
1,869	▲ 1.5	0.9	1,800	▲ 3.7	0.9
製 造 品 出 荷 額 等					
2015 年			2016 年		
金 額 (百万円)	前年比 (%)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	前年比 (%)	構成比 (%)
1,224,139	0.8	0.4	1,235,285	0.9	0.4
付 加 価 値 額					
2015 年			2016 年		
金 額 (百万円)	前年比 (%)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	前年比 (%)	構成比 (%)
480,201	2.3	0.5	476,111	▲ 0.9	0.5

出典：平成 29 年（2017 年）工業統計，第 20 表・第 22 表・第 23 表より抜粋し作成

一方で表 4-2 に取りまとめた、秋田県の工業統計における産業中分類に属する分野別の統計表を用いて見ていくと、パルプ・紙・紙加工品製造業が大きく前年を下回っているものの、工業統計場では出荷額が大きい電子部品・デバイス・電子回路製造業も前年と比して下回っている。さらには電子部品・デバイス・電子回路製造に続く出荷額が多い部門は食料品製造業、化学工業となっており、2015 年度から 2016 年度では出荷額では化学工業の増加が見られる。秋田県の現状については、上にあげた工業分野の占める割合が大きく、他地域においても企業立地・誘致が推進されていることを鑑みれば、地域間競争力という観点から課題があると考えられよう。

しかしながら、表 4-2 では、上で述べた化学工業に加えて、ゴム製品製造業が大幅に増加しており、加えて機械器具製造業（はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業）が前年比では増加している。このことから機械器具製造業の技術的な発展と取引先（納品先）の増加があったと考えられ、いわば各種の機械器具製造業が工業統計上では重要な位置づけをなしていると言えることができるだろう。

表 4-2. 秋田県の製造業の製造品出荷額の現状 (単位: 100 万円, %)

09 食料品製造業	平成27年	36,938	10 飲料・たばこ・ 飼料製造業	平成27年	7,797
	平成28年	36,820		平成28年	10,184
	前年比	▲ 0.3		前年比	30.6
14 パルプ・紙 ・紙加工品製造業	平成27年	13,338	11 繊維工業	平成27年	20,074
	平成28年	5,812		平成28年	21,504
	前年比	▲ 56.4		前年比	7.1
17 石油製品・石炭製品 製造業	平成27年	2,112	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	平成27年	20,190
	平成28年	1,532		平成28年	21,926
	前年比	▲ 27.5		前年比	8.6
21 窯業・土石製品 製造業	平成27年	20,919	13 家具・装備品製造業	平成27年	3,948
	平成28年	18,628		平成28年	4,919
	前年比	▲ 11.0		前年比	24.6
22 鉄鋼業	平成27年	8,092	15 印刷・関連業	平成27年	5,028
	平成28年	7,209		平成28年	6,951
	前年比	▲ 10.9		前年比	38.3
23 非鉄金属製造業	平成27年	16,686	16 化学工業	平成27年	33,986
	平成28年	16,393		平成28年	39,705
	前年比	▲ 1.8		前年比	16.8
24 金属製品製造業	平成27年	28,805	18 プラスチック製品製 造業 (別掲を除く)	平成27年	8,206
	平成28年	26,881		平成28年	8,634
	前年比	▲ 6.7		前年比	5.2
27 業務用機械器具 製造業	平成27年	34,572	19 ゴム製品製造業	平成27年	1,272
	平成28年	33,648		平成28年	2,830
	前年比	▲ 2.7		前年比	122.5
28 電子部品・デバイス ・電子回路製造業	平成27年	145,371	20 なめし革・同製品 ・毛皮製造業	平成27年	1,782
	平成28年	134,200		平成28年	2,019
	前年比	▲ 7.7		前年比	13.3
31 輸送用機械器具 製造業	平成27年	18,107	25 はん用機械器具 製造業	平成27年	3,899
	平成28年	16,917		平成28年	4,917
	前年比	▲ 6.6		前年比	26.1
32 その他の製造業	平成27年	5,295	26 生産用機械器具 製造業	平成27年	27,685
	平成28年	5,192		平成28年	29,649
	前年比	▲ 1.9		前年比	7.1
付加価値額の計	平成27年	480,200	29 電気機械器具 製造業	平成27年	11,310
	平成28年	476,110		平成28年	12,989
	年差	▲ 4,090		前年比	14.8
	平成27年		30 情報通信機械器具 製造業	平成27年	4,788
	平成28年			平成28年	6,651
	前年比			前年比	38.9

出典: 平成 29 年 (2017 年) 工業統計産業別統計表概況データ, 第 26 表より作成。

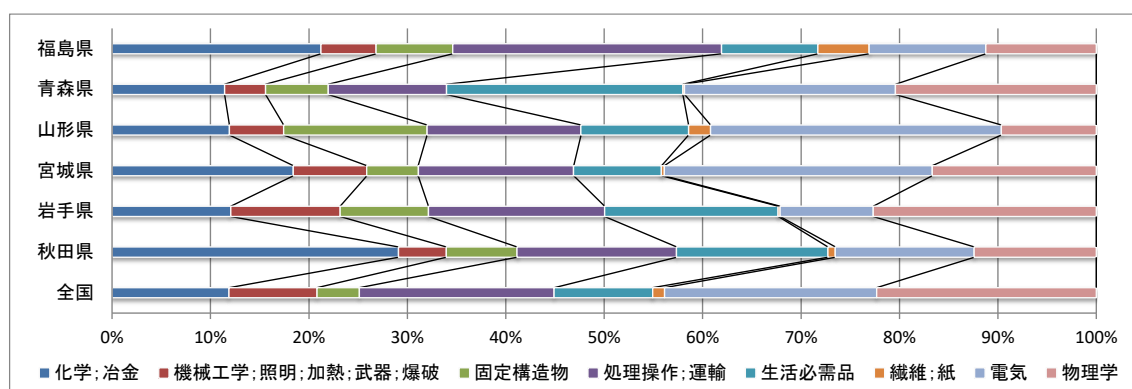


図 4-1 特許件数の分野別割合の状況 (2014 年～2018 年: 東北地方比較)

出典: RESAS のデータセットよりダウンロードし著者作成。

次に、イノベーション創出や競争力の強化という観点から、必要となるのが知的財産権や特許といった他の企業との差別化を図る戦略と考えられる。そのような視点で RESAS を用いて 2014 年～2018 年時点での秋田県の企業・個人／団体から申請され、採択された特許の割合について東北地方および全国と対比して見たのが図 4-1 である。図 4-1 からは、秋田県における特許取得状況の特徴として、化学・冶金の割合が高いという特徴がある。しかしながら東北地域の他県と比較すれば、機械工学、物理学の分野においては、特許取得件数では多くはない。秋田県では、かねてより鉱山・鉱業が盛んであったという歴史的背景を有することに加えて、これに関連する企業が多いということによると考えられる。

特許の申請割合と、前頁で述べた表 4-2 の内容とは必ずしも一致しない。つまり機械器具製造業が前年度の出荷額ベースでは増加しているものの、イノベーションを代理的に表しているであろうと解釈される特許件数では東北地方では最も少ない。つまり出荷額では増えているということは、それだけ生産し出荷したものの、その過程においてイノベティブな、あるいは研究開発は必ずしも積極的に行われていなかったとも解釈できる。一方で、表 4-3（次ページ）では秋田県内で取得された特許取得先が立地している状況を市町村別に整理したものである。表 4-3 より特許を取得した機関は秋田県内全域に立地していると言える。しかしながら、秋田市や由利本荘市のように企業ばかりではなく、大学・研究機関が立地している自治体での取得件数が多いことが明白である³⁸。

以上が、秋田県全域における製造業、特に工業の概況であるが、以降では、秋田県における輸送機のコンソーシアムについて見ていくこととしよう。

³⁸ それ以外の市町村での、特許の分布と企業活動について検討することは、非常に重要であると認識しているが、本稿ではあくまでも秋田県内における工業の現状のみを本節では概観することに主眼が置かれていることから、これについては別の機会に検討することとする。

表 4-3. 秋田県内における市町村別の特許取得数(2014 年, 2016～2018 年)

市町村名	特許内容分類									
	化学; 冶金	機械工学; 照明; 加熱; 武器; 爆破	固定構造物	処理操作; 運輸	生活必需品	繊維; 紙	電気	物理学	総計	
にかほ市	12	3		28			9		52	
羽後町				8	7			6	21	
横手市	4	6	38	36	37		44	17	182	
湯上市		32	4	10	9		126	20	201	
五城目町	8	1			5				14	
三種町					6				6	
鹿角市		8		1	2			1	12	
秋田市	1513	138	189	576	641	38	474	511	4080	
小坂町	4		2	14	5		8		33	
上小阿仁村				16	4				20	
仙北市	4			8	16		7	16	51	
大潟村				4	16				20	
大館市	23	25	47	39	13		12	11	170	
大仙市	24	6	18	9	11		2	11	81	
男鹿市	6	8	38	4	4		8		68	
湯沢市	13	4	4	15	25	3		7	71	
能代市	37	6	44	69	4		12	47	219	
八峰町	6			4	11	2			23	
八郎潟町			1						1	
美郷町	6	12		3	10		4	7	42	
北秋田市	10		8		16			6	40	
由利本荘市	3	30	20	87	42		105	51	338	
総計	1673	279	413	931	884	43	811	711	5745	

出典: RESAS のデータセットよりダウンロードし、著者作成。

4-2 秋田輸送機コンソーシアムの形成と組織

はじめに、なぜ秋田県において航空機産業に関するコンソーシアムが、東北地方の他県より先駆けて取り組まれたかを、簡単に振り返っておく。

秋田県の企業における航空機産業への参入は、コンソーシアムの中心的企業でもある株式会社三栄機械（秋田県由利本荘市）が 1987 年から取り組みを始めたのが嚆矢であるといえる。さらには 1990 年代に航空自衛隊との取引を開始したことによる。航空機産業に参入した経緯は、日本飛行機株式会社の社員が秋田県に U ターンし三栄機械に入社したことによる。さらには由利本荘市に立地している TDK と競合しないという経営戦略をとってきたことに加え、多様な人材を採用し、業務の多角化したことが大きい³⁹。

つまり経営学的な見地からは、三栄機械はかねてより地域内に立地していた TDK という電気・電子メーカーに対して市場競争を避ける、つまり市場におけるニッチ（ニッチ）を積極的に展開したと解釈できるであろう。また大手企業との競争を避ける、あるいは大手企業の傘下に属しないことから、三栄機械では市場内でのポジショニングに成功した事例として注目されよう。ある種、三栄機械にあつては U ターン者の中途採用のタイミング、従来の業務に加えて新たに航空機産業へ進出という企業内意思決定が時宜を得ていたといえることができる。

さらには、朝日新聞 2016 年 2 月 2 日付の配信記事「みちのくワイド」から引用すれば、「日本の航空機産業は、旧海軍の戦闘機「零戦」を製造した三菱重工の工場があった中京地区が中心だった。しかし、05 年ごろに転機が訪れた。秋田県産業技術センターの鎌田悟所長（61）は「中京は、好調な自動車への部品供給で手いっぱいになり、東北へ発注があふれてきた」と振り返る。秋田では需要に対応するため、06 年に県が県内企業 5 社と「秋田輸送機コンソーシアム」を立ち上げた。07 年には東北 6 県などが協力して、産業集積や大手メーカーとの仲立ちをする「東北航空宇宙産業研究会（TAIF）」も設立された」⁴⁰。現在の秋田輸送機コンソーシアムに加盟しているのは、民間企業 18 社に加えて秋田県産業技術総合センター⁴¹と秋田大学、秋田県立大学等の学術・研究・教育機関である。上に挙げた株式会社三栄機械がリーダー的な存在となっているが、コンソーシアム形成以前の企業の変遷として、企業が同一地域に立地している大企業の業務内容と重複しない業務の多角化を図る上で、そのためには異なる分野での就業経験のある技術者を積極的に雇用⁴²するという経営戦略モデルを描けたことが、航空産業へ参入できた要因であると言えよう。さらには、秋田県におけるコンソーシアムの形成は、東北 6 県の企業や研究機関、行政等で構成されるクラスター⁴³「東北航空宇宙産業研究会（TAIF）」の先駆けになったとも解釈で

³⁹ これについては「宮城の新聞」「オンリーワン企業がオンリーワンたる所以を探る Vol.1」（2017 年 10 月 23 日公開記事）(http://shinbun.fan-miyagi.jp/article/article_20171022.php)を参照し、要約・引用した（2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）。

⁴⁰ 朝日新聞 2016 年 2 月 2 日付の配信記事「みちのくワイド」(<http://www.asahi.com/area/fukushima/articles/MTW20160202070430004.html>)より引用（2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）。

⁴¹ 財団法人東北活性化研究センター(2012)『航空機関連産業の集積に関する調査 報告書』(<https://www.kasseiken.jp/pdf/library/guide/23fy-06.pdf>), p.9 を参照（2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）。

⁴² 三栄機械では、UIJ ターンの積極採用や 1990 年頃から防衛庁 OB を採用し航空機整備機材の入札資格を取得しながら（「宮城の新聞」(http://shinbun.fan-miyagi.jp/article/article_20171022.php)から要約・引用 2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）、現在の業務内容を確認している。

⁴³ 全国航空機クラスター・ネットワーク 東北宇宙産業研究会(<https://namac.jp/cluster/198>)を参照し引用した（2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）。

きる。コンソーシアムの特徴として、「共同受注体制・一貫生産工程」をできる企業間の体制が確立されているところが大きい⁴⁴。また航空機の部品として、三栄工機が MRO（修理）分野においては整備用機材を、秋田精工では装備品の内装品の一部⁴⁵をそれぞれ生産している。また秋田県内の研究機関である秋田大学、秋田県立大学、秋田県（秋田県産業技術総合センター）に加え、日本精機株式会社、IHI などの企業との連携による、複合材、航空システム電動化に関する研究を行っている⁴⁶。これらは、いわばコンソーシアムとしてのシーズの蓄積である。

これらのコンソーシアムを形成している企業について、その 2013 年～2016 年までに特許の取得を取得した企業は表 4-4 に示すとおりである。表 4-4 より特に処理操作：運輸の特許取得が民間企業、研究機関ともに多いが、先の図 4-1 に示した化学・冶金については研究機関や行政による取得が多いという特徴がみられる。

表 4-4 秋田輸送機コンソーシアム関連の特許の取得状況（2013 年～2016 年）

企業名	化学・冶金	機械工学： 照明・加熱： 武器・爆破	固定構造物	処理操作： 運輸	生活必需品	繊維・紙	電気	物理学	総計
ダイワ工業株式会社				4					4
株式会社アスター				3			6		9
株式会社ホクシンエレクトロニクス					6			3	9
株式会社三栄機械				1	8				9
小林工業株式会社				12					12
東光精密株式会社				2					2
東光鉄工株式会社		2	4	7					13
日本精機株式会社				3			3		6
有限会社 アルファー精機				2					2
有限会社アルファー精機				1					1
公立大学法人秋田県立大学	74	4	5	32	64	3	2	34	218
国立大学法人秋田大学	313	30	12	185	124	6	99	213	982
秋田県	153	6	11	99	125		65	91	550
総計	540	42	32	351	327	9	175	341	1817

出典：RESAS のデータセットよりダウンロードし、著者作成。

またこれらの企業について、コンソーシアムの役割として、株式会社三栄機械がリーダー企業であり、当社のこれまでの実績を基盤とする大手川下企業とのネットワークを生かした販促活動も期待できるような組織体制⁴⁷となっているという特徴がある。表 4-4 より、輸送機コンソーシアムにおいては、「処理操作：運輸」では株式会社ホクシンエレクトロニクス以外の全ての企業が特許を取得しており、そのような意味においては、当該分野における水平的なつながりであることが明らかであろう。そのような中であって、東光鉄工株式会社は機械工学、固定構造物、株式会社アスターは電気のようにその企業が有する特徴があることが分かる。つまり処理操作：運輸

⁴⁴ 財団法人東北活性化研究センター(2012)『航空機関連産業の集積に関する調査 報告書』(<https://www.kasseiken.jp/pdf/library/guide/23fy-06.pdf>), p.14 を参照。なお、同報告書によれば、2012 年のコンソーシアムに参入している企業は 15 社となっている（2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）。

⁴⁵ コンソーシアムを形成している主要な機関について具体的、詳細については、一般社団法人秋田経済研究所「秋田県の航空機産業」(http://www.akitakeizai.or.jp/journal/20181001_topics.html)を参照されたい（2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）。

⁴⁶ 一般社団法人秋田経済研究所「秋田県の航空機産業」(http://www.akitakeizai.or.jp/journal/20181001_topics.html)を参照した（2020 年 3 月 15 日閲覧・確認）。

⁴⁷ 財団法人東北活性化研究センター(2012)『航空機関連産業の集積に関する調査 報告書』, p.10 を参照し要約・引用。

という特許区分では、コンソーシアムに加盟している企業は技術力を有しているものの、そればかりではなく他の分野における特徴を持っているのが、大手企業の傘下としてのコンソーシアムの維持ができる要因であるとも考えられよう。

このような中であって、現在における秋田県の航空産業についての今後の展開として、

1. 航空機部品の一貫工程化に向けた人材育成、設備投資への支援：

(1)一貫工程化を推進する企業の中核人材育成

(2)将来の航空機産業を担う人材育成

2. オンデマンド複合材の製造基盤の創生

3. 航空機システム電動化開発への参画及び実証試験の実施

という、3つの軸が挙げられている⁴⁸。特に「2. オンデマンド複合材の製造基盤の創生」においては、秋田大学が有する技術シーズを活用し、最終的には「航空機以外の他分野（医療福祉・自動車分野）への応用を通じて秋田県内の企業全体の活性化を図り「仕事の間」を創生する」と明記されているように⁴⁹、航空機産業から派生した技術を活用する方向性を産学連携により一層強化するという方向性を打ち出していると考えられる。そのための数値目標としての特許数に着目すれば、2017年度、2018年度はそれぞれ2件、2019年度、2020年度は同様に3件、2021年度以降は5件の取得を目標としている⁵⁰。

しかしながら航空産業は、産業の分類としては裾野が広く波及効果が期待できることから全国的に取組まれている⁵¹。そのようなことから、企業間での技術的な競争に加えて、新たな企業の誘致や起業などに関する政策面における地域間競争にどのように対応するかといった課題に対応する技術力、経営力に加えて、航空機開発のニーズに迅速に答えられるシーズの蓄積も併せて求められており、つまりニーズとシーズのしなやかで、迅速なマッチングが必要とされる。

5. 地域企業における「場」としての組織化の検討

上では、秋田県の航空宇宙産業を事例として、秋田県での産業構造と企業誘致について見てきた。これらの事例に基づき本節では、地域再生に資するイノベーティブな経済活動の可能性について検討していくこととする。

現在では、本稿の文献のレビューでも見てきたように、イノベーションあるいはイノベーティブな活動が地域再生に資する方策として推奨されている。さらには、イノベーションは「技術革新」とわが国では訳されているように、産業においては工業技術の革新がイメージされるが、現在ではサービス業においても他社よりも先駆けて新たなあるいは斬新な取組をするための企業内組織の変革などもイノベーションとして紹介される場合が多い⁵²。その一方で、生産性を（正の

⁴⁸内閣府 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/z072.pdf>), 「地域再生計画（新旧対応表）」, pp.2-3 より要約・引用(2020年3月15日閲覧・確認)。

⁴⁹ 同上, p.3 より要約・引用した。

⁵⁰内閣府, 「地域再生計画 秋田の空」

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a095.pdf>), pp.2 の数値目標より特許数のみを取り上げ引用。なお引用に際しては、和暦を西暦に変換している（2020年3月15日閲覧・確認）。

⁵¹データとしてはやや古いだが、近畿経済産業局(2010)『地域中小企業の航空機市場参入動向等に関する調査 航空機産業参入事例集』、を参照した。

⁵² 野中・西原(2017)における各事例を参照した。

方向に) 変化させる技術の開発 (R&D など含む) が従来までの主流であったと考えられ、中でも技術開発の場合には、以前から実績のある、資金力のある企業 (あるいは大企業) が研究開発などのプロジェクトを経て自社製品に反映させるのに対し、オープンイノベーションに見られるように、他企業からの技術の購入や社会的影響力の大きい資本への技術の売り込み・提案が見られる。同時に個人事業主あるいは小規模な企業が従来まで市場に存在していなかった財・サービスの提供や市場を支配している大企業などが市場規模の狭さ・少なさを理由に、参入していなかった部分 (ニッチ) をターゲットとした経済活動⁵³とイメージすることができよう。

特に航空機産業の場合には、技術的な変遷を考えるとイノベーションの連続であったと言えるだろう。航空機的设计思想そのものも時代とともに変化してきた⁵⁴と同時に、技術的な部分においても、大きく変化してきたと考えられる。そのような意味において、秋田県における輸送機コンソーシアムは、先に見た先行研究における「提案型アプローチ」による技術の提供を大企業に行っていると考えられる。

さらには秋田輸送機コンソーシアムをはじめとした各企業は集積があると同時に、地域内の事業者間での緩やかな連携が生じている。この場合には集積の利益による外部性に加えて、例えばシリコンバレーにおける「地域の濃密な社会的ネットワークとオープンな労働市場によって、実験と起業家精神がうながされる。企業は激しく競争する一方で、同時に非公式のコミュニケーションとコラボレーションを通じ、お互いから市場と技術の変化を学ぶ」⁵⁵ように、経済活動においては競争が、それまでの構想から具現化するまでは、企業間での協調という二面性を有していると考えられる。

つまり地域内あるいは隣接する地域間でのクラスターやコンソーシアムの形成は組織化という意思決定の流れを制御するという側面と、「場」の形成という側面があると考えられる。このような場の創造について、IT 技術は、インフラとしての IT 関連のネットワークが整備されることで情報の送受信が地理的に離れていても容易であるという「システム場」の創出といえるだろう。このとき直接的な *face to face* によるコミュニケーションの場を「対話場」として限定するならば、システム場では直接的に質感、重量感といった、いわゆる「感」や「感覚」に対する共通認識が困難であるという課題が見られる。また対話場については、直接的に *face to face* によるコミュニケーションを行いうるという観点から、サンプル等の資料など言葉として相互理解が得にくい内容を直接会うことによって共有できるという利点があるものの、お互いのスケジュールの調整などの対話場としての場を作り出す物理的な制約が生じる欠点が存在する。そのような中であって、企業の開発期や納期といった物理的時間の制約を鑑みれば「システム場」と「対話場」を双方に補い得る「場」の概念が求められるが、これは経営情報論における方法論・技術論上の課題であると言えよう。

本稿の事例としてみた、秋田輸送機コンソーシアムを取り巻く環境は、輸送機 (航空機) という完成品市場そのものが寡占的状況であり、完成品市場には新規参入することが困難でかつ技術革新が著しい市場の中において部品市場でいかに、航空機メーカーの傘下に入るか、ある種の予測・予見的な試行が必要であるといえる。そのような環境であって、自社製品における市場対応の柔軟性が求められるといえると同時に、ニーズに対するシーズの蓄積が求められていると言え

⁵³ 安部義彦(2011), pp.14-45.も市場での競争の空白への戦略という意味で参考にした。

⁵⁴ 例えば、平岡(2007)を参照。

⁵⁵ A.サクセニアン著・山形浩生、柏崎亮二訳(2009), p.19 より引用。

よう。シーズの蓄積までの過程として技術的な財・サービスにあつては、それまでの試行錯誤が求められ、基礎的研究が不可欠である。しかし基礎的研究や研究開発における失敗は企業においては経営学の範疇からは研究資材の損益に加えて機会費用の損失でもある。反面、研究内容で考えると、ある種、その結果がデータとして今後の研究に活用されるという正の要素も併せ持っていると解釈される。そのような観点から、大学・研究機関と企業の連携は意義を有するといえる。この時、場としては、企業においては研究成果を用いた新製品による販路拡大や業績向上などの「利潤最大化」を目的にしているが、大学を始め各種共同研究機関は必ずしも利潤を追求しているとはいえない。そのような意味において「共鳴場」として捉えることができよう。つまり、産学官連携による、コンソーシアム、クラスターなどを場という組織の一部分の側面から検討すると、場の複合体であるとみなすことができよう。

つまり、大企業をはじめとした各上位企業からのニーズへの地方から対応については、システム場と対話場の交わりとしての「場」の形成が現象的には必要であると言えるが、同時にニーズに迅速な対応が可能であるシーズを生み出しておく必要があると考えられる。この場合のシーズは、産学による研究・実験等の共鳴場であると解釈される。コンソーシアムを例に検討すれば、緩やかな紐帯によって形成されている組織の中に多様な場が併存している。ある意味で、このような場の種類が多いほど、組織としての多様性や活性につながるものと考えられる。

同時に、本稿の事例でも見た株式会社三栄機械は、当初より航空産業に特化していたわけではなく、中途採用の技術者が航空産業から転職したことで、企業として追求できる技術の幅が広がり、多角的な事業の展開に結びついた。このような多様な技術のバックグラウンドを有した人材を積極的に採用し、現在のように、企業として多角的に展開できるのは、その当時の人材の採用を含めた経営戦略の結果、秋田県内における航空機産業のリーダーとなったと解釈されよう。このようにリーダーとなりうる企業を中心に組織を形成することによって、組織全体の多角性や多様性、そしてそれに伴うコミュニケーションなどを通じた場の形成が可能となるといえるだろう。しかし、先に引用した吉田(2019)の各企業へのヒアリングでは、「基本的に経営者がコスト負担して行っている。すなわち、支援組織等の支援を受ける事例であっても、支援は一部にとどまり、ほとんどのコストを経営者が負担して行っていると考えられる」⁵⁶と記載しているが、ここで経営者は自社のためにコストを負担している（行政などの補助は一部分にとどまっている）のは、ひとえに行政やコンソーシアムに対する「信頼」が薄いことであると指摘している⁵⁷。産学官連携にあつて、行政がどのように組織の構成員として関わるのか、企業と行政が同一の組織内でどのような目的で行動するのか共通認識と企業から行政への信頼性の構築が今後の産学官連携による組織を維持していくためのポイントであるといえよう。

6. まとめ

6-1 結び

本稿では、経営学の視点をベースにコンソーシアムやイノベーションについて整理してきた。わが国では、様々な地域において産業クラスターやコンソーシアムが形成されている。また、大学研究機関においても、地域貢献や行政と大学、企業と大学のように包括連携協定を締結してい

⁵⁶ 吉田(2019), p.174. より引用し再掲（本稿の脚注 38 に同じ）。

⁵⁷ 吉田(2019), pp.185～189.を参照し、引用した。

る。そのようなことから明らかなように、産学官金連携は、ごく当たり前の現象であると思われる。しかしながら様々な目的を有した経営体が1つにコンソーシアムという組織化についてその構成する機関間では様々な場に類型されるといえる。また、企業においてはニーズに対応するシーズを提供するべく多角性が求められていると考えられよう。あわせてオープンイノベーションには、先に見たように「提案型」と「売り込み型」の2種類の方法があることを星野(2015)は指摘しているが、秋田輸送機コンソーシアムの場合には「提案型」であると言える。また本稿の事例で見た三栄機械のように、元々従来の業務内容とは異なるバックグラウンドを有する人材を中途採用し、その知見が企業内に取り込むことができただけでなく、地域内に立地している経営体としての規模が大きいTDKとは業務内容が重ならないような戦略をとるという経営者の判断との思惑のタイミングが一致したということもいえよう。しかしながら企業においては、従来まで長年取り組んできた内容を踏まえつつも新たな市場に新規参入するということは当然リスクも伴うことが想像される。しかし、あえて輸送機（航空機）産業に舵を切ったということは、企業内の意思決定の方向性が明確であるともいえるだろう。つまり技術の蓄積と経営者のトップマネジメント、市場への参入が上手く機能した事例であるといえる。

一方で「売り込み型」の例としては、展示会、商談会等での展示・行政が主催した訪問などが想定される。しかしながらポスター発表や商談会での展示によって上位企業からの受注に通じる商談の機会までの「待ち」を考慮すれば、積極的に自企業が有している技術や商品売り込みのためのスキルやツール、情報を支援する体制も求められよう。同時に、例えば地方における中小企業が開発した技術について、それが十分に売り込むことができないのは、大手企業と地方の企業との間での「情報の非対称性」が存在しているといえる。つまり売り込み先がどこであるのか不明である、展示会・商談会が開催される情報が少ない、大手企業から見た場合には、今まで取引がなかった企業の技術力が不明である、ケイレツ企業が既に決まっているあるいは自社の子会社などのように自社資本が投入されている、などのお互いの情報量が非対称であるということも否定できないであろう。そのようなことから「売り込み」を地方の企業から大手企業へ円滑に行うためのスキームを作り出すことが必要であるが、その仲介を務めるのがコンソーシアムでは行政や研究機関であるといえる。そのような中であってコンソーシアムという「やわらかい組織」の中における方向性とそれぞれの構成員の役割を明確にする必要があるように考えられる。

そのようなことから、秋田輸送機コンソーシアムでは、地域内企業の活動が中心であり、行政や研究機関の存在感が相対的に目立たないのも特徴であると考えられる。つまり民間企業、行政、教育・研究機関という異なる観点を統一するのではなく、それぞれの観点から活動を行っているという意味において、組織内での分業が円滑に進められている事例であるといえるだろう。

さらには地域経済・地域経営に資する組織という意味において、そのコンソーシアムの組織体そのものが成長していくという成長戦略も同時に求められるといえよう。

6-2 今後の課題

本稿の内容は、緒についたばかりであることから本稿は文献等のレビューにより現状の整理に終始しているという排りは免れ得ないが、今後の課題としては、本文中・脚注に記した内容に加えて、より詳細な組織概念の整理、関連する企業等へのヒアリングやより詳細なデータを用いた、定性的・定量的な分析が必要であると認識している。

あわせて、上の5.でも記述した内容と重複するが、コンソーシアムに加盟している企業の中における温度差つまり、加盟する際あるいは加盟後に、その組織に所属しているメリットを享受

しているか、あるいはそうではないか（つまり勧められて加入したなどの義理的・消極的な理由）等についても企業へのヒアリング等を通じてコンソーシアムそのものに対するメンバーの紐帯度合についても調べていく必要がある。とりわけ本稿では述べていないが、吉田(2019)でも指摘⁵⁸しているように、仮にコンソーシアムが形成されているとしても、それに参加しないあるいはそれを活用しないという企業も存在する。このような企業が、あえて参加しないという選択肢をとったのはなぜか、あるいはどのようなビジネスモデル（戦略）を描いているのか、といったことについて客観的に分析し、その組織の欠点を補うことが、併行して必要であると思われる。

同時に、ヒアリングなどを通じて、産業クラスターやコンソーシアムといった組織の体制について、その概念を整理することで、モデル化することが必要である。さらには、経営学の中でも戦略論や組織論について、それぞれの視点から秋田輸送機コンソーシアムをはじめ、本稿では取り上げなかった東北航空宇宙産業研究会（TAIF）について検討することが今後の課題であると著者は認識している。

謝辞 本稿は、冒頭の脚注 1 でも記したように、秋田県における輸送機コンソーシアムの事例の一部については 2019 年 5 月に開催された日本経済政策学会第 76 回全国大会で報告した内容に基づいている。討論者の宮崎大学の谷田貝孝先生からは貴重な意見や指摘を頂戴したことに感謝申し上げる次第である。当然の事ながら、本稿における全ての誤謬は著者のみに帰属するものである。

同時に、本稿を執筆するにあたり、学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等助成金より研究助成を受けたことについて、ここに記して感謝申し上げます。

⁵⁸ 吉田(2019), pp.185~190.を参照した。ここでコンソーシアム等の組織に参加しているものの、その組織を活用しない、あるいは行政を窓口とした他機関との交渉に積極的に関与しない、いわゆる組織に属している幽霊会員の事業者が、なぜ加入し続けているのかについては、企業の合理的意思決定という観点から、興味深い。本稿ではそれには触れなかったことから今後、組織の構成員の参加し続けることのインセンティブという側面からも検討しなければならないと考えている。

参考文献

- ・鹿嶋洋(2015)「大分県における半導体産業集積の形成過程と企業関連間の空間構造」、『地理科学』, 8-2, pp.239-266.
- ・長谷川克也(2019)『スタートアップ入門』, 東京大学出版会.
- ・内閣府地方創生推進事務局(2018)『地域再生制度』, 内閣府.
- ・吉田雅彦(2019)『日本における中堅・中小企業のオープンイノベーションとその支援組織の考察：人的ネットワークの観点から』, 専修大学出版局.
- ・沼上幹(2004)『組織デザイン』, 日本経済新聞社 (日経文庫)
- ・J.A.シュムペーター著・塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳(1977)『経済発展の理論 (上)』, 岩波書店.
- ・M.E.ポーター著・土岐坤・中辻萬治・服部照夫訳(1995)『新訂 競争の戦略』, ダイヤモンド社.
- ・二村敏子編(2004)『現代ミクロ組織論：その発展と課題』, 有斐閣.
- ・野中郁次郎・紺野登(1999)『知識経営のすすめ』, 筑摩書房 (ちくま新書).
- ・加藤秀俊(2018)『社会学：わたしと世間』, 中央公論新社 (中公新書).
- ・山口栄一(2016)『イノベーションはなぜ途絶えたか』, 筑摩書房 (ちくま新書).
- ・マイケル E. ポーター著・竹内弘高監訳(2018)『新版 競争戦略論Ⅱ』, ダイヤモンド社.
- ・黒田正範・矢部彰・榎本祐嗣(2008)「地域コンソーシアム制度の設立の沿革と中国地域における産学官連携の構築」, 『産学連携学』, Vol.4, No.2, pp.25-33.
- ・山本健児(2004)「産業クラスター計画の論理に関する批判的考察」, 『経済志林』, No.72, 1・2 号, pp.311-336.
- ・星野達也(2015)『オープン・イノベーションの教科書』, ダイヤモンド社.
- ・久保田進彦(2020)「消費環境の変化とリッキド消費の広がり：デジタル社会におけるブランド戦略にむけた基礎的検討」, 『マーケティングジャーナル』, Vol.38, No.3, pp.52-66.
- ・野中郁次郎・西原文乃(2017)『イノベーションを起こす組織 革新的サービス成功の本質』, 日経 BP 社.
- ・平岡康一(2007)「航空機構造設計思想の変遷」, 『日本航空宇宙学会誌』, 第 55 巻, 第 636 号, pp.1~7.
- ・安部義彦(2011)『ブルーオーシャン戦略を読む』, 日本経済新聞社.
- ・A.サクセニアン著・山形浩生・柏崎亮二訳(2009)『現在の二都物語』, 日経 BP 社.

その他、資料として各ホームページ等からダウンロードしたものについては、本稿脚注にタイトルおよび URL を記載しており、ここで改めて、一覧化することは省略していることについてはご容赦願う次第である。

自治体新電力の地域付加価値分析

—久慈地域エネルギー（岩手県久慈市）の事例研究

A Regional Value Added Analysis of Local Energy Governance

松 井 克 明

概要

自治体新電力は、自治体が出資等で関与し限定された地域に電気供給を行う事業体である。地域の再生エネルギー電源などから電気を調達し、公共施設を中心とした地域に電気販売を行う、その仕組みは「地産地消」という地域振興のモデルである。また事業収益の地域還元を行うことで地域経済循環の拡大も目指している。地域経済の域外流出を最小限におさえるという地域課題の解決が期待されている自治体新電力は地域付加価値分析が欠かせない。地域付加価値とは、その地域で企業が生み出した利潤、雇用者報酬（賃金）、税金の合計額を指すもので、地域経済循環のお金の流れが分析できる。

岩手県久慈市も出資する久慈地域エネルギーの協力を得て、久慈地域エネルギーの地域付加価値分析を行った。発足後初の通年決算となる 18 年度決算は売上高 1 億 6320 万円、営業利益 1218 万円、純利益 920 万円の黒字となり、地域付加価値は 1499 万 1634 円となった。

1. はじめに 地域経済循環と自治体新電力

2015 年 9 月、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」、17 のゴールと 169 のターゲットからなる SDGs（持続可能な発展のための目標）が国際連合で採択された。これをうけて内閣府では「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018 改訂版）（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）」のなかで、「地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の主流化を図り、SDGs 達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映する」（p.9）としている。これまでも、内閣府では持続可能なモデル都市を創出するため、低炭素社会の実現に向けた先進的な取り組みをする地方自治体を「環境モデル都市」を選定し、さらに、2018 年 6 月には「SDGs 未来都市」を選定している¹。

¹ 佐々木潤（2019）「地方創生に資する自治体による SDGs の推進」『環境自治体白書 2018-2019 年版』中口毅博・小澤はる奈編著 生活社刊 pp. 26-36

また、環境省は第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月閣議決定）のなかで、各地域が地域資源を生かして自立・分散型の社会を形成すると同時に、地域間で補完し支えあう「地域循環共生圏」を謳っている。この具体的な分析のツールとして、「地域経済循環分析」が提示されている。「地域経済循環分析は、市町村毎の『産業連関表』と『地域経済計算』を中心とした複合的な分析により、『生産』、『分配』及び『支出』の三面から地域内の資金の流れを俯瞰的に把握するとともに、産業の実態（主力産業・生産波及効果）、地域外との関係性（移輸入・移輸出）等を可視化する分析手法」である²。

地域経済循環とは「その地域の住民や地元企業が支出したお金が、一方的に域外流出してしまうのではなく、それが域内の別の市民や地元企業に流れ込み、彼らの所得となるようなお金の循環」（p. iv）である。

この分析では地域経済循環における地域経済のバケツの漏れを見ることができる。日本全国に共通するバケツの漏れが、原子力（ウラン）、石油、石炭、天然ガスといったエネルギー代金である。電力会社やガス会社から地域住民が電気・ガスを購入するために年間支払う金額は、域外流出し、地域には戻ってこない。最終的には、燃料費として中東をはじめとして国外に流出する。こうした動きの中で注目されているのが、地域における再生可能エネルギーの導入である。たとえば、諸富徹（2019）は次のように指摘する。

「日本は、原子力（ウラン）、石油、石炭、天然ガス、どれをとっても大規模集中電源の場合、燃料は海外からの輸入に依存している」「もし、これらを地域の再エネによる発電に切り替えればどうなるであろうか」³

地域における再生可能エネルギーの推進で、脱炭素・省資源を実現しつつ、地域雇用の創出、災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった経済・社会的な効果を生み出すことができるのではないか⁴。

今回取り上げるのは、自治体新電力である。自治体新電力とは、自治体が出資等で関与し、限定された地域を対象に電気供給（小売り電気事業）を行う事業体（地域新電力）である。地域の再生エネルギー電源などから電気を調達し、公共施設を中心とした地域の需要家に電気販売を行う、その仕組みは「地産地消」という価値を生み出すことから、地域振興の視点から注目が集まっている⁵。

また事業収益の地域還元が打ち出されており、地域経済循環の拡大も目指されている。全国で設立が相次いでおり東北では、11 法人が設立、設立予定である⁶。

² <http://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>

³ 諸富徹（2019）pp. 3-4.

⁴ 植田和弘（2013）pp. 147-169、金子勝（2016）pp. 19-28 による「地域分散ネットワーク型」社会への提案。

⁵ 稲垣憲治（2019）pp. 66-85.

⁶ 「河北新報」2019 年 3 月 14 日付

2. 久慈市の地域経済循環分析と久慈地域エネルギー

岩手県久慈市は青森県と隣接する県北東部に位置する総面積 623.50 平方キロメートルの市である。東側は太平洋に面した海岸段丘が連なり、西側は、遠島山など標高 1,000m 以上の山嶺を有する北上高地の北端部にあたる。総面積のうち森林面積が約 85.7%を占めている。国内最北端の海で漁をする「北限の海女」などの地域資源を題材に久慈市を舞台にした NHK の連続テレビ小説「あまちゃん」は大ヒットした。人口約 3 万 4758 人、世帯は 1 万 5736 世帯である（2019 年 11 月末現在）⁷。市内総生産は 1178 億円（2013 年）であり⁸、主な産業は売上高（2016 年）では建設業 437 億円、卸売業・小売業 336 億円、生活関連サービス業、娯楽業 127 億円といった順であり、付加価値額では建設業 87 億円、医療・福祉 73 億円、卸売業・小売業 59 億円といった産業が並ぶ⁹。

地域経済循環分析では地域経済循環における地域経済のバケツの漏れを見ることができる。久慈市のエネルギー代金の流出は約 61 億円（石炭・原油・天然ガス約 8 億円、石油・石炭製品約 46 億円、電気約 5 億円、ガス熱供給約 2 億円）である。市内総生産 1178 億円（2013 年）のうちのおよそ 5%は、地域の住民や地元企業が支出したお金が、域内で循環せずに、一方的に域外流出してしまう計算である¹⁰。

久慈市にある自治体新電力が久慈地域エネルギー株式会社（代表・竹田和正宮城建設社長）である。2017 年 10 月に発足した久慈地域エネルギーの資本構成（資本金 1050 万円 設立当初の資本金は 950 万円）は、地元の建設会社の宮城建設など久慈市内の民間企業 4 社（宮城建設株式会社、株式会社細谷地、株式会社ヤマイチ、株式会社中塚工務店）によるものとなった¹¹。その後、自治体（久慈市の出資は 50 万円）も資本参加した久慈市内資本 100%の電力小売会社である。東北地方では、県の資本が入ったやまがた新電力に続く 2 つ目の自治体新電力で、市町村単位では初めてである。

きっかけは、宮城建設の「なんとか久慈を活性化できないか」という危機意識からである。エネルギー地産地消を目指した地域新電力の立ち上げが動き出し、遠藤譲一市長が「地域からのエネルギー費の流出」、「エネルギー地産地消」の視点から積極的な関与を持つにいたった¹²。

久慈市および久慈商工会議所と「エネルギーの地産地消による地域活性化に関する協定」（2018 年 1 月）を締結し、2018 年 2 月には経済産業省の小売電気事業者認可を得て、同年 6 月に久慈市の主な施設と出資企業を中心に電力供給を開始している。同年 10 月には、久慈市の観光拠点の 1 つである三陸鉄道久慈駅へ電力供給を拡大した。2019 年 4 月からは「アマリングリーン

⁷ 久慈市ホームページ「市政情報 >久慈市について >久慈市の概要 > 久慈市の概要」による。

⁸ 環境省、価値創造研究所（2019）「久慈市の地域経済循環分析」。

⁹ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム（RESAS：リーサス）」。

¹⁰ 環境省、価値創造研究所（2019）「久慈市の地域経済循環分析」。

¹¹ その後、株式会社ジュークスが資本参加し、民間企業は 5 社となる。

¹² 北村和也（2018）。

でんき」として一般家庭への販売を開始した。

発足後初の通年決算となる 18 年度決算（2018 年 4 月 1 日—2019 年 3 月 31 日）は売上高 1 億 6320 万円、営業利益 1218 万円、純利益 920 万円の黒字となり、市に子育て支援策として 200 万円を寄付している。

現状は「契約電力は黒字経営のベースとなる 5000 k W（キロワット MW・メガワット）を超えた 8483 k W（8MW）。出資企業でもある株式会社細谷地が取次代理店となって、ガスとのセット売りのおトクな割引価格で提供できています。契約世帯は東北全域ですが、久慈市内では約 1 万 5000 世帯のうち 5%が加入されている計算です」と勝田雅幸久慈地域エネルギー営業部部長は語る¹³。

契約電力は高圧 5268 k W（自治体 3505、民間 1763）、商店、事務所、一般家庭向けの低圧 3215 k W（自治体 1114、民間 2101）である。高低圧バランスは理想としては 1 : 1 とされているが現在は 2 : 1 である。

現在の電源は 100%、電力卸市場からであるが、4 月からは岩手県企業局が管理運営している長内川上流にある滝ダムの水力発電所の電力の供給を受け、「アンバーホール（文化会館）」へ供給が始まる。

再エネ電源に関しても、久慈市内には 24MWの太陽光による発電能力がある。熱供給業の久慈バイオマスエネルギー株式会社もあり、将来的な連携も視野に入れている。

「久慈市の施設や設備（アンバーホールや市民体育館など 200 件以上）に従来の電気料金よりも安く電力を供給することで自治体の電気料金を削減したいという当初の目的の一部は達成しつつあります。今後は、地産地消と子育て支援など各種支援活動を通じ地域の活性化をも図っていきたい」と若林治男同社取締役は語る¹⁴。

地産地消が動き出す 19 年度決算（2019 年 4 月 1 日—2020 年 3 月 31 日）ではさらなる黒字が見込まれている。さらに自動運転を含めた電気自動車（EV）などで注目される「交通エネルギー」の地産地消をも目指している。

3. 久慈地域エネルギーの地域付加価値

久慈地域エネルギーの聞き取り調査をもとに久慈地域エネルギーの地域付加価値を算出する。地域付加価値とは、その地域で企業が生み出した利潤、雇用者報酬（賃金）、税収の合計額を指す。久慈地域エネルギー（売上高 1 億 6320 万円）の 2018 年度決算書をもとに、（1）売上における経常利益（1199 万 0644 円）・純利益（920 万 3544 円）、（2）支出項目ごとに支払先が地域内事業者の場合にはその支出分に応じた支払先事業者の純利益と従業員可処分所得の増加¹⁵、（3）推定される地元従業員可処分所得（221 万 1900 円）、（4）推定される市税（38 万 800 円）などを推計した。

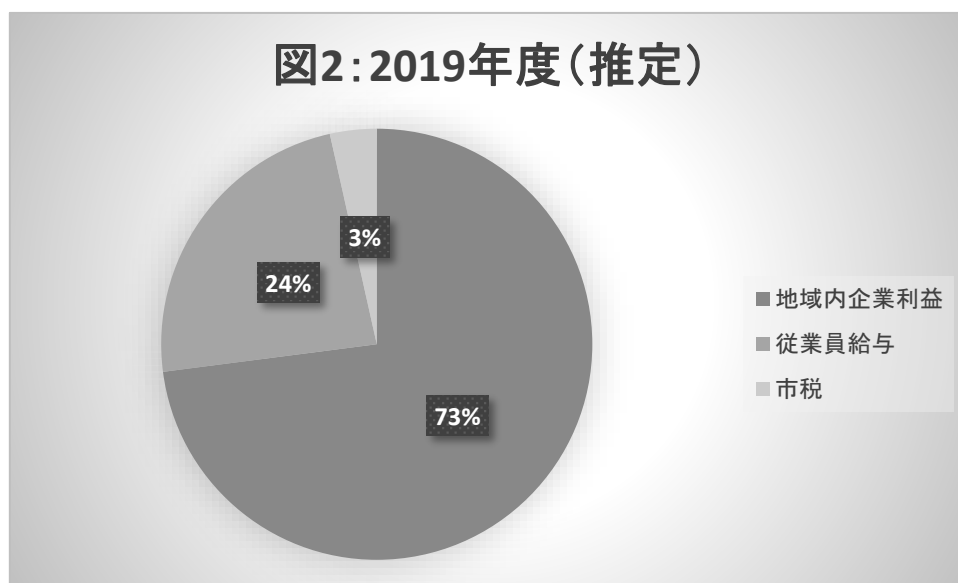
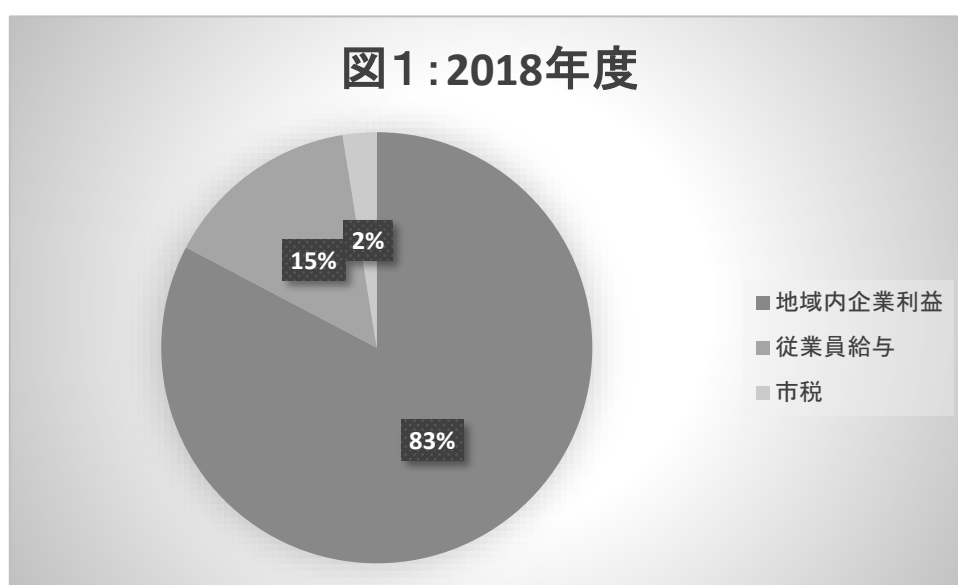
2018 年度の地域付加価値は 1499 万 1634 円となった。『入門 地域付加価値創造分析』（諸富徹編著 日本評論社刊）による同規模の自治体新電力・ひおき地域エネルギー（鹿児島県日置市）

¹³ 2019 年 12 月 24 日、聞き取り調査による。

¹⁴ 2019 年 12 月 24 日、聞き取り調査による。

¹⁵ 地域内事業者向け支払いの販売費の 10%で推定した。

の分析による 2016 年実績値（推定）では売上約 1 億 4000 万円、純利益約 600 万円、地域付加価値は約 900 万円である。久慈地域エネルギーの地域付加価値が多いように見えるが久慈市内の資本だけで成り立つ地元資本 100%であることから株主利益が地域内にとどまることが大きいとみられる。なお、計画による営業利益をもとにした推定値ではあるが、2019 年度以降も地域付加価値は 2820 万円（2019 年 前年比 88%増）、3783 万円（2020 年 前年比 34%増）、4503 万円（2021 年 前年比 19%増）と高い伸びを示している。2019 年度に高い伸び率となっているのは雇用を増やし、人件費が増加するためである。このほかに、滝ダムの水力発電所の電力供給として 2500 万円が岩手県側に支払われるが、このうち、これまでの F I T 電源との差額は約 500 万円（1 kWh = 2 円増）であり、この約 500 万円は岩手県全域としての地域付加価値のなかで計算されるべき数値となる。



資料：図1、2ともに久慈地域エネルギーの資料提供により独自作成

図1は2018年度の地域付加価値の内訳であり、図2は2019年度（推定）である（筆者作成）。地域内居住の従業員数が増加するために、従業員給与の割合が増加している。なお、自治体新電力・ひおき地域エネルギーの構成比（2016年度実績値）は地域内企業利益63%、従業員給与32%、市税5%であった。

地域付加価値分析に影響を与えるのが需要を予測し電源を調達する需給管理である。需給管理とは電力の需要と供給を一致させる作業で、電気事業の要となるものである。一定のノウハウが必要で手間もかかるため、自社で行わず民間事業者に委託するケースが多い。需給管理を行うことで、電気事業の要のノウハウ蓄積、収益性の向上などがみられる。

久慈地域エネルギーでも需給管理費用として、外注費の名目で数百万円が域外に流出している。この需給管理が内製化できれば、地域付加価値はより大きなものとなる。なお、この需給管理を内製化しているのが、東北地方では、宮城県の東松島みらいとし機構である。ただし、東松島みらいとし機構は一般社団法人の中間支援組織であり、自治体新電力はその一部門であるため、会計は未公開となっている。

4. 久慈市側の評価 官民一体となった危機意識

自治体側の自治体新電力の評価はどうか¹⁶。久慈市の出資の目的は「久慈市総合計画及び復興計画等に基づき、エネルギーの地産地消により再生可能エネルギーの推進を図ろうとするもの」であるとして、出資の理由に以下の9点をあげた。①大きな経済的マイナス要素となっているエネルギー費の地域外流出を減らす。②地元資本のエネルギー会社による「エネルギーの地産地消」に取り組み、地域経済の活性化を目指す。③地産地消の仕組みにより、地元の雇用を生み、地域の活性化を促す。④再生可能エネルギーの推進によるCO2削減を図る。⑤エネルギーの分散化の進展による災害時等のエネルギー対応を目指す。⑥小売電気事業者の選択肢を広げる。⑦電気料金の縮減を図る。⑧地域エネルギー会社と協定の締結による官民共同の地域活性化を目指す。⑨民間のノウハウを生かした再生可能エネルギーの推進を図る。

出資のメリットとしては「市の参画により地元のエネルギー会社としての性格が明確化、住民の『自分たちの会社』という意識の醸成」「市の参画による安心感 経営的な安定に寄与」「エネルギー費を地域内で循環させることの重要性の啓発」「横浜市との再エネ連携、地域と横浜市の需要家をつなぐポータルとなる可能性」をあげている。

現段階では2019年には子育て支援策として200万円の市への寄付、経営について民間のノウハウを生かせることなどがこれまでの主な実績であり、課題に関しては認知度の向上、再生可能エネルギー電源と送電網の確保などをあげている。2050年までに使用電力を100%再エネに転換する意思と行動を示す「再エネ100宣言 RE Action」にも加盟しており、滝ダムの電源のアンバーホールへの供給が始まる4月1日にあわせて3月下旬に宣言をする予定である。

これにあわせて、市の保有施設の電源も民間事業者との契約が終わり次第、順次、久慈地域エネルギーに切り替えていく意向である。

以上が聞き取り調査の内容であるが、大口の需要が見込める自治体に関しては、既存の電力

¹⁶2020年2月28日、久慈市企業立地港湾部企業立地港湾課（課長大崎健司氏、港湾エネルギー推進係係長宮本幸治氏 同主任島袋龍二氏）への聞き取り調査による。

供給会社からも自治体新電力を意識した割引をすることから、入札を行ったかのような価格競争が行われる。このため、自治体新電力といえども、明確な契約がない限り、自治体に電力を供給することが保証されているわけではない。コスト削減だけを念頭にすれば、既存の電力供給会社からの供給が望ましいことも多い。自治体新電力の官民一体となった危機意識をもとにした、自治体新電力への一定の関与が求められる。

5. おわりに

地域経済のバケツの漏れ、なかでも原子力（ウラン）、石油、石炭、天然ガスといったエネルギー代金は域外流出、国外に流出している。このバケツの漏れをどうすべきか。

地方自治体で対応しようというのが、自治体新電力などの地域分散ネットワーク型社会に向けた取り組みである。また、民間、家計で対応しようというのが断熱材を活用したエコハウスである。夏涼しく、冬暖かい室内にすることで光熱費を抑えようという狙いである。ただし、より省エネ効果が期待できる 2020 年の省エネ基準の義務化は、建設業界の慎重な対応によって見送られている。

しかし、建設業界の一部は、エコハウスどころか、自治体新電力に参入し、電気自動車（EV）などで注目される「交通エネルギー」の「地消地産」を目指す都市デザインでリードしようとしている。このように建設業界も新しい視点に立つことで、地域経済は活性化する。政治家も企業も消費者（有権者）も、これまでの政治的なかけひきに終始するのではなく、新しい視点に立つことで、雇用も生まれ、エネルギーミックスも行われる、望ましい経済循環が生まれると考えるべきではないか。

環境政策においては、Carley and Lawrence(2014) の再生可能エネルギーの導入による経済成長論（Energy-Based Economic Development EBED）に示唆されるところが大きい¹⁷。

今回は、自治体新電力のうち、岩手県久慈市も出資する久慈地域エネルギーの協力を得て、久慈地域エネルギーの地域付加価値分析を行った。発足後初の通年決算となる 18 年度決算の地域付加価値は 1499 万 1634 円となった。今後も、地域付加価値は増加していくと見込まれている。

自治体新電力は地域の再生エネルギー電源などから電気を調達し、公共施設を中心とした地域に電気販売を行う、その仕組みは「地産地消」という地域振興のモデルである。また事業収益の地域還元を行うことで地域経済循環の拡大も目指している。

そのなかでも、官民一体となった危機意識、市内の資本だけで成り立つ地元資本 100%の新電力である、いわば「久慈モデル」として今後も注視していく必要がある。

このように、地域の公共施設の電気を地域で生み出す流れが作られつつある。ただし、自治体新電力の組織形態は様々である。かつての議会の監視の目が緩まることで負債化した事例もある第三セクターへの警戒感も少なくない。公共部門の出資割合も含めて、事例研究が必要である。また、現在、進行中の電力システム改革が様々な影響を与えかねず、継続的な考察が欠かせない。

¹⁷ Carley, S. and Sara Lawrence(2014) *Energy-Based Economic Development*, Springer:New York.

参考文献

- Carley, S. and Sara Lawrence (2014) *Energy-Based Economic Development*, Springer: New York
- 稲垣憲治 (2019) 「自治体新電力の地域経済付加価値と今後の可能性」『入門 地域付加価値創造分析』諸富徹編著 日本評論社刊 pp. 66－85
- 植田和弘 (2013) 『緑のエネルギー原論』岩波書店刊
- 金子勝 (2016) 『負けない人たち』自由国民社刊
- 佐々木潤 (2019) 「地方創生に資する自治体による SDGs の推進」『環境自治体白書 2018-2019 年版』中口毅博・小澤はる奈編著 生活社刊 pp. 26－36
- 諸富徹 (2019) 「地域経済循環とエネルギー自治」『入門 地域付加価値創造分析』諸富徹編著 日本評論社刊 pp. 3－4.
- 北村和也 (2018) 「電力コラム 第三十四回 地域新電力の種類③ 久慈地域エネルギー（上）」パワーシェアリング 7月27日。2020年2月4日参照、
<http://power-sharing.co.jp/column/558/>。
- 環境省、価値創造研究所 (2019) 「久慈市の地域経済循環分析」2020年2月4日参照、
<http://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>。
- 河北新報 (2019) 「＜震災8年＞東北で相次ぐ「自治体新電力」設立 地域への経済効果に濃淡」3月14日。2020年2月4日参照、
https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201903/20190314_72002.html

地域連携による生活支援体制整備事業の段階的推進： 「八戸市生活支援体制整備事業」を事例として

小柳 達也^{*1}, 島田 拓巳^{*2}

要旨：青森県八戸市では、2015（平成 27）年度より、介護保険法の地域支援事業における生活支援体制整備事業に関する取組がはじめられている。そのなかで、同市と地元大学である八戸学院大学、そして社会福祉関係組織、地域住民などが連携し、生活課題の解決へ向けた地域協働型ワークショップ（第 2 層協議体）を開催し、そこでの検討内容がいかされ、既存の社会資源の活用により新たな生活支援サービスが創出される、といった展開がみられる。その展開を俯瞰し、本事業における地域での生活支援体制整備の安定した段階的推進の要因を明らかにすることを目的とする研究を行った。同市の本事業に関わる地域福祉実践や既存資料を吟味した理論的分析の結果、その主な要因は、生活支援コーディネーターが適宜介在し、事前の実態把握調査の分析結果や学生の参加に期待する本ワークショップをいかしつつ、同市、同大学及び第 1 層協議体などの関係機関・関係者が、PDCA サイクルのなかで役割分担しながら、利益も享受しつつ、推進力を生み出している有機的かつ効率的な体系そのものにあることについて明らかとなった。

<Key words：生活支援体制整備事業，地域福祉実践，地域協働型ワークショップ，地域住民，学生>

1. はじめに

わが国では、2014（平成 26）年度に介護保険法が改正され、2015（平成 27）年度より、生活支援体制整備事業が地域支援事業に位置づけられた。本事業は、介護保険制度の保険者である市町村（東京都区部を含む）が主体となり、高齢者が住み慣れた環境で暮らし続けられるように、地域における自助や互助の強化を目指すものである。後に詳述するが、青森県八戸市においても、2015（平成 27）年度より、本事業に関する取組がはじめられている。そのなかで、同市と地元大学である八戸学院大学、そして社会福祉関係組織、地域住民などが連携し、生活課題の解決へ向けた地域協働型ワークショップを開催し、そこでの検討内容がいかされ、既存の社会資源の活用により新たな生活支援サービスが創出される、といった展開がみられる。

筆者である小柳と島田は、同市において、本事業の中核を担っており、これまで、「高齢社会フォーラム in 八戸（内閣府・同市共同主催）」、「いきがい・助け合いサミット in 大阪（公益財団法人さわやか福祉財団主催）」、「『青森県型地域共生社会』実現に向けた福祉機能強化支援セミナー（青森県主催）」、「第 27 回日本社会福祉士学会全国大会」、「第 29 回日本保健福祉学会学術集会」、「日本福祉介護情報学会第 19 回研究大会」、「令和元年度八戸地域社会研究会 7 月例会」に

^{*1} Tatsuya Oyanagi：八戸学院大学健康医療学部

^{*2} Takumi Shimada：八戸市福祉部高齢福祉課

^{*1} 〒031-8588 青森県八戸市美保野 13-98

^{*1} E-mail：oyanagi-t@hachinohe-u.ac.jp

において、同事業に関する地域福祉実践や研究の報告を行い、「今後の展開に期待可能な先進的实践」、「ユニークな実践」、「調査分析結果が事業展開の根拠として実際に活用される意義ある研究」などと評価を受けている。振り返れば、本事業に関する地域福祉実践や研究を進めていこうとした際、よく適合する参考資料が得られにくく、苦勞もした。本事業の萌芽の頃よりの地域に根ざした探索的で試行的な実践と研究の積み重ねが、このような方々からの評価につながったと考えている。

2019（平成 31）年 2 月 4 日、「平成 30 年度第 2 回東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会資料」¹⁾ のなかで、同市の本事業における取組が「好事例」として記載・紹介された。このことから、その取組が所謂「成功事例」として公的に認められていることが分かる。実際のところ、高齢化や社会資源、生活支援ニーズなどには地域差があるため、各地の多様な地域福祉実践をそのまま模倣して他の地域で行なっても、成功（または失敗）するとは限らないが、各々の取組がアクセスしやすい情報媒体を通じて紹介され、知見として提供されることは、事業展開上の参考資料の蓄積といった観点からも否定できないであろう。一方で、猪飼（2019）による「社会福祉の世界では、個別の取り組みが『成功事例』として紹介されることが多い」²⁾、「その『事例』を模倣することを勧めさえすれば、私たちの社会の福祉が全体として改善するわけではない」²⁾ という指摘を受けとめれば、成功事例主義を超えるための理論化（一般化）を目指した解釈^{注1)} は本事業における実践と研究においても同様に重要といえる。

そこで、本稿においては、同市における本事業の展開とそのなかでの地域福祉実践を分析対象事例とし、事業と実践の推進に有効な一方法の理論化（一般化）へ向けた議論を試行することとした。

2. 問題の所在、研究方法及び研究目的

わが国は、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が進展し続けている³⁾。とりわけ、若年者の減少は社会的に大きな影響があると考えられる。例えば、社会保障や社会福祉の分野においては、発生するコストを支える税収や保険料が不足するうえ、サービスを担う人材の確保が難しくなるため、世代間の助け合いを前提とした現在の体系が機能不全に陥る可能性がある。

介護保険法の改正により、2015（平成 27）年度から地域支援事業に位置づけられた生活支援体制整備事業は、そうした社会的状況に対応すべく、地域包括ケアシステムの構築を推進する方策のひとつとして創設された。厚生労働省（2016）の「地域支援事業実施要綱（老発 0609001 号）」⁴⁾ をみると、本事業では、市町村が中心となって、公益法人、企業、共同組合、ボランティア、地縁組織及び民生委員などといった生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、高齢者の多様な日常生活や社会参加における支援体制の充実と強化を一体的に図ってゆくことが想定されている。より具体的には、各市町村内に第 1 層（市町村区域）と第 2 層（中学校区など）のレイヤーを置き^{注2)}、それぞれに協議体と生活支援コーディネーターを設け、生活支援ニーズや既存資源の把握、生活支援の担い手の確保、生活支援ニーズに対応した支援の創出やマッチングなど

注1) 猪飼（2019）は、「ある特定の取り組みがある地域で成功し、別の地域では成功しない原因を一般的な形で説明すること」²⁾とも指摘しているが、本稿では、八戸市生活支援体制整備事業における数年の地域福祉実践のプロセスを辿り、（現時点では）「成功している原因」を理論的に分析し、理論化（一般化）へ向けた試行的な解釈を行なうこととした。

注2) より細分化した第 3 層も有り得る。

を行うこととされている。つまり、有機的かつ効果的な自助と互助の促進を大目的としながら、地域連携による、そのコーディネートを含む支援実践の展開のなかで、当該市町村・地域における新たな生活支援サービスの創出・開発などにつなげてゆくことについて想定、期待されていると考えられる。

八戸市では、2015（平成 27）年度に本事業に関する取組が開始され、2016（平成 28）年度に市内の高齢者を対象として、後述する「高齢者の生活支援体制整備に向けた実態把握調査」^{5,6)}が実施された。この調査結果が、最初期の事業推進上の有用な根拠となり、地域連携体制が有機的に構築されながら、同市の本事業は安定して展開されている。一方で、同市の本事業における生活支援コーディネーターが幾つかの市町村の本事業担当職員と情報交換した限りでは、他地域では、「支援の担い手がない」、「自治体の特質をいかした取組をしたいが頓挫している」、「事業の進め方が分からない」などと、事業の推進と深化のプロセスにおいて、スタートを切るための環境づくりや方法の決定といった選択の段階で苦心している旨の声も聞かれている。本事業は、2018（平成 30 年）年度中より全ての保険者にて実施されているが、実際に、2018（平成 30）年 6 月 1 日時点で、協議体や生活支援コーディネーターが設置されていない市町村が存在する⁷⁾。また、いずれの生活支援サービスにおいても、「実施主体や担い手の確保」を普及のための課題とする市町村が多い⁷⁾。

そこで本稿は、本事業における地域での生活支援体制整備の安定した段階的推進の要因について、同市の関係する地域福祉実践と既存資料を吟味し、理論的に明らかにすることを目的とする。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮として、本稿では、議論の基となる主な情報は、八戸市の附属機関である八戸市生活支援体制整備推進協議会（以下、第 1 層協議体）^{注3)}の会議録及び資料⁸⁾と既存の書物⁹⁾に所収された、小柳と島田（2018）による「官民学連携による地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現へ向けた福祉・教育実践：青森県八戸市における生活支援体制整備事業を事例として」を使用することとした。また、本研究において取り扱う代表的な調査である「平成 28 年度高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査（バス券の交付を受ける高齢者を対象とした調査編）」⁶⁾、「平成 30 年度八戸市における高齢者の居場所に関する調査：社会福祉法人白銀会『地域交流スペースそよ風』利用者に対する調査編」¹⁰⁾及び「平成 30 年度八戸市における高齢者の居場所に関する調査：社会福祉法人白銀会『地域交流スペースそよ風』従事者に対する調査編」¹¹⁾は、八戸学院大学研究倫理委員会の承認を受けている（承認日は、2016<平成 28>年 7 月 19 日及び 2018<平成 30>年 8 月 7 日）。

なお、本事業に関わる生活支援サービス利用者の情報については、個人が特定されぬよう、既に、同市の個人情報保護制度により公的に処理されている。また、本事業に関係する筆者ら以外の個人名等については、適宜イニシャルを用いてマスキングした。

4. 八戸市の概要

八戸市は、太平洋に臨む、青森県南東部に位置する総人口約 22 万 8 千人の中核市である。

注3) 八戸市生活支援体制整備事業における「第 1 層協議体」にあたる。

2019（平成 31）年 3 月末現在、65 歳以上の高齢者人口は 68,254 人（高齢化率 29.9%）¹²⁾ であるが、国立社会保障・人口問題研究所（2018）の推計³⁾によると、今後も高齢化が上昇し、2025（令和 7）年には、総人口が約 21 万 3 千人、高齢者人口が約 7 万 3 千人（高齢化率 34.3%）となり、ほぼ 3 人に 1 人が高齢者となる見通しである。

一方、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少傾向もみられ、同推計³⁾によると、2045（令和 27）年には、総人口が約 17 万 6 千人となり、生産年齢人口（約 7 万 5 千人）と高齢者人口（約 7 万 3 千人）の数が接近する見通しである。

5. 八戸市生活支援体制整備事業

5.1. 八戸市生活支援体制整備事業の萌芽

2015（平成 27）年度に生活支援体制整備事業が創設されたことを受け、八戸市では、2016（平成 28）年 1 月 18 日に「八戸市生活支援体制整備事業研究会」が発足し、市内で本事業をどのように進めるのかについての検討が開始された。この研究会の構成員は、社会福祉法人八戸市社会福祉協議会の地域福祉課長、八戸市民生委員児童委員協議会の会長、介護事業所を運営する株式会社の代表取締役、地元大学に所属する社会福祉学分野の講師（教育・研究者）、そして八戸市地域包括支援センター職員と八戸市在宅介護支援センター職員であった。事務局は同市福祉部高齢福祉課が務めた。

第 1 回研究会では、生活支援体制整備事業の趣旨、内容を確認し、次いで、同年 2 月 18 日に行われた第 2 回研究会では、論点の洗い出しと第 1 層協議体の整備方針についての意見交換が行われた。この時点までの議論において、大きな話題になったことは、「在宅生活の継続に関する高齢者のニーズを把握する調査が必要」、「フォーマルとインフォーマルの区別なく、様々な人に本事業に関わってもらえる体制づくりが必要」、「男性高齢者の社会参加や介護活動への参画を促すことが必要」などであった。

5.2. 八戸市生活支援体制整備事業における役割分担

八戸市生活支援体制整備事業に筆者らが携わることになった経緯と役割分担は次の通りである。

小柳は、2016（平成 28）年 1 月に八戸市に設けられた生活支援体制整備事業研究会に学識経験者枠の構成員として加わったことを契機として、以後、本事業に携わることになった。2017（平成 29）年 7 月からは、第 1 層協議体の会長を務めており、事業の評価・検証や計画の立案などに携わりながら、調査研究活動にて本事業を下支えしている。加えて、所属大学で自身が管理する福祉系の A 研究室所属学生や同大学関係の教員、地域住民などを結びつける役割を担っている。

島田は、2009（平成 21）年 4 月に同市に社会福祉士として採用され、これまで、同市福祉部高齢福祉課で地域包括支援センターの専門職として高齢者などの支援にあたる一方で、「あんしんカード事業の運営」や「成年後見センターの創設」に関わる事務職としての業務も担当してきた。2015（平成 27）年度に生活支援体制整備事業が新設された時分は、同課の主任介護支援専門員が主担当であり、島田は副担当の位置であった。翌 2016（平成 28）年度から本事業の主担当となり、国が定めた期限内に事業の全体像を構想し実行するという役割が課せられることになった。

なお、両者とも、社会福祉士の有資格者であり、地域福祉実践上の理念や専門性を共有しており、地域における多くの関係者とともに、慎重に意思疎通を行いながら協働を続けている。

5.3. 実態把握調査

前述の研究会での議論が踏まえられ、2016（平成 28）年度に八戸市福祉部高齢福祉課と小柳によって、高齢者の生活支援体制整備へ向けた調査が実施されることになった。本調査は、同時期に市内での実施が予定されていた日常生活圏域ニーズ調査とは異なり、高齢者の在宅生活を阻む理由とそれをカバーする社会資源の認知率などを併せて把握しようとするものであった。島田を含む同市の生活支援体制整備事業担当者が 2016（平成 28）年 4 月までに計画した調査の企画を材料として、筆者らは相談を重ね、調査自体は同市の主導で実施すること、調査内容のブラッシュアップと収集データの分析、報告書作成などに小柳が協力する体制にて進めてゆくことが合意された。この調査（表 1）については、小柳（2017a/2017b）による「平成 28 年度高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査結果報告書（有料老人ホーム等入居者を対象とした調査編）」⁵⁾と「平成 28 年度高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査結果報告書（バス券の交付を受ける高齢者を対象とした調査編）」⁶⁾にまとめられており、学術的な検証^{13,14)}もはじめられている。本調査結果の要点は、市内の自立的な高齢者においては、在宅生活の断念の理由や状況として、「体調管理が難しくなったら」、「食事の準備が大変になったら」、「外出が大変になったら」などが上位にあがっているものの、予め、調査関係者がブレインストーミングによりリストアップした在宅生活の継続に対応する生活支援サービスの多くは、認知率が 0～5%程度と極めて低かったことであろう。

2017（平成 29）年 2 月 20 日に開催された第 3 回研究会において、この調査結果が報告されたところ、資源の認知率が想像以上に低いことに対する驚きと落胆の声があがり、「既存資源の活用を進める」ことが当面の方針として共有されることになった。また、構成員から「地域住民のニーズを吸いあげる仕組みが必要」、「地域住民しか知らない資源を把握する手段が必要」、「官民関係なく協働する体制の整備が必要」、「資源の知らせ方に工夫が必要」という具体的な課題があげられた。この席で、同市から、「本事業をより強力に推し進めるために第 1 層協議体を同市の附属機関化する」、「地域の声を把握しながら、自助や互助を盛り上げるために地域住民と学生によるワークショップを行う」との提案がされ、了承されている。

表 1 「平成 28 年度高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査」の概要^{5,6)}

調査対象	甲群	八戸市の有料老人ホームもしくはサービス付き高齢者向け住宅、ケアハウスに入居している満 65 歳以上で要介護認定上「自立」もしくは「要支援 1」、「要支援 2」に該当する者
	乙群	高齢者特別バス乗車証 ^{注4)} の交付を受けている満 70 歳以上の者
標 本	甲群	72 件（男性 25 件、女性 47 件）
	乙群	188 件（男性 63 件、女性 125 件）
調査手法	甲群	郵送法による自記式もしくは他記式の質問紙調査
	乙群	対面法による自記式質問紙調査
調査期間	甲群	2016（平成 28）年 5 月～6 月
	乙群	2016（平成 28）年 5 月～9 月
調査内容	甲群	「基本属性」、「入居理由」、「生活支援サービスの認知」、「生活支援サービスの利用経験」、「一般的自己効力感」等
	乙群	「基本属性」、「施設への入所を考える状況」、「生活支援サービスの認知」、「生活支援サービスの利用経験」、「一般的自己効力感」等

5. 4. 第 1 層協議体

5. 4. 1. 第 1 層協議体発足の経緯

2017（平成 29）年 4 月、八戸市における生活支援体制整備事業の進め方に関する議論や取組の評価及び検証などを行うことを目的として、第 1 層協議体が同市の附属機関として設置された。委員構成は表 2 に示す通りであり、前述の研究会の主要な構成員に、市内の社会福祉法人、生活協同組合及びシルバー人材センターの職員を加えた陣容となった。事務局は同市福祉部高齢福祉課である。

ここで、新たに加入することになった委員について少し説明を加えておきたい。まず、社会福祉法人白銀会であるが、同法人は、2017（平成 29）年 3 月頃から、社会福祉法人による「地域における公益的な取組（以下、地域公益取組）」の一環として、地域交流スペース（正式名称：地域交流スペースそよ風）を設置し、地域住民対象の多世代が自由に参加できる食堂（子ども食堂の全世代版）によるサービス提供など、介護予防、認知症予防、住民間の交流活動に関する取組を開始していた。地域包括ケアシステムの実現にあたっては、担い手の確保が課題のひとつもあり、それが同法人に期待された。また、社会福祉法人ぶさん会については、同法人の運営施設を利用している障がいをもつ人の力を地域の高齢者支援にいかすことができれば、同市における本事業と社会福祉法人の地域公益取組をつなげた先駆的かつ効果的な地域福祉実践になることが予測されたため、その旨を生活支援コーディネーターである島田から同法人理事長に伝え、相談したところ、当人より委員就任が快諾された。生活協同組合コープ青森と公益社団法人八戸市シルバー人材センターについては、前述の 2016（平成 28）年度に実施された調査において、例外的に認知率の高い社会資源であったため、「既存資源の活用を進める」という同市の方針に対して、有

注4) 八戸市は、高齢者の社会参加の促進と生きがいつくりのため、市営バス及び南部バス（民間バス会社）で使用可能な 1 年間有効のバス券を市内に住所を有する 70 歳以上の申請者に対して交付（一定の所得以下の人：4,000 円、一定の所得を超過する人：8,000 円）している¹⁵⁾。

効な提案ができるノウハウを有していると考えられたため、参加が呼びかけられた。

表 2 第 1 層協議体の委員一覧（2017<平成 29>年度当時）⁸⁾

会長・副会長	委員の所属と肩書
	社会福祉法人白銀会 通所介護事業所管理者
副会長	社会福祉法人ぶさん会 理事長
	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 地域福祉課長
	八戸市民生委員児童委員協議会 会長
	生活協同組合コープあおもり 理事
	公益社団法人八戸市シルバー人材センター 職員
会 長	八戸学院大学 講師
	株式会社池田介護研究所 代表取締役

5. 4. 2. 第 1 層協議体の協議会開催状況

2017（平成 29）年度に八戸市に設置された第 1 層協議体の協議会は、2018（平成 30）年度末までに合計 7 回開催され、同市における生活支援体制整備事業推進の方針や取組内容の検証などが行われている（表 3）。

第 1 回協議会では、住民と学生が地域の課題について話し合う地域協働型ワークショップ（正式名称：住み慣れた地域での生活を考えるワークショップ）の実施案が諮られ、承認されている。第 2 回協議会では、本ワークショップの評価・検証が行われ、継続実施が決定している。第 3 回協議会では、本ワークショップにてあがった生活支援ニーズに応えるため、障害者福祉施設（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所）による地域の高齢者のごみ出し支援の試行について話し合いが行われた。その際、委員より、地域共生社会の実現につながるものとして期待の声があがるほか、後にも議論することになる費用負担の問題について言及された。第 4 回協議会では、これまでの取組の整理と方針の確認が行われた。第 5 回協議会では、事業の骨子のひとつである第 1 層及び第 2 層への生活支援コーディネーターの配置について話し合われ、前者は、同市職員が兼務、後者については、同市にある 12 か所の地域包括支援センター職員が各 2 名担うことが承認された。第 6 回及び第 7 回協議会では、地域における高齢者の居場所づくりに関する議論がされ、「仲間づくり、介護予防、認知症予防につながるだけでなく、参加者が運営面で活躍できるなどの複合的な意味をもつ場」の模索が続けられている。

表 3 第 1 層協議体の協議会開催状況⁸⁾

回	日付	主な内容
1	2017（平成 29）年 7 月 28 日	・高齢者の生活実態に関する調査実施報告について ・住み慣れた地域での生活を考えるワークショップ実施案について
2	2017（平成 29）年 8 月 28 日	・住み慣れた地域での生活を考えるワークショップの効果の検証及び継続実施の可否について
3	2018（平成 30）年 3 月 28 日	・障がい福祉施設（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所）によるごみ捨て支援 ^{注5)} の試行について ・生活支援体制整備に関するニーズへの対策案について
4	2018（平成 30）年 5 月 24 日	・生活支援体制整備に関するニーズへの対策案の進捗状況について
5	2018（平成 30）年 8 月 30 日	・高齢者に対するごみ捨て支援の展開について ・生活支援コーディネーターの配置について
6	2018（平成 30）年 11 月 28 日	・高齢社会フォーラムにおける提言事項への対応について
7	2019（平成 31）年 2 月 19 日	・高齢者の社会的居場所に関する調査について ・住み慣れた地域での生活を考えるワークショップの今後の展開について

5.5. 地域住民と学生の協働による地域協働型ワークショップ（第 2 層協議体）

5.5.1 地域協働型ワークショップ実施までの経緯⁹⁾

前述の研究会において、2016（平成 28）年度時点で、「地域住民のニーズを吸いあげる仕組み」、「地域住民しか知らない資源を把握する手段」、「官民や公私の区別なく協働する体制の整備」が必要である旨の意見があがっていたうえに、八戸市の生活支援体制整備事業における第 2 層協議体を整備する必要があったため、筆者らを中心として、これらについての対応策の検討が開始された。その検討にあたり、同市の社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会に意見聴取がされた結果、「担い手不足」、「運営者の固定化」が地域全体で不安材料になっていること、団体によっては、「今の活動を継続できるか心配」という話題もあることが課題として抽出された。こうした意見を踏まえると、例えば、地域住民の生活支援ニーズを把握しても、人手不足がネックとなって対策が実行できない事態に陥る可能性が考えられた。そこで、地域住民がもつ実際的な生活支援ニーズの確認、支援の担い手の発掘、自助や互助の雰囲気づくりなどを同時に実施する方策として、同市主催で広く住民が参加できる地域協働型ワークショップを本事業における第 2 層協議体と位置付け、地区ごとに開催し、地域の生活支援ニーズの洗い出しと解決策の検討を行う形が想像された。この形については、第 1 層協議体にて実際に審議され、本ワークショップを同市の本事業における第 2 層協議体と位置付けることが、試行実施を経て正式に承認された^{8) 注6)}。

ただし、生活支援コーディネーターの島田としては、地域協働型ワークショップに関して、「新

注5) 第 1 層協議体で議論された「ごみ捨て支援」という概念については、昨今の全国的な動向を踏まえ、本表以外では、基本的に同様の意味を有する「ごみ出し支援」という概念に変更して使用することとした。

注6) 第 1 回協議会（2017<平成 29>年 7 月 28 日）にて承認された。地域協働型ワークショップ（第 2 層協議体）の評価検証がされ、第 2 回協議会（2017<平成 29>年 8 月 28 日）において、試行実施の継続が決定し、第 2 回協議会（2018<平成 30>年 3 月 28 日）において、2018（平成 30）年度以降の本格実施が正式に決定した。

たな人材を発掘することができるか」、「非難合戦や役割の押し付け合いの場になりはしないか」といった懸念を抱いていたため、次の2つの方略を講じることとした。

第1の方略は、地元大学である八戸学院大学（A 研究室）にて地域福祉の教育を受ける学生の参加である。このような学生が参加することにより、地域住民の関心を集めること、議論の活性化と緊張の緩和につながることで、さらには当事者自身が、現実的な地域福祉実践の一端を学び、主体性を強め、地域における生活支援体制整備の将来的な担い手となってゆく可能性にまで期待がされた。本ワークショップの企画案について筆者らを中心とする関係者全体で検討を重ねた結果、「学生と地域住民の交流は互いに良質な刺激となり、企画の成功に繋がるのではないか」、「学生の地域福祉実践の体験的学習に繋がるのではないか」、「学生の顔ぶれは、本事業に協力する大学教員の管理する A 研究室への所属と卒業により、1 年ごとに少しずつ入れ替わるため、参加者が抱く新鮮な気持ちがある程度は保たれるうえ、新たな人材を確保する手間も軽減されるのではないか」、「学生が地域福祉への理解を深める機会となり、将来的に住民が福祉専門職の立場で地域に貢献することが期待できるのではないか」との期待が共有されるに至った。

2017（平成 29）年度に入り、本ワークショップ開催の構想を具体化させるにあたり、学生の参加について本格的に検討することが必要となった。そのため、まずは、学生に対して、これまでの本事業の経緯と状況の説明がされた。そして、当事者達から同意を得ながら、小規模のプレワークショップを開催し、その結果をもとに関係者間で企画を練りあげることとなった。

このプレワークショップは、2017（平成 29）年 7 月 20 日に同大学の講義室で開催し、福祉系の A 研究室に所属する 13 名の学生が参加した。その際の運営者は島田を含む同課職員 3 名と小柳であった。冒頭の 10 分間ほどは、島田が同市の人口や「平成 28 年度八戸市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」から浮かびあがった地域住民の意識について説明し、その後、前年に実施した前述の質問紙調査の結果（小柳，2017a/2017b）を小柳が伝えた。続くグループ討議では、小柳がファシリテーターとなり、学生と同課職員を 3 グループに分け、「高齢になっても自宅での生活を継続するために何が必要か」というテーマを示し、意見交換を行ってもらい、最終的に各グループから話しあった結果を発表してもらった。実施後、学生達より、本番のワークショップの開催を心待ちにする声が聞かれ、運営に携わった側は、「学生の参加は本人たちにとってもよい効果をもたらすに違いない」との考えを強めた。なお、このグループ討議では、テーマが大きいことや地域福祉に関する基礎知識のある学生が参加者の大半を占めたこともあってか、いずれのグループにおいても多種多様な発言がみられ、想像以上に話し合いが弾んだ。一方で、ファシリテーターとして参加者の発言内容を的確に捉えつつ全体と共有することや時間管理、雰囲気づくりを行うことは簡単ではない、とも感じられた。このような経験から、地域住民を対象に各地域で継続的に開催してゆく場合、ファシリテート能力を安定的に発揮できるファシリテーターが複数名は必要になると考えられた⁹⁾。

第2の方略は、レクリエーションの要素を取り入れることである。出席することがステータスになるような権威ある会議ではなく、様々な人が参加し自由に意見を述べられる場にするのが重要と考えられたからである。それまで、本企画の中核をなしていたのは島田を含む同課職員 2 名と小柳の 3 名であったが、筆者らはそれまで、地域協働型のワークショップにおける高い運営能力を有する人物を探していた。そして、その人物は意外にも身近なところからみつかった。当時、同課職員と小柳が八戸市生活支援体制整備事業の推進についての打ちあわせを度々行っていたが、そのなかで、福祉レクリエーションを得意としており、社会的な活動にも関心のある人物

の名前があがった。その際、島田は「その人物が適任ではないか」とすぐに提案し、これをうけ、小柳は当人である八戸学院大学短期大学部講師 B 氏へ連絡をとり、その後速やかに、同課職員から同氏に本事業の説明と本ワークショップへの協力依頼が行われた。結果的に、B 氏はこの協力依頼を快く了承した。B 氏には、第 1 回ワークショップにおいて、グループ討議前のアイスブレイクと小柳のファシリテートの補助をしてもらった。その際、B 氏のワークショップの運営能力の高さが関係者間によって確認されたため、その後は段階的に同氏がファシリテートの主担当者となった。

一方、学生たちが安心して参加できる環境づくりも必要であった。そこで、同市より同大学に対して、B 氏と小柳への派遣依頼に加え、学生への派遣依頼が行われることになった。これにより、当事者らが所属する同大学・A 研究室の役割である地域福祉分野の教育・研究・社会貢献活動の一環として、この催物に参加、協力することが明確となった。また、学生が加入している保険の適用対象内の活動とみなされることにもつながった。

そして仕上げは、地域住民への呼びかけである。島田ら同課職員が市内の社会福祉協議会、在宅介護支援センターを訪問し、企画趣旨の説明と周知への協力依頼がされた。また、在宅介護支援センターに対しては、本ワークショップへの参加についても依頼された。一部地域では、同課職員が作成したポスターが地域住民の集う飲食店に貼りだされるなどして、関係者の予想を上回る広がりを見せた。

5.5.2. 地域協働型ワークショップの開始期⁹⁾

こうした準備を経て、2017（平成 29）年 8 月 23 日に第 1 回目の地域協働型ワークショップが開催された。参加者は、地域住民 29 名、学生 9 名であり、地域住民を地区ごとに 5 グループに分け、それぞれに学生が 1～2 名入るように調整された。企画内容はプレワークショップを踏襲し、八戸市の福祉行政の状況についての説明（担当：島田）と前述の質問紙調査結果の報告を含む地域包括ケアシステムの解説（担当：小柳）、アイスブレイク（担当：B 氏）、グループ討議（主担当：小柳、補助：B 氏）とされた。そして、各グループには前述の質問紙調査より浮かびあがったことのうち、「生活支援サービスの認知率と利用率の向上を図る必要がある」、「埋もれている生活支援サービスの掘り起こしを行う必要がある」、「情報通信技術（Information and Communication Technology；以下、ICT）を利用するなどして高齢者自らが情報収集できるような体制を整備する必要がある」という 3 点を地域課題として提示し、それぞれの対策などについて話し合いながらまとめ、最後に各グループが発表する、という順序とされた。

このワークショップでは、高齢者や福祉専門職を含む地域住民と学生による世代や立場をこえた活発な議論が展開された。それとともに、多くの笑顔がみられたことも印象的であった。ワークショップ後の参加者への満足度調査の結果、参加者の大半がこの催しへ参加したことを満足しており、この催しの継続を希望していた。このようなことが根拠となり、その後も内容の微調整がされながら、開催が続けられている。

5.5.3. 地域協働型ワークショップの実施状況と運営方法

前述のように、八戸市生活支援体制整備事業における地域協働型ワークショップは 2017（平成 29）年度にはじまっており、2018（平成 30）年度末までに 7 回開催されている（表 4）。八戸市は中学校区（日常生活圏域）が 12 圏域存在する（2020 年 3 月 1 日現在）が、それよりも細かく、

25 地区に分割され、複数の地区合同で開催されている。この 25 の地区割は、地域のネットワークとして長い歴史を有する、同市の地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会と同じである。

本ワークショップの基本的な流れとしては、まず、冒頭 10 分程度の講話により、島田から同市の人口動態と将来推計を伝えるなかで地域包括ケアシステム構築の必要性について言及し、次いで、15 分程度で小柳が地域包括ケアシステムの概念や同市におけるそれまでの具体的展開について説明する。この対応には、続いて行われるグループ討議への導入に加えて、参加者に地域包括ケアシステムを啓発するという期待が込められている。

上記の講話が終わった後、進行は B 氏に移り、アイスブレイクを実施してからグループ討議（合わせて 90～120 分程度）に入る。グループは地区ごとに構成されており、内訳は、地域住民 6～7 名と学生 1～2 名である。参加者自身が在宅生活の継続で不安に思っていること、他者から見聞きしたことなど各グループ内で共有する。ときには、地域住民が学生に地域のことを紹介、説明している光景がみられる。逆に、学生が「分からないので教えてください」といった姿勢で地域住民の話を聞き出してゆく光景もみられる。共有した課題については付箋紙に書き出してカテゴリ分けしたうえで解決策などを考える。最後には、各グループによる発表が行われるが、発表者は学生が担う場合が多い印象である。

表 4 地域協働型ワークショップ実施状況⁸⁾

実施日	対象地区	参加者
2017（平成 29）年 8 月 23 日	白銀，小中野	地域住民 29 名，学生 9 名
2017（平成 29）年 12 月 9 日	白山台，長者，吹上	地域住民 29 名，学生 10 名 （内，短大生 1 名）
2018（平成 30）年 2 月 23 日	鮫，南浜，白銀南	地域住民 29 名，学生 6 名
2018（平成 30）年 6 月 30 日	三八城，根城，柏崎，江陽	地域住民 22 名，学生 8 名
2018（平成 30）年 11 月 4 日	湊，上長，下長，市川，根岸	地域住民 20 名，学生 16 名
2018（平成 30）年 11 月 25 日	田面木，館，豊崎，南郷	地域住民 25 名，学生 17 名
2019（平成 31）年 3 月 2 日	是川，中居林，大館，東	地域住民 25 名，学生 9 名

5.5.4. 地域協働型ワークショップであがった主な生活支援ニーズ

2017（平成 29）～2019（令和元）年度までに開催された地域協働型ワークショップにてあがった主な生活支援ニーズ（表 5）は、「生活支援サービスの周知」、「未知の資源の発見」、「ICT の活用」、「ごみ出し支援」、「買物支援」、「社会的居場所づくり」、「地域づくり」及び「見守り」などである。また、「近隣での助け合いが重要である」、「学生が高齢者にパソコンを教える機会を設けたほうがよい」及び「住民交流の場を設けたほうがよい」とする意見もあり、後述するが、一部実現されている。また、本ワークショップの実施状況は第 1 層協議体にも報告され、そのなかで、「高齢者をどう支えるのか」ということのみならず、高齢者のプロダクティビティに期待した視

点からの議論も重ねられている。

表 5 地域協働型ワークショップであがった主な生活支援ニーズ⁸⁾

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・生活支援サービスを知らせ、活用を促す必要がある。・まだみぬ生活支援サービスを発見する必要がある。・高齢者が ICT を活用できるようにする必要がある。・ごみ出しの大変さを解消する必要がある。・買物の不便さを解消する必要がある。・楽しんで行けるような場所や、人と交流する機会を増やして欲しい。・緊急事態への対応が必要。・地域のつながりを強める必要がある。・見守り体制を強化、充実する必要がある。・健康に過ごしたい。 |
|--|

5.5.5. 地域協働型ワークショップに対する参加者の評価

毎回の地域協働型ワークショップでは、終了時に、八戸市から参加者に対して、企画内容などについての意見を問う質問紙調査が実施されている。2017（平成 29）年度と 2018（平成 30）年度の同調査における主要な集計結果を示す（表 6、表 7）。この集計結果において、学生による「参加してよかった」、「継続すべきである」との回答の平均割合は、いずれも 90%を上回っているが、地域住民の回答は、「参加してよかった」が 86.9%、「継続すべきである」が 76.2%と下回っている。具体的な成果を求める意識が強い人ほど、辛口の評価をする傾向にあるとも考えられるが、地域住民の多くは、肯定的に評価していることがわかる。また、同調査の自由記述回答をみると、地域住民からは、「複数の地区の住民がいるので参考になる」、「他世代の意見は参考になる」、「ワークショップのように地域について検討する場が必要」という意見の一方で、「複数の地区合同ではない方がよい」、「成果をあげることが重要」という意見もある。学生は、「多様な世代が顔を合わせるワークショップは重要である」、「地域について考えるきっかけになる」、「ワークショップであれば少数意見も尊重できる」、「八戸に関心をもちようになった」などと回答している。なお、地域住民と学生間の互いの印象については、地域住民側からは、「学生が話し合いをリードしてくれた」、「若者の意見は参考になる」、「将来は明るいと思った」、「学生がいることで次世代育成の意味も出てくる」との回答がみられ、学生側からは、「住民が親切に地域のことを教えてくれた」、「住民の生の声はとても勉強になる」との回答がみられることから、世代や立場などを超えた地域福祉課題の解決へ向けた協働場面において、学生が参加することにより、有機的な人的交流、討議がかなっていることについて認められる。

表 6 地域協働型ワークショップに対する参加者の評価⁸⁾ 注7)

実施日	参加してよかった	継続すべきである
2017（平成 29）年 8 月 23 日【100%】	地域住民 23 名（79.3%） 学生 6 名（66.7%）	地域住民 18 名（62.1%） 学生 6 名（66.7%）
2017（平成 29）年 12 月 9 日【100%】	地域住民 26 名（89.6%） 学生 9 名（90.0%）	地域住民 22 名（75.8%） 学生 9 名（90.0%）
2018（平成 30）年 2 月 23 日【100%】	地域住民 28 名（96.5%） 学生 6 名（100%）	地域住民 18 名（62.0%） 学生 6 名（100%）
2018（平成 30）年 6 月 30 日【100%】	地域住民 20 名（90.9%） 学生 8 名（100%）	地域住民 18 名（81.8%） 学生 7 名（87.5%）
2018（平成 30）年 11 月 4 日【97.2%】	地域住民 13 名（65.0%） 学生 15 名（100%）	地域住民 13 名（65.0%） 学生 15 名（100%）
2018（平成 30）年 11 月 25 日【100%】	地域住民 23 名（92.0%） 学生 17 名（100%）	地域住民 23 名（92.0%） 学生 16 名（94.1%）
2019（平成 31）年 3 月 2 日【82.3%】	地域住民 18 名（94.7%） 学生 9 名（100%）	地域住民 18 名（94.7%） 学生 9 名（100%）
平均割合	地域住民 86.9% 学生 93.8%	地域住民 76.2% 学生 91.2%

表 7 自由記述欄に記載された主な意見⁸⁾

地域 住民	・複数の地区の住民がいるので参考になる。 ・他世代の意見は参考になる。 ・ワークショップのように地域について検討する場が必要。 ・複数の地区合同ではなく各地区で実施した方がよい。 ・成果をあげることが重要。
学生	・多様な世代が顔を合わせるワークショップは重要である。 ・ワークショップ自体が世代間交流になっている。 ・ワークショップであれば少数意見も尊重できる。 ・地域について考えるきっかけになる。 ・八戸市での就職を考えるようになった。 ・自分も街づくりに協力できたのではないかなと思う。 ・自分にも何か地域のためにできることがないかなと思う。

5. 6. 既存の資源を活用した新たな社会資源の創出

5. 6. 1. 障がい者福祉施設による高齢者へのごみ出し支援

2017（平成 29）年 12 月 9 日の地域協働型ワークショップにおいて、「ごみ出しが大変」との声があがり、その場では「近隣で声を掛け合う」という方策が打ち出されたが、筆者らは、より現実的な方法を模索していた。その理由は、今後も人口減少と高齢化が進展してゆく現実を踏まえれば、近隣に高齢の地域住民しかいないために助け合うことが困難であったり、そもそも近隣住民がいない状況が生じると考えられたからである。そこで、かねてから構想していた社会福祉法人の資源をいかすアイディアの具体化へ向けて奔走してゆくこととした。

注7) 【 】内は回収率，（ ）内は結果%を指す。

まずは、生活支援コーディネーターの島田を含む八戸市の生活支援体制整備事業担当者と社会福祉法人ぶさん会の C 氏（第 1 層協議体委員）及び同法人施設管理者の D 氏とでの検討が行われ、運営する障がい者福祉施設（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所）の近隣の高齢者に対して、法人職員や利用者が訪問支援を行う企画がまとめられた。その際、運営施設の本来業務が滞らないことや障がいをもつ利用者が関われる取組にすることなどが考慮された。端的には、通常業務の「ついで」や「すきま」をいかして対応することが想定されたといえる。

生活支援ニーズを有する高齢者の探索は、同市が地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを通じて行い、2018（平成 30）年 2 月に第 1 号の利用者を発見するに至った。その利用者は、「要支援 1」の認定を受けているひとり暮らし高齢者であり、在宅生活の継続を望んでいたが、ごみ出しに 1 時間以上かかることから、諦めかけているところであった。ホームヘルパーを利用してのごみ出しも検討されたが、条件面で折り合いがつかず、さらに、許可を得て、前日に家庭ごみを出そうにも、集積所の設備が十分ではないため問題があるとのことであった。そこで、生活支援コーディネーター、同法人職員及び同市地域包括支援センター職員がその高齢者の自宅を訪問して事情を尋ねたところ、「隣人にごみ出しを手伝ってもらっていたが、その人が遠方に引っ越してしまった。誰にでも頼めるわけではないが、法人が協力してくれるのならお願いしたい。」とのことであった。その場で、週 1 回、同法人が運営する障がい者福祉施設（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所）職員及び利用者がその高齢者の自宅を訪問してごみ出しの代行をすることが決定した。その後、ほどなくして、高齢者から費用負担の申出があったが、試行的取組であることや相場が不明であることから、当面は無料に対応されることになった。

その後、同法人によって、2018（平成 30）年度末までに 2 名の高齢者に対して、このごみ出し支援が提供されている。さらに、2018（平成 30）年 7 月からは、市内にある社会福祉法人東幸会も 1 名の高齢者を対象として支援を開始している。また、このような展開が新聞報道されたことが契機となり、ごみ出し以外にも庭の整備、片付けといった新たな依頼もみられるようになり、こちらは障がいをもつ人が従事する作業として、両法人が引き受け、利用者から低額な費用を徴収する形となった。この支援実践の状況は、第 1 層協議体に報告され、委員より、「共生社会の実現につながる取組である」、「（さらに）広めていくべき」との意見が聞かれた。

この支援実践の経過のなかで、利用者より、「無料では気兼ねする」との申し入れがあり、また、第 1 層協議体委員からも、「対価を得ることを前向きに考えてよいのではないか」、「支払いをすることが障がいをもつ人を応援することになるのではないか」とする意見が聞かれた。そのため、費用負担は、利用者と支援者の合意のもと、「ごみ出し支援＝1 回 100 円」が基準として考えられるようになり、応能負担の考え方も取り入れながら、個別に決定されることとなった。

5. 6. 2. 地域における高齢者の居場所づくり

八戸市では、2016（平成 28）年 3 月 31 日に公布された改正社会福祉法案の施行後、社会福祉法人による地域公益取組が広がりを見せているが、そのなかには、第 1 層と第 2 層の協議体双方で議論されている地域における高齢者の居場所づくりなどに資するものとして、生活支援コーディネーターが一部介在する形で連携され、展開されているものがある。

市内の先駆的取組としては、社会福祉法人白銀会による地域交流スペースにおける取組がある。その取組のはじまりは、2017（平成 29）年 2 月、同法人の職員より、同市の生活支援体制整備事業担当者に企画案に関する相談があった頃まで遡る。その相談内容は、昨今、世間で広がりをも

せつつある子ども食堂を全世代版に拡大した取組と介護予防に資する活動を通じて地域に貢献したい、というものであった。その際、生活支援コーディネーターの島田より、「利用者のステイグマにならないように貧困対策以外の目的を打ち出す」、「企画内容や利用のルールに余白を残し利用者がアイデアを出せるようにする」、「参加条件を限定しすぎない」などの意見が伝えられた。その後、同法人内で企画の検討が進められ、2017（平成 29）年 4 月に食事提供や介護予防のプログラムを行う地域交流スペースが設置された（表 8）。運営は同法人の各事業所（グループホームやケアハウス、デイサービスセンターなど）に主たる所属を有する職員と地域のボランティア人材によって担われている。この地域交流スペースの利用者は、同法人が本拠とする地域の住民が中心であるが、市外からの来所もある。1 日に延べ人数として 20～30 人ほどが利用している。

この地域交流スペースの存在と取組について第 1 層協議体に報告がされたところ、地域協働型ワークショップであがった「地域における高齢者の居場所づくり」という課題に対応する地域福祉実践として受けとめられた。そこで、この取組の実態把握を目的として、同市福祉部高齢福祉課と小柳によって、2018（平成 30）年度に利用者及び従事者（社会福祉法人白銀会職員）を対象に自記式質問紙調査が実施された（表 9）。小柳（2019a/2019b）による当該調査の報告書^{10,11)}をみると、利用者 45 名（有効回答 45 件）に参加動機や自身の変化を質問したところ、初回の利用目的として「健康づくり」、「仲間づくり」をあげる者が 5～6 割を占め、継続参加するなかで自身に生じた変化としては上位から「気持ちが前向きになった（51.1%）」、「友人ができた（46.7%）」、「健康づくり・介護予防になった（35.8%）」となったことが確認できる。また、望む居場所について尋ねた設問では、「ボランティア的な就労の場（28.9%）」、「若い世代と交流する場（28.9%）」、「生涯学習の場（26.7%）」となっており、より能動的な活動を望んでいる可能性が示唆された。一方、従事者 25 名（有効回答 25 件）に焦点をあてた調査では、地域交流スペースに従事する前は「従事したい・どちらかといえば従事したい（56.0%）」、「どちらともいえない（32.0%）」、「どちらかといえば従事したくない（12.0%）」であったものが、運営への参加を通じて「従事したい・どちらかといえば従事したい（84.0%）」、「どちらともいえない（12.0%）」、「どちらかといえば従事したくない（4.0%）」と、全体的に前向きになっていた。自由記載欄をみると、態度が前向きに変化した理由として、「やりがい」、「充実感」、「楽しさ」を感じたとする意見があがっている。また、業務負担感については、「変化なし」が 68.0%、「負担増」が 32.0%あった。この点について、負担増にも関わらず従事したいとしている 6 名に理由を問うと、「自己研鑽になる」、「地域の高齢者の役に立つことを嬉しく思う」、「感謝されると嬉しい」というように、負担増に優る「やりがい」を感じる事が理由であることが分かった。

この調査結果によって、同法人による地域交流スペースの取組は、主体的かつ能動的な活動を希望する高齢者の受皿となっており、肯定的な変化を生じさせている可能性があることが確認された。また、この取組が同法人職員の許容範囲を超える負担や犠牲を強いるものではなく、従事者にとっても、普段従事する主たる事業所への還元や自己研鑽など、一定の利益があることについても示唆された。こうした情報は、第 1 層と第 2 層の協議体双方を通じて、地域住民や社会福祉関係組織などに周知され、現在は同法人以外にも類似する取組が広がっている。例えば、生活支援コーディネーターと社会福祉法人が町内会と共催するサロン活動が 2 件、第 1 層協議体委員が所属する株式会社と地域住民が共催するサロン活動が 1 件、既に創出されている。

表 8 社会福祉法人白銀会地域交流スペースのプログラム（2017<平成 29>年度当時）^{10,11)}

プログラム	実施日	内容
みんなの食堂	毎月 5 日	孤食対策及び食育の場として、食事の提供と料理や食材の情報提供を行う。
おもいで学校	毎月 10 日	参加者が昔の話題で話し合う（地域回想法）。
オレンジカフェ	毎月 15 日	参加者間で自由にコミュニケーションをとる。
元気はつらつクラブ	毎月 20 日	介護予防を目的とした運動の指導を行う。
ハーモニーの会	毎月 25 日	歌唱や音楽鑑賞を行う。

表 9 「平成 30 年度八戸市における高齢者の居場所に関する調査」の概要^{10,11)}

調査対象	利用者群	地域交流スペースを利用している満 65 歳以上の者 45 名（回収率及び有効回答率ともに 100%）
	従事者群	地域交流スペースに従事経験がある社会福祉法人白銀会職員 25 名（回収率及び有効回答率ともに 100%）
調査方法	利用者群	全数調査法、対面法による自記式質問紙調査
	従事者群	全数調査法、留置法による自記式質問紙調査
調査期間	利用者群	2018（平成 30）年 9 月 5 日～20 日
	従事者群	2018（平成 30）年 9 月 5 日～20 日
調査内容	利用者群	「基本属性」、「有償労働の有無」、「家庭内無償労働の有無」、「家庭外無償労働の有無」、「参加のきっかけ」、「利用目的」、「利用回数」、「複数回利用の理由」、「好きなプログラム」、「自身に与えた影響」、「利用料についての考え」、「高齢者の居場所の有無」、「高齢者の求める居場所」、「一般的自己効力感」等
	従事者群	「基本属性」、「所属部署」、「職種」、「勤務年数」、「従事回数」、「従事前の心境」、「従事後の心境」、「業務負担感」、「従事を望む理由」、「自身の変化」、「職場内の変化」等

6. 考察

八戸市における生活支援体制整備事業の円滑な展開の主な要因は、PDCA サイクルが成り立ち、本事業の推進力にダイレクトに寄与している点にあると考えられる。つまり、本事業において第 2 層協議体と位置付けられる地域協働型ワークショップにおいて、生活支援ニーズの集約とそのニーズに対応する取組の素案を検討し、同市附属機関である第 1 層協議体において、同事業の方向性の検討と実施案の承認が行われ、地域住民や社会福祉法人などによって展開される、という体系が有機的かつ効率的に機能しているのである。前述のように、同市において創出された新たな地域支援サービスの提供状況を生活支援コーディネーターや八戸学院大学などが協働しつつ調査・検証し、そこで得られた情報を根拠として、第 1 層協議体にて評価をするという体制も確立している。この体制のなかで、「関係機関、関係者が各々の役割を無理なく円滑に果たせる」、「馴染みの地域の生活課題が明確になり、その解決に協力できる」、「講義でしか聞いたことのない地域福祉実践を体験的に学べる」などという「利益」をそれぞれの関係機関・関係者が享受していると考えられる。また、協力機関である地元大学である八戸学院大学の教員の管理する福祉系の

A 研究室への所属と卒業により、本ワークショップに参加する学生の顔ぶれが1年ごとに少しずつ入れ替わってゆくことについては、地域住民がもつ新鮮な気持ちの保持に期待できる。また、地域福祉に関する基礎的な知識をもったうえで本ワークショップに参加した学生が、地域の生活課題解決について理解するなかでさらに興味・関心を強め、卒業後、何らかの形で社会に還元がされることにも期待できる。このような有り様は、近江商人の「三方よし」の考え方に近く、効率的かつ有機的な体系といえよう。

細部を検討すると、本ワークショップは、地域住民の生活支援ニーズやその充足へ向けたアイデアを引き出すことに成功しており、事後対応として、生活支援コーディネーターは、得られた情報を活用し、新たな社会資源の創出に繋げるほか、第1層協議体にて検討する材料としている。こうした展開がなされるためには、現時点の事業構造では、地域協働による本ワークショップにおける活発な意見交換が重要となるが、それを円滑にする役割を参加学生が果たしているものと考えられる。第1層協議体は、第2層協議体である本ワークショップにてあがった生活支援ニーズをもととし、具体化へ向けた組織的な議論を行ったうえで、実施の可否を決定できる体制となっているといえよう。また、実施状況の報告を受けて評価を行うこともかなっている。これにより、第三者による評価という裏づけが得られつつ、事業の段階的推進がされている。

また、地域住民や社会福祉法人などによる本事業に関する地域福祉実践については、生活支援コーディネーターが双方へ働きかけることにより、地域住民と同法人の協働による取組が創出されている（表 10）。本ワークショップにて、地域住民と生活支援コーディネーターが面識をもつため、それが次の展開を生み出しやすくする要因になっているものと考えられる。同市の本事業担当課と同大学（A 研究室）は、実施状況の確認や調査を協働しながら実施し、可能な限り客観的な情報収集に努めている。同市単独では限界のある調査を教育・研究機関が補うことにより、社会科学的なアプローチや学生の参画を実現し、より説得力をもった報告を第1層協議体に行うことがかなっている。振り返れば、2016（平成 28）年度に実施された「高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査」^{5,6)} によって「既存資源の活用」という指針が得られたことにより、初期段階での議論が空転しなかったと考えられる。また、その後も調査検証を役立てたことにより、安定的に具体性のある対応策が生みだされたとも考えられる。現段階における同市の本事業の推進の体系を図示したものが図 1 である。また、本ワークショップと地域における高齢者の居場所づくりに関する PDCA サイクルを例示したものが表 11 である。

一方、実際の地域福祉実践を照らす本研究特有の、デリケートな課題も少なからず残されている。例えば、本ワークショップに参加した地域住民からの具体的な成果を求める声に対して、公的機関がどこまで主導して対応すべきか、についてである。本事業では、自助と互助の活性化に焦点があてられていることを考慮すれば、本来的には、当事者の内発的な動機によって事態が動くべきであり、第三者の意向が優先されることは避けるべきである。しかしながら、事後対応を含む本ワークショップへの失望は、参加者の動員に影響する可能性があるため、放置できない。すなわち、「地域住民の自発性・能動性」と「第三者による啓発・促し」のバランスを考え、コーディネートすることが必要なのである。また、社会福祉法人の力を資源開発にいかすとしても、それには限度もある。地域交流スペースの調査では、従事者のほとんどが負担増を容認していることが明らかになったが、従事したくないとする意見もわずかではあるがみられる。介護の現場に限定したデータではあるが、介護労働安定センター（2018）による「平成 29 年度介護労働実態調査結果」¹⁶⁾ をみると、介護事業所の 7 割近くが「労働者の不足感」を感じており、その理由の

ほとんどが「採用困難」となっている。こうした状況下においては、さらに労働者に負担をかけかねない取組については、慎重かつ現実的な検討が欠かせないであろう。したがって、本事業においては、社会福祉法人以外のより多様な支え手の模索を進めることが肝要である。

なお、本事業において展開される調査研究では、長島（2015）による「コミュニティにおけるアクションリサーチの形成プロセスと波及要件の設定」（図 2）¹⁷⁾ の理論と同様のプロセスと他地域への波及を予め意識、想定している。このような前提からも、今後は、他地域の事例との比較検証が必要となる。しかしながら、本研究で取り扱った事例との十分な比較が可能な研究資料は管見の限り、まだ存在しない。そのため、現状では、他事例と比較検証することはできない。

表 10 生活支援コーディネーターが介在して創出された取組

種別	内容	実施者
高齢者の ごみ出し支援	病気や身体の衰えなどの理由により、自らごみ出しをすることができなくなった高齢者を、障害者福祉施設（就労継続支援事業所・就労移行支援事業所）を運営する地域の社会福祉法人が主体的に支援。	・社会福祉法人ぶさん会（2018<平成 30>年 2 月開始） ・社会福祉法人東幸会（2018<平成 30>年 7 月開始）
地域住民交流・ 介護予防・生き がいきづくり	社会福祉法人単独あるいは同法人や株式会社と町内会が協働して、地域住民交流・介護予防・生きがいきづくり等を一体的に支援。 例）体操，講話，料理教室など	・社会福祉法人白銀会（2017<平成 29>年 4 月開始） ・社会福祉法人スプリングと野場地区の町内会が協働（2018<平成 30>年 3 月開始） ・株式会社池田介護と内舟渡地区の町内会が協働（2019<平成 31>年 4 月開始） ・上田面木地区の町内会が主体となり社会福祉法人ファミリーが支援（2019<平成 31>年 4 月開始）

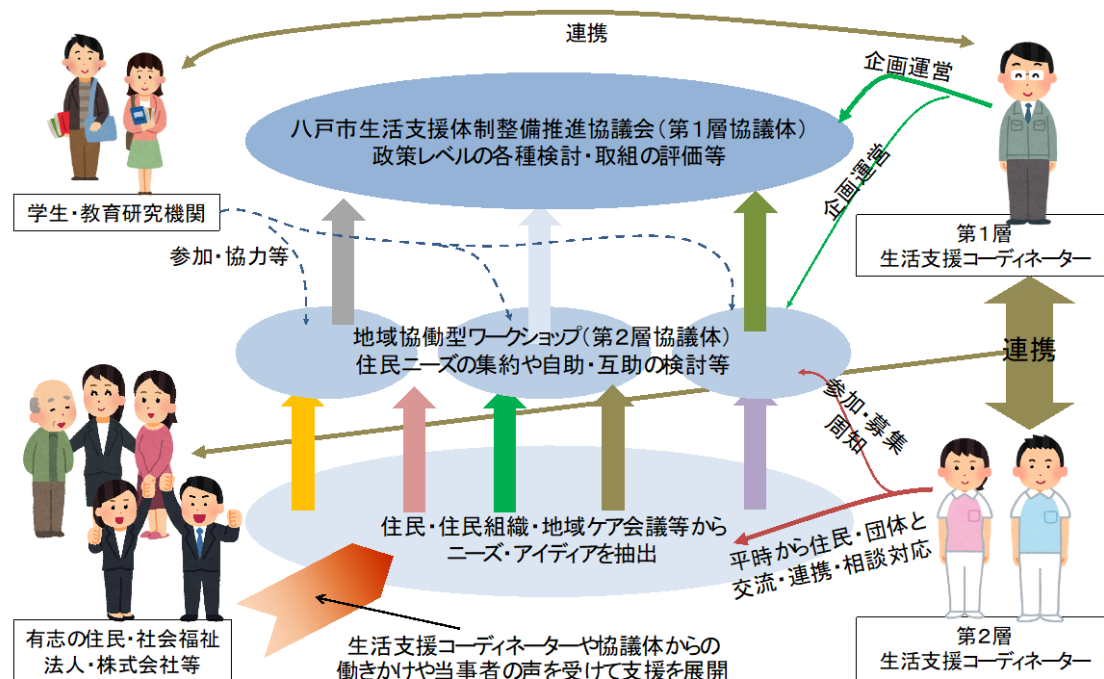


図1 八戸市生活支援体制整備事業の推進体系^{注8)}

注8) 前述したように、八戸市生活支援体制整備事業においては、八戸市生活支援体制整備推進協議会が「第1層協議体」、地域協働型ワークショップが「第2層協議体」として位置付けられている。

表 11 八戸市生活支援体制整備事業における PDCA サイクルの一例

	計画（Plan）	実行（Do）	評価（Check）	改善（Act）
対応機関	八戸市生活支援体制整備推進協議会（第1層協議体）	第1層生活支援コーディネーター、八戸学院大学（A研究室管理者）、八戸市社会福祉協議会、民間（営利・非営利）機関、住民組織	【第1次】調査、地域協働型ワークショップ（第2層協議体） 【第2次】八戸市生活支援体制整備推進協議会（第1層協議体）	第1層生活支援コーディネーター、八戸学院大学（A研究室管理者）、八戸市社会福祉協議会、民間（営利・非営利）機関、住民組織
〔例〕地域協働型 （第2層協議体） ワークショップ	八戸市生活支援体制整備推進協議会（第1層協議体）において地域住民と学生によるワークショップを企画。試行が決定。	八戸市高齢福祉課（第1層生活支援コーディネーター中心）、八戸学院大学（A研究室及び短期大学部B氏）、八戸市社会福祉協議会、八戸市民生委員児童委員協議会、町内会等の連携のもと、企画を実施。	【第1次】参加者への質問紙調査を実施し、企画の可否を問う。 【第2次】生活支援体制整備推進協議会にて「改善点」「継続の可否」を検討。	参加者への質問紙調査及び八戸市生活支援体制整備推進協議会（第1層協議体）であがった改善点に第1層生活支援コーディネーターや八戸学院大学（A研究室及び短期大学部B氏）等が対応したうえで、次回の実施が実現。
高齢者の居場所づくり 〔例〕地域における	八戸市生活支援体制整備推進協議会（第1層協議体）で協議を続けるなかで、社会的居場所づくりの話題あり。「まずは実態把握の必要あり」とのことで調査を企画。	八戸市高齢福祉課（第1層生活支援コーディネーター中心）、八戸学院大学（A研究室）、社会福祉法人白銀会にて、協力体制を構築したうえで実施。	【第1次】なし（ただし、調査対象者に報告会を実施）。 【第2次】八戸市生活支援体制整備推進協議会（第1層協議体）にて、調査結果をもとに対応を協議。「ニーズあり」とのことで、資源開発を進めていくことが決定。	①第1層生活支援コーディネーターが通所型サービスBでの対応を視野に入れ、先行事例研究及び予算化に向けて活動。 ②第2層生活支援コーディネーターが町内会等と自励・互助を基本とする活動を模索。

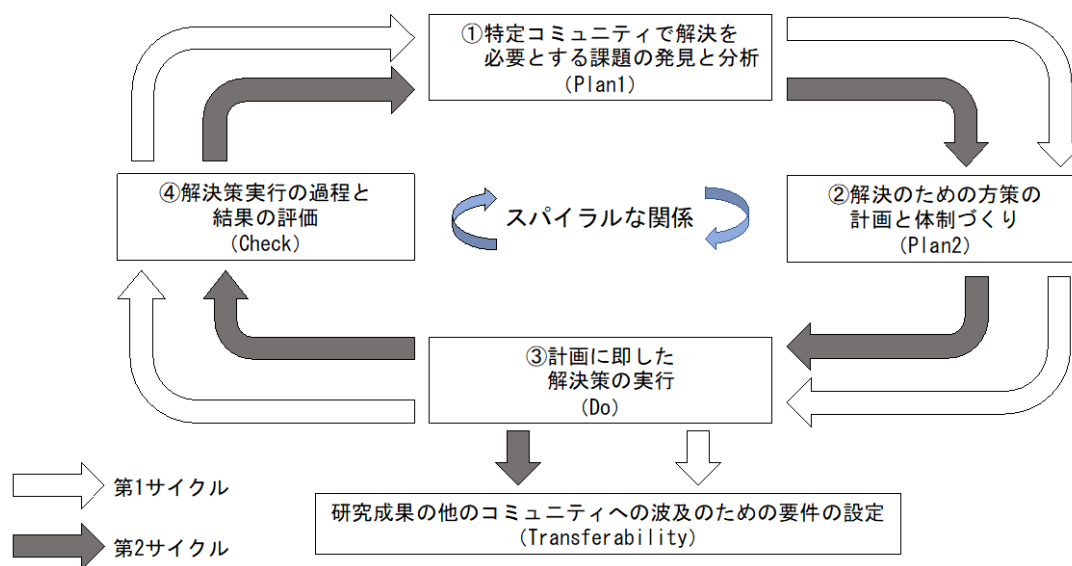


図2 コミュニティにおけるアクションリサーチの形成プロセスと波及要件の設定 注9)

注9) 長島（2015）の作成した図¹⁷⁾に若干の変更を加えて転載。

7. 結語

前述のように、八戸市では、2016（平成 28）年度に実施された「高齢者の生活支援体制整備に向けた実態把握調査」^{5,6)}により、「既存資源の活用」という生活支援体制整備事業における指針が得られたことが契機となり、段階的な推進がはじまった。その段階的推進の最大の特徴は、地元大学である八戸学院大学にて福祉を学ぶ学生が地域住民に混じり参加する地域協働型ワークショップが効果的に機能し、社会福祉関係組織や障がいをもつ人などの力をいかした地域連携が生まれている点にある。既に、既存の社会資源をいかした複数の新たな生活支援サービスが創出されており、高齢者の支援を障害をもつ人と当事者の利用する組織が担うという、分野横断的な実践もみられるようになっているが、現時点では、深化の途にある。

関連する地域福祉実践や既存資料を吟味した理論的分析の結果、本事業における地域での生活支援体制整備の安定した段階的推進の主な要因は、生活支援コーディネーターが適宜介在し、第 2 層協議体と位置付けられた本ワークショップをいかしつつ、同市、同大学（A 研究室及び B 氏）、第 1 層協議体及び社会福祉法人などの関係機関・関係者が、PDCA サイクルのなかで役割分担しながら、利益も享受しつつ、推進力を生み出している有機的かつ効率的な体系そのものであることについて明らかとなった。

一方で、社会や地域、また、そのなかで暮らす人々は変化し続けていると考えられるため、今後も、必要に応じて、生活支援コーディネーターが介在しながら、当事者たる地域住民や関係機関との有機的な関わりを継続することに加え、各地の本事業に関わる地域福祉実践事例に学びながら、生活支援体制整備を進めてゆくことが肝要であろう。また、本稿では、同市の本事業における地域福祉実践の経過や既存資料を示しながら、理論化（一般化）へ向けた試行的な解釈を試みたが、今後は、前述した他地域の事例との比較検証のほか、各事象の関連要因の確認とその活用のための実証的かつ理論的な知見の蓄積が課題となる。

ひとつの自治体における事例のみの分析ではあるが、本稿が全国各地で展開される本事業に関する活発な議論と有益な情報交換のための材料のひとつになることを願っている。

付 記

本稿では、紙幅の制約上、触れることがかなわなかったが、既存の書物⁹⁾では、各年度の地域協働型ワークショップ参加予定の学生を対象として企画、実施されている事前研修「八戸市地域包括ケア推進学生サポーター養成研修」や本ワークショップへ参加する学生に対して、八戸市からの「謝礼金の支給」が確立したことについても、プロセスを示しつつそれぞれ紹介されている。

なお、本稿で使用した「生活支援サービス」という概念は、高齢者の生活支援・介護予防サービス（例えば、見守り・安否確認・配食・家事援助・交流の場の提供・外出支援など）を意味する「生活支援等サービス」と同様のものとして、統一的に使用した。

謝 辞

本研究に御協力いただいた八戸市の皆様に厚く御礼を申し上げます。また、本研究では、岩手県立大学社会福祉学部小川晃子教授より御助言を賜りました。記して、謝意を表します。

研究成果を社会へ還元できるよう、引き続き精進いたします。

文 献

- 1) 東北厚生局(2019)「平成 30 年度第 2 回東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会資料」
(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/bu_ka/tiikihoukatsu/documents/000090699.pdf, 2020.3.11).
- 2) 猪飼周平 (2019)『『成功事例主義』の限界を超えて』『社会福祉研究』136, 1.
- 3) 国立社会保障・人口問題研究所 (2018)「日本の地域別将来推計人口:平成 27 (2015)～57 (2015) 年」『人口問題研究資料』109&142.
- 4) 厚生労働省 (2016)「地域支援事業実施要綱 (老発 0609001 号)」.
- 5) 小柳達也 (2017a)「平成 28 年度高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査結果報告書 (有料老人ホーム等入居者を対象とした調査編)」
(<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,108383,108,html>, 2019.12.24).
- 6) 小柳達也 (2017b)「平成 28 年度高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査結果報告書 (バス券の交付を受ける高齢者を対象とした調査編)」
(<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,108383,108,html>, 2019.12.24).
- 7) エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 (2019)「平成 30 年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業『介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業報告書』」.
- 8) 八戸市生活支援体制整備推進協議会関係資料
(<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,108383,34,53,html>, 2019.12.24).
- 9) 竹安数博ほか (2018)『大学教員の日々:研究,教育,学務,社会貢献』,小柳達也・島田拓巳「第 11 章 官民学連携による地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現へ向けた福祉・教育実践:青森県八戸市における生活支援体制整備事業を事例として」和泉出版.
- 10) 小柳達也 (2019a)「平成 30 年度八戸市における高齢者の居場所に関する調査報告書:社会福祉法人白銀会『地域交流スペースそよ風』利用者に対する調査編」
(<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,108383,108,html>, 2019.12.24).
- 11) 小柳達也 (2019b)「平成 30 年度八戸市における高齢者の居場所に関する調査報告書:社会福祉法人白銀会『地域交流スペースそよ風』従事者に対する調査編」.
(<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/36/20190304-153055.pdf>, 2019.12.24).
- 12) 八戸市 (2019)「平成 30 年度八戸市介護保険事業の概要」
(<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/39/20191108-170207.pdf>, 2020.3.5).
- 13) 小柳達也 (2018)「高齢者のプロダクティブ・アクティビティとその関連要因:自立的な高齢者の自己効力感に着目した調査・研究」『日本保健福祉学会誌』24(2), 3-15.
- 14) 樋口友紀・小柳達也 (2019)「高齢者のプロダクティブ・アクティビティに関する多重応答分析」『知能と情報』31(4), 754-763.
- 15) 八戸市「生きがいと健康づくりのために (各種サービスの提供)」
(<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/25,1965,108,html>, 2017.05.15).
- 16) 介護労働安定センター (2018)「平成 29 年度『介護労働実態調査』の結果」
(http://kaigo-center.or.jp/report/h29_chousa_01.html, 2019.12.24).
- 17) 長島洋介 (2015)「コミュニティでのアクションリサーチの研究プロセスと研究方法」JST 社会技術研究開発センター・秋山弘子 (編)『高齢社会のアクションリサーチ:新たなコミュニティ創りをめざして』東京大学出版会, 32.

〔問い合わせ先〕

〒031-8588 青森県八戸市美保野 13-98

八戸学院大学 健康医療学部

小柳 達也

E-mail: oyanagi-t@hachinohe-u.ac.jp

—— 著 者 紹 介 ——

おやなぎ たつや
小柳 達也

2009（平成 21）年 3 月，日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科修了。福祉マネジメント修士（専門職）。2018（平成 30）年 3 月，岩手県立大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程修了。博士（社会福祉学）。2020 年 3 月現在，八戸学院大学健康医療学部准教授及び岩手県立大学研究・地域連携本部客員准教授。日本福祉のまちづくり学会住民参画・社会環境特別研究委員会委員。岩手医療福祉情報化コンソーシアムシニアのアクティビティ支援部会部会長。青森県社会福祉協議会福祉人材センター運営委員会委員長。青森県社会福祉士会法人後見事業第三者委員会委員長。八戸市健康福祉審議会委員。八戸市生活支援体制整備推進協議会会長。八戸市社会福祉協議会成年後見ネットワーク会議委員長。八戸市地域包括支援センター運営協議会委員。内閣府事業「平成 30 年度高齢社会フォーラム in 八戸」パネルディスカッション「シニアが輝く，シニアを輝かせる地域づくり」コーディネーター。

しまだ たくみ
島田 拓巳

八戸市福祉部高齢福祉課主査兼社会福祉士。八戸市生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター。日本社会福祉士会及び日本福祉介護情報学会の会員。

階上町民俗資料収集館の書誌収蔵資料における一考察

根 城 隆 幸

要約 青森県三戸郡階上町の文化財である文化・歴史等に関する様々な資料を、収集・保存・展示していくことは、地域住民の生涯学習に資する重要な活動である。本稿は、階上町民俗資料収集館が有する書誌収蔵資料を、地域の文化財として後世へ継承していくための調査研究を行い、書誌収蔵目録を作成したものである。なお、本調査研究は八戸学院大学特別研究費を受けている。

はじめに

日本全国には多くの社会教育施設が存在し、博物館教育の充実振興を図り、地域住民の学習意欲の高揚と生涯学習の充実に資するため、市町村及び関係機関・団体と連携しながら、各種事業を実施している。本学に隣接する青森県三戸郡階上町の民俗資料収集館も、その責務を果たしている。

階上町民俗資料収集館は、先人たちにより培われた伝統文化の継承を図るとともに、町民の多種多様な学習活動の促進や新たな文化活動の創造を図るために、昭和 58 年に開館している。文化財の収蔵資料は、生涯学習に貢献するとともに学校教育にも活用されており、小学校の教科書にも掲載されている古い道具等が実物資料として保存・展示されている。

これまでに、階上町が収集した文化財は、『階上町民俗資料収蔵目録』としてまとめられている。しかし、書誌収蔵資料については調査されてこなかったことから、今回、地域の貴重な文化財を実地調査することにより、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域住民の郷土愛を涵養して、後世へ確実に伝えていけるよう、『書誌収蔵目録』を作成することにした。



尋常小学校教科書

1 文化財等の保護

階上町には、史跡・名勝・民俗芸能など、数多くの文化財がある。これらは、階上町の風土や生活を通じて育まれ、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である。先人の営みや歴史を教えてくれる文化財は、私たちの過去と現在をつなぎ、地域の絆を深め、これから歩みを進めていく未来への礎となる大切な役割を担っている。

そのため、文化財の適切な保存・継承を行うとともに、活用に必要な環境の整備に努め、貴重な文化財を後世へ確実に伝えていくことが重要である。また、文化財を損なうことのないよう均衡の取れた保存と活用を図り、地域の活性化と地域住民の文化的な豊かさを目指すことも必要である。

2 生涯学習の充実

地域の書誌資料を収集するに際しては、資料収集の方針を明確にすることが必要であり、高齢化社会の進展や余暇時間の増大等により、心の豊かさや生きがいのための多様な学習機会を提供することが重要である。

また、社会経済情勢の変化に対応して生活していくためには、生涯を通じて様々な機会を捉えて学ぶことを継続し、新しい知識や技術を身に付けていくことが必要である。そして、修得した成果を生かして人々が地域社会に積極的に関わっていき、新しいコミュニティの形成や地域の活性化につながることを期待される。

長寿社会を迎えるなかで、みんなが豊かな人生を送ることができるよう、その生涯において、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習できるようになることがますます重要になっており、学習の拠点となる社会教育施設の整備に努めていかなければならない。

3 書誌資料の現状と課題

地域の文化財である歴史的資料を継承していくためには、資料の収集及び適切な整理・保存に取り組むとともに、地域資源としての活用を図ることが重要である。階上町民俗資料収集館の収蔵資料は、地域の篤志家により寄贈されたものであり、多種多様な文化財であるが、これまで、書誌関係の収蔵資料については調査・研究されてこなかった。また、適切な管理及び経年劣化を考慮した補修がなされていない状況にあった。

書誌資料は、陳列ケースに並べて公開しているが、資料の全体像が把握されておらず、毎年の計画的な虫干し等の維持管理も適切に行われてこなかったことから、毎年の計画的な維持管理などを行って、長期的な展望を見据えた環境整備が課題である。



調査前

4 調査の方針

数年前に、階上町教育委員会より階上町民俗資料収集館台帳整理事業についての依頼があり、調査研究した内容については、すでに【階上町民俗資料収蔵目録】としてまとめている。

その際には、書誌関係の収蔵資料について、時間的制約や人的余裕がないなど諸般の事情により、把握できないまま今日に至っている。

そこで、階上町民俗資料収集館に保存してある書誌関係の収蔵資料について、現地調査による実地棚卸を実施し、タイトル等の判読をして全体を把握し、整理整頓する。さらに、保存状況についても点検して、できる限り補修を行い、長期保存を図るようにする。

資料ごとにタイトル・冊数・出版年月日・大きさ・出版者を記録するとともに、表紙の写真撮影を行って、調査資料を基に番号を付し、「書誌収蔵目録」を刊行する。

書誌関係の収蔵資料は、収納ケースに資料番号順に整理整頓して陳列し、特に貴重な資料についてはタイトルのシールを貼付して展示する。

5 書誌資料の整理及び補修

民俗資料収集館は、毎月第2火曜日・第4火曜日に開館しており、町教育委員会の担当者がその都度、来館して解錠・施錠している。このような状況により開館時間が限られているため、現地調査の時間的制約が大きいことから、学生にも手伝いを依頼して、書誌関係の収蔵資料について実地棚卸を行い、タイトルを判読して記録するとともに、大きさを計測して数値を把握していた。

書誌関係の収蔵資料について写真撮影を行ったが、表紙が劣化しているものは、タイトルが判読できなかったのも、目次等を撮影したり、照明の具合により濃淡がはっきりしないものは、何度も撮影のやり直しを行うなどしながら、記録・保存していった。

また、明治以前の書誌については、表紙の劣化が激しくて剥がれてしまっていたり、和紙が折れ曲がっている箇所も数多くあった。表紙が剥がれているものについては、接着剤で継ぎ合わせ、折れ曲がっている箇所は丁寧に皺を伸ばすなどの補修を行った。



補修前



補修後

6 書誌収蔵の記録

記録形式は次のとおりである。

(1) 資料番号

- ・原則として、資料ごとの1点1番号による通し番号とした。

(2) タイトル

- ・原則として、冊子の場合は表紙の記名を採用した。
- ・表紙の記名がはっきりしない場合は“不明”とした。

(3) 出版年

- ・原則として出版年を採用した。

- ・週刊誌については、年月日を採用した。
- ・発行年がはっきりしない場合は“不明”とした。

(4) 出版者

- ・原則として出版者を採用した。
- ・出版者がはっきりしない場合は“不明”とした。

7 地域資料と地域活動

民俗資料収集館は、階上町の施設で町教育委員会が主管しており、歴史研究会の会員によりボランティアで運営され、毎月第2火曜日・第4火曜日に開館している。この施設は、地域住民に生涯学習の機会を提供するとともに、地域に対する文化財の知識や関心を高める貴重な役割を担っている。

地域の文化財は、世代を超えて人から人へと受け継ぎ、適切に維持管理されながら、継承していくことが望ましい。文化財は多種多様であるが、どのような文化財でも経年劣化を前提に、知恵を絞って丁寧に保存していかなければならない。

地域の文化財をこれからも継承していくためには、地域住民の意識を高揚させるようにし、地域の文化財に対する理解と関心を高めることが重要である。地域の団体等が、町教育委員会と連携しながら、地域の文化財を収集・整理・保存し、地域住民に情報を提供していくことが、地域の文化財に対する涵養を図ることに繋がる。

8 民俗資料収集館の役割と使命

博物館法による定義では、「博物館」とは、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」とされている（第2条）。

また、「博物館資料」とは、「博物館が収集し、保管（育成）し、又は展示する資料をいう」と定義されている（第2条）。

さらに、「博物館の事業」として、「実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること」が第一に挙げられている（第3条）。

このように、地域の事情を考慮した資料の収集と保管が、博物館事業の根幹をなす活動であることは明らかである。階上町民俗資料収集館の担当者は、資料保存に関する基本的な考え方や基礎的な知識を学び、収蔵資料における保存の役割と使命を果たすために、社会的な理解が必須であることを忘れずに努力し続けてほしいと願うものである。



9 社会教育施設における危機管理

社会教育施設は、地域住民共有の財産である貴重な資料を取り扱うことから、地震、台風、大洪水などの自然災害や火災等に対して、常に危機への備えをしておかなければならない。

階上町も、2011年3月11日に発生した東日本大震災等で大きな災害を経験しているが、幸い

民俗資料収集館では大きな被害を免れている。しかし、近年は自然災害が多発しており、地震のみならず暴風雨や大洪水など、いつ発生するか分からない自然災害に対する危機管理が必要なことは言うまでもない。

民俗資料収集館は、日頃から警備を民間企業に委託しており、災害が発生した場合にはいち早く対応できるよう態勢を整えている。地震大国である我が国においては、災害の発生に対する備えは不可欠であり、広範囲にわたるさまざまな出来事に対応することは難しいが、貴重な資料を後世へ継承するように、できる限りの努力をしていかなければならない。

10 調査研究の成果

今回の調査研究により、階上町民俗資料収集館が収蔵している書誌関係の収蔵資料について把握することができ、成果物として「階上町民俗資料収集館書誌収蔵目録」を刊行することができた。

具体的には、次のとおりである。

- (1) タイトル・冊数・出版年・大きさ・出版者を把握
- (2) 表紙等を写真撮影して画像データを作成
- (3) 資料番号・タイトル等を集約した目録を編集・発行
- (4) 「書誌収蔵目録」を小中学校等に頒布



階上町民俗資料収集館書誌収蔵目録

11 今後の課題

階上町民俗資料収集館が、文化財を収集・保管・展示して、地域住民の利用に供し、生涯学習等に資するためには、さまざまな課題がある。

具体的には、次のようなことが考えられる。

- (1) 地域住民への広報活動をしながら幅広く「収集」を行う
- (2) 計画的に毎年の季節に合わせた虫干し等を行う
- (3) 中期的な計画による点検・補修を行う
- (4) 「書誌収蔵目録」の発行に伴う広報活動を行う

おわりに

階上町民俗資料収集館には、歴史、民俗、産業等に関するさまざまな収蔵資料があり、これらは地域住民の善意による寄贈品で、毎月第2火曜日・第4火曜日に開館し、教育普及に努めている。

民俗資料を収集・整理・保存することは、地域の歴史や伝統を調査・研究して生涯学習に役立てることであり、文化遺産を後世に継承していく博物館機能の基本的な趣旨に添ったものである。

階上町教育委員会は、収蔵資料に関する目録等を作成し、頒布している。さらに、担当者においては、小学校等からの要望に応じて、収蔵資料等の説明、助言、指導等を行っている。

今回の現地調査に当たっては、開館日が限られていることから時間的制約もあり、学生にも手伝いを依頼して実施した。収納ケースに陳列されている収蔵品について実地棚卸を行い、タイトル等を調査して記録していったが、開館日が限られていることから思うように進まず、調査期間の終盤には調査事項を確認するために、教育委員会の担当者に依頼して何度も開館していただき、ようやく現地調査を終えることができた。

階上町民俗資料収集館は、歴史的意義のある貴重な文化財を収蔵しており、博物館の機能を有しているので、地域住民に事業内容を知らしめ、利用を促進していただきたいと願うものである。

これからも地域の貴重な文化財が、長期的な展望を持って後世へ継承していくとともに、人材育成を図り、「書誌収蔵目録」が生涯学習や学校教育の一助になることを期待する。

結びに、階上町民俗資料収集館の書誌収蔵資料について調査研究を行うに際して、現地調査にご協力いただいた階上町教育委員会をはじめ、関係各位に深く御礼申し上げる。



調査後

参考文献・資料

根城隆幸（2014）八戸学院短期大学研究紀要第38号『階上町民俗資料収集館調査報告』

根城隆幸（2015）産業文化研究第24号『階上町民俗資料収集館調査報告 No.2』

根城隆幸（2016）産業文化研究第25号『階上町民俗資料における一考察』

八戸市図書館『八戸市史収集文書目録』（1）～（14）

大高幸、瑞山聡子 放送大学教育振興会『博物館教育論 新訂』

国立国会図書館デジタルコレクション HP <https://dl.ndl.go.jp>

博物館法における博物館法の定義について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/shiryo/07012608/001.htm

「学生による高齢者とのスポレク交流会」の省察

佐 貫 綾 乃

要旨 本事業は、青森県教育庁による「みんなが主役！スポーツで健康づくり事業」の一環であり、高齢者に対して継続的にスポーツや運動をする機会を提供し、スポーツや健康に対する意欲を高め、スポーツを通じた健康づくりをすることを目的としている。学生が主体となり、スポーツ・レクリエーション等を通して、健康づくりをアドバイスする異世代交流会を実施するとともに、交流会終了後も高齢者が継続的に運動に取り組めるよう、リーフレットを作成し、参加者や老人クラブ等に配付するという内容である。本稿では、今年度の事業内容全体を省みながら、指導者としての資質に着目し、運動指導において学生自身がどのような資質・能力が必要であると捉えているかを明らかにすることで、本事業の記録および今後の学生指導の一助とすることを目的としている。

1. はじめに

青森県の報告によると¹⁾、平成 30 年 10 月 1 日現在の本県の人口は 1,262,815 人で、前年に比べ 15,766 人（1.23%）の減少となった。そのうち 65 歳以上人口（老年人口）は 4,546 人増の 407,716 人となり、65 歳以上人口のうち、75 歳以上人口は 209,392 人となった。また、15 歳未満人口の割合は国勢調査が開始された大正 9 年以降最も低かった一方で、65 歳以上人口の割合は大正 9 年以降最も高くなったことが報告されている。65 歳以上の人口の割合が全人口の 21% を占めている状態を指す超高齢社会において、青森県は約 32%が高齢者である。全国的に超高齢社会が進む中でも、青森県は高い高齢者率を示している。

平成 30 年度の国民健康・栄養調査²⁾によると、高齢者の運動習慣は 65 歳以上の男性で 42.9%、女性で 36.5%であり、健康日本 21（第二次）で示された目標値の到達には至っていない。青森県のスポーツ実施率は全国平均を下回る 41.2%であり、運動不足を感じている 60 代は 78.3%、70 歳以上は 69.7%に達している。³⁾ 加齢による体力や運動機能の低下、社会的・文化的交流の減少など、高齢者をめぐる課題はあらゆる地域で対策がとられている。平均寿命の延伸に伴い、高齢者が健康を維持し、自立した豊かな生活を送るために、運動や社会活動の推進が図られている。

高齢者のみならず、幅広い世代で運動習慣の不足が課題である青森県においては、令和元年度から 2 年度にかけて、「健康長寿の実現を推進するプロジェクト」の中で、「みんなが主役！スポーツで健康づくり事業」を新規事業として立案した。事業内容は、①「笑顔でおやこ体操教室」、②「学生による高齢者とのスポレク交流会」、③「親子でスポーツ意欲を高めるイベント」、以上 3 つである。本稿で取り上げる②「学生による高齢者とのスポレク交流会」（以下、交流会）は、スポーツ・レクリエーション等を通して健康づくりをアドバイスする異世代交流会を実施し、終了後も高齢者が継続的に運動に取り組めるよう、学生がリーフレットを作成し、参加者に配布するというものである。異世代交流を図りながら高齢者の運動の機会を設けることで、高齢者にとつての運動不足解消と、世代間交流の推進が期待される。

世代間交流をかねた健康増進のための様々な取り組みは全国的に行われており、戸田ら（2019）

は、高齢者と大学生の世代間交流による体力測定会を実施し、医療専門職を目指す学生には教育として大きな意義があり、高齢者には社会参加への意欲や自身の健康管理において満足度が得られたと報告している。⁴⁾ 松本(2019)は、理学療法学科の学生による高齢者への転倒予防教室を定期的に開催し、学生、参加者ともに高い満足度を得ている。⁵⁾ 医療職や介護職、運動指導者などを目指す学生にとって、実習以外の場において高齢者の現状を知ることや臨床経験を積むことは、自身の課題を見出せる貴重な経験となり、自己研鑽の契機となるだろう。

本稿では、保健体育教員やトレーニング指導者を目指す学生が、地域高齢者とのスポーツ・レクリエーション交流会を行うことによって、どのような学びや反省点が浮かび上がってきたのか、また、指導者に必要な資質・能力をどのように捉えているのかを検討していきたい。

2. 目 的

今年度の「学生による高齢者とのスポレク交流会」の事業内容全体を省みながら、学生の指導者としての資質に着目し、運動指導において学生自身がどのような資質・能力が必要であると捉えているかを明らかにすることで、本事業の記録および今後の学生指導の一助とすることを目的とする。

3. 方 法

(1) 参加した学生と高齢者の属性

学生は、八戸学院大学健康医療学部人間健康学科のスポーツ科学コースにおける3つのゼミに所属する2年生から4年生18名である。ほとんどの学生が運動部に所属しており、教職課程(保健体育)やJATIの取得を目指す学生である。

高齢者は、八戸市老人クラブ連合会に所属する15名(男性8名、女性6名)であり、年齢は70.5±4.4歳であった。全員が自家用車で会場まで訪れ、自由に動くことのできる健康な高齢者であった。

(2) 調査期間と内容

2019年11月7日(木)、21日(木)および12月5日(木)の13時から1時間程度、YSアリーナサテライトキャンパスを利用して交流会を実施した。各ゼミの担当した交流会の終了後、学生に対して記名自記式の質問紙調査を行い、その場で回収した。指導経験を問う質問ののち、交流会における指導の反省や指導者の資質について問う質問を、5件法と自由記述による回答で求めた(表1)。得られた結果は、単純集計を行い記述内容ごとに分類を行った。

表 1. 質問紙調査の内容

Q.1	本日を除いて、これまでに運動指導の経験はありますか。「はい」または「いいえ」に丸をつけてください。
Q.2	「はい」と答えた方は指導歴について教えてください。
Q.3	次の質問に5段階で教えてください。
	1.指導上の留意点や配当時間を事前によく検討できたか
	2.対象者に適切な運動であったか
	3.適切な言葉遣いや声かけができたか
	4.明確な指示や演示ができたか
	5.発問や指示が参加者によく伝わったか
	6.指導は難しかったか
	7.高齢者と楽しく交流することができたか
Q.4	本日の指導に関する次の質問に対して、自由に記述してください。
	1.指導をするにあたって、どのようなところに難しさを感じましたか。
	2.反省点や課題を記述してください。
	3.指導者に必要な資質・能力は何であると考えますか。
	4.感想を自由に記述してください。

4. 結果と考察

(1) 交流会の実施内容

1 日目はレクリエーションの一つであるネットパスラリーや、ストレッチ、体操で準備運動を行ったのち、学生が考案したダンスを中心に活動した。「ダンシング・ヒーロー」の音楽に合わせ、上半身中心の動きから、足踏みやトータッチ、ヒールタッチなどを加え、次第に全身運動に移行した（図 1）。2 日目は運動能力測定および筋力トレーニング、有酸素運動とデュアルタスクを含んだ複合的な組み合わせの運動を行った。足踏みをしながら手指で数を数えたり、右手と左手でじゃんけんをしたり、認知症予防を兼ねた運動であった（図 2）。3 日目は タオルを用いたストレッチ、下肢の筋力トレーニング、バランス能力を要するレクリエーションを行なった（図 3）。1 回目から 3 回目の詳細を表 2 にまとめた。

各回で実施する学生と内容が異なることで、アイディアが偏らず、豊富な内容で実施することができた。また、多くの学生が運動指導を経験することができ、自己理解が促され、指導者としての資質について改めて考える機会となった。一方、参加高齢者にとっては、毎回異なる学生が指導することにより、新鮮さはあるものの指導スタイルや実践方法が異なることに戸惑いがあったことが推測される。学生にとっても、一度きりのイベント的な指導というよりも、参加高齢者の傾向や特性を把握して、より適切な運動内容を提供することに注力してもらいたいため、来年度は一貫して同じ学生が指導することを検討したい。また、今回は様々な運動を実施したが、次年度は一つの運動に絞り、継続して実施することによる効果を検証することもあるだろう。



図 1. 1 回目の様子



図 2. 2 回目の様子



図 3. 3 回目の様子

表 2. 運動内容の詳細

1回目	2回目	3回目
(1)準備体操とレクリエーション ・屈伸、伸脚、アキレス腱のストレッチ ・大腿四頭筋、腓腹筋のストレッチ ・上肢のストレッチ ・ネットパスラリー (2)ダンス ・手をひらひらと動かしながら足をクロス ・脇を締める運動 ・腕の動きを中心にした運動 ・足踏みをしながら自転 ・腕を伸ばして引き寄せる運動 ・水を切るように手をはらう ・片手ずつトータッチ、ヒールタッチ ・左右に4歩ずつステップ ・屈伸運動 ・腰を左右に振る ・上下に手を叩きながらステップを踏む ・手を振りながらヒールタッチ ・全員でポーズをとる (3)クールダウン ・屈伸、伸脚、アキレス腱のストレッチ ・大腿四頭筋、腓腹筋のストレッチ	(1)運動能力の測定 ・閉眼片足立ち ・ファンクショナルリーチ ・立ち上がりテスト ・2ステップテスト (2)運動能力測定結果の説明 (3)ストレッチ・筋力トレーニング ・屈伸、伸脚、アキレス腱のストレッチ ・スクワット ・バランス能力向上トレーニング (4)認知症予防のための運動 ・足踏みをしながらグーパー ・足踏みをしながら手指で数を数える ・足踏みをしながらじゃんけん	(1)タオルストレッチ ・タオルを上げて回す ・タオルを上げて左右に伸ばす ・胸の高さで捻る ・背中洗いの動作 ・肩の引っ張り運動 ・首のストレッチ ・つま先の引っ張り運動(座位、仰臥位) (2)下肢の筋力トレーニング ・椅子からの立ち上がり(両脚、片足、手をクロス) ・股関節周りのトレーニング ・カーフレイズ ・ヒップスラスト(両脚) ・つま先の曲げ伸ばし ・足指でタオルの手繰り寄せ ・スタビライゼーション (3)バランス能力を要するレクリエーション ・閉眼片足立ちの記録測定 ・閉眼で直線を歩く ・片足立ちでキャッチボール ・タオルを用いた引き相撲 ・椅子に座り手を繋いで片足立ち

(2) 学生への質問紙調査

運動指導の経験は、13名が経験あり、5名が経験なしであった。指導対象は、小学生から大学生であり、高齢者への指導経験のある者はいなかった。大学の授業内における模擬授業も含め、陸上競技やサッカーなど、それぞれの専門競技の指導経験であった。指導内容の振り返りを5段階評価で質問した結果を平均値と標準偏差で示した(表3)。また、各質問における評価基準別の割合をグラフで示した(図4)。評価基準は、5:とてもあてはまる、4:少しあてはまる、3:どちらとも言えない、2:あまりあてはまらない、1:全くあてはまらない、である。指導についての具体的な質問である質問1～5においては、いずれも高い値を示しており、指導における満足度の高さがうかがえる。その中で、質問4は最も低い値であり、自由記述においても明確な指示出しの難しさが見られた。満足が見られる一方で、指導は難しかったかという質問には、80%以上がとてもあてはまる、少しあてはまると答えていることから、指導全体を通して難しさを感じて

いることが分かった。しかしながら、90%以上が楽しく交流することができたという評価であり、難しさよりも楽しさが上回っていたことは明白である。

指導の難しさを問う自由記述では、「伝達」と、「対応力」に関する記述の2つに分類できた(表4)。実際に指導の様子を見ても、説明の仕方や分かりやすい伝え方に苦戦している様子が多くの学生の様子からうかがえた。「対応力」は、高齢者という特性に合わせた運動内容を考案したり、想像してきた様子と異なることが分かった際に、速さや回数、運動内容を即興的に変更したりすることが難しいと感じていた。対応力は指導経験を積んでいく事で養われるため、今後もこのような指導の経験を多く積ませるべきであると再確認することができた。

反省点や課題を問う自由記述では、「伝達」、「コミュニケーション」、「事前準備」に関する記述の3つに分類できた(表5)。表4において伝達の難しさを述べている学生が多いことから分かるように、反省点や課題でも「伝達」に関する記述が多く見られた。説明が長くなったり、だらだらと不明瞭に話したりする学生が多かったため、端的に説明するための要約力や、相手に伝えるための発声の仕方などを意識して指導していきたい。また、事前準備に関する記述も多かったが、準備期間中の学生の様子からは、指導する相手の状況を想定して運動内容を考案する想像力の欠如や、タイムマネジメントの重要性の認識不足などが目立っていた。授業における教師のフロー体験について研究した木村(2011)は「教師が快感情を強く経験しフローを体験する授業では、まず事前の授業準備、学習課題に関する教材研究を充実させ、授業展開の見通しを立て易くしていたと共に、授業中では事前の準備と教材研究で得た知識を活用することで生徒から示される予想外の発言、質問に対して即興的に対応していたと考えられる」と述べている。⁶⁾ 事前の準備や展開の見通しが教師にとって重要であり、受講者にとっても充実した内容となることが示唆される。

指導者に必要な資質・能力を問う自由記述では、「コミュニケーション」、「知識」、「対応力」、「ユーモア」に関する記述の2つに分類できた(表6)。特にコミュニケーションについては半数以上の学生が記述しており、指導者にとって重要な資質・能力として捉えていることが分かる。日頃からコミュニケーションをとることに苦手意識を持っている学生が多いが、授業や部活動を通して主体的に他者と関わり、より多くの学生がリーダーシップをとることのできる人材になることを望む。また、「知識」と「対応力」は関連していると推察される。十分な知識があるからこそ、言葉を言い換えたり、指導内容を対象者に合わせた内容に即座に変更したりすることに繋がっていくと考えられる。そして、「ユーモア」に関しては、指導者のもたらすユーモアは、担当する授業や講習会、クラス等の楽しさに直結するものと考えられ、小学生の学校の楽しさと教師のユーモア行動に関して研究した上田・小林(2008)は「笑うという行為自体がストレスを緩和すること、また自分の気持ちの捉え方が変わるということからも、教師のユーモア行動全般において子どもの学校の楽しさに影響を与えたことが考えられる。」と述べている。⁷⁾

全体の感想を通して、参加した学生全員が肯定的な感想を記載しており、継続して実施したいという記述も複数見られた(表7)。

表 3. 指導の振り返りの平均値および標準偏差

質問項目	平均値	標準偏差
1.指導上の留意点や配当時間を事前によく検討できたか	3.94	0.73
2.対象者に適切な運動であったか	4.11	0.96
3.適切な言葉遣いや声かけができたか	4.17	1.1
4.明確な指示や演示ができたか	3.72	1.07
5.発問や指示が参加者によく伝わったか	3.89	1.02
6.指導は難しかったか	4.33	0.91
7.高齢者と楽しく交流することができたか	4.67	0.59

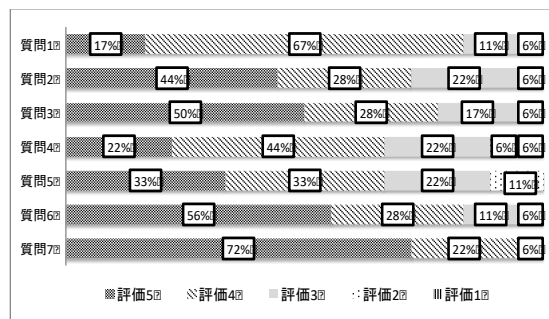


図 4. 各質問における評価基準別の割合

表 4. 指導の難しさに関する記述の分類

カテゴリー名	記述内容
「伝達」に関する記述	伝えることが難しい。 説明の伝達度 言葉が出てこなくて難しかった。 運動を理解してもらうこと。 事前に準備していないと説明、フィードバックがすごく大変でした。 全体に伝わっているのか、何回も説明しなきゃいけない点 質問に答える時に分かりやすく説明し、疑問を明確にできるような知識を身につけなければいけないこと。 運動のやり方の指導 どのように伝えればいいのか コミュニケーションをとること。出来る人と出来ない人に同じことをやってもらうこと。
「対応力」に関する記述	自分たちの体力と高齢者の方の体力の差が思っていたよりも合って休憩のタイミングがわからなくて難しかった。 準備運動のスピード。お年寄りに合ったスピードにすること。 一つ一つの動作がゆっくりなので、合わせるのが難しかった。 運動能力がない人が多いのでそこに合わせること。 高齢者が楽しく運動できて無理のないような内容を考えるのが難しかったです。 高齢者の目線に立って考えるのが難しかった。 自分でできと思っていたことが相手にできなかった時。

表 5. 反省点や課題に関する記述の分類

カテゴリー名	記述内容
「伝達」に関する記述	もっと上手く伝えられること。 言いたいことをまとめる。簡潔に話す。 もっと具体的に説明すること。 言葉を分かりやすくくだいて説明すること。 分かりやすく話すことがこれからの課題。 はきはき言う。
「コミュニケーション」に関する記述	コミュニケーションを多くして、楽しく行えられるようにしたい。 コミュニケーションがなかった。 次はもっとふれあいたい。 積極的に教えることができなかった。 笑顔と笑声と積極性
「事前準備」に関する記述	カンペをなくしたりするともっとスムーズにできたのかなと感じた。もっと事前に練習してからやるべきだった。 事前準備 配当時間をもっと意識した方が良かった。 無駄な時間が少しあったので時間をうまく使えるようにしたい。 お年寄りに合った準備運動をすること。 曲が少し速めだったので曲選びを大事にしたい。 事前の準備が徹底されていなかった。

表 6. 指導者に必要な資質・能力に関する記述の分類

カテゴリー名	記述内容
「コミュニケーション」に関する記述	コミュニケーション能力(同様の回答8名) 伝える力 伝える能力
「知識」に関する記述	知識を身につける 知識、言葉力 伝えたいことを簡単に短くまとめて話せる能力 そのトレーニングをすることによって、どのような効果があるのか一番理解してから教えようとする努力や考え方。 指導内容を自分がきちんと知ること。
「対応力」に関する記述	分かりやすい発言でゆっくりと。相手をよく観察しながらその人に合った指導を行う。 対象者の状況を把握し、指導内容を合わせる 相手の立場を考えて言動すること 個人のレベル、状況に合った対応。
「ユーモア」に関する記述	相手をいかに楽しませられるかだと思う。 笑いをとりながら指導する。

表 7. 交流会を実施した学生の主な感想

・指導内容の説明をすることはとても難しかったが、たくさん的高齢者の方とコミュニケーションをとることができてとても楽しかったです。
・楽しく行うためにはコミュニケーションをとることが大切だなと感じました。指導を行う対象者がどのような人なのかよく観察して、準備してきた内容が合っていないと感じた時には瞬時に対応できるようにしたいです。
・良い経験になりました。定期的に行ったらいいなと思いました(高齢者のためにも、自分たちのためにも)。
・予想以上に楽しむことができた。幅広い世代の人と交流を深め、指導力を向上させていきたい。
・面白かったです。より良くするためにもう少し伝える事、触れ合う事があつたら良かったなと思いました。良い経験になりました。ありがとうございました。
・介護等体験以外で高齢者と接する機会があつて良かったと思います。初対面の人とも話せる力を身に付けたいです。
・とても緊張したけど、とても楽しくできた。一つ一つ言葉を選んで話す事が難しくて、説明することの大変さを実感した。最後踊り終えたとき、達成感でいっぱいになった。とても良い経験になった。
・今回に向けて事前にシュミレーションを行いましたが、あまり思うようにできませんでした。でも普段は関わらない高齢者の方と交流することができてとても楽しかったし、次があるならまたぜひ参加したいです。
・このような経験ができて良かった。将来に役立ちそうなので、これからもこのような機会を与えてくれたら良いです。

4. まとめ

本稿は、青森県教育庁による「みんなが主役！スポーツで健康づくり事業」の一環である「学生による高齢者とのスポレク交流会」の記録をするとともに、学生の指導者としての資質に着目し、本事業を通して、運動指導者にはどのような資質・能力が必要であると捉えているかを明らかにすることを目的とした。本学の2年生から4年生18名が、高齢者15名(男性8名、女性6名)を対象に、ゼミごとに分かれ3回の交流会を実施し、終了後に行った質問紙調査の結果をまとめたものである。他者に分かりやすく説明する伝達の難しさや、相手に合わせて瞬時に対応を変えるための判断に苦戦しながらも、学びが多く、満足度の高い交流会であったことが分かった。また、伝達力に加えて、コミュニケーション能力や、事前準備の大切さなど、指導者として必要な課題に学生自らが気付く契機となった。そして、指導者には、コミュニケーション能力、知識、対応力、ユーモアが必要であるということを実感したことで、今後の学生生活における意識の変化に繋がることを願う。また、筆者が担当する授業科目において、これらを補強できるような授業展開をしていくことが学生の指導力向上に結びつくことになる。今後も一層、学生の特性や現状をふまえた指導を行なっていきたい。

本学の学生にとって、介護等体験や教育実習を除いて実際に指導を体験するのは、模擬授業や、運動部活動の地域貢献、小学生から高校生を対象にした運動指導のボランティアやアルバイトなどである。中には模擬授業の経験のみで教育実習を行う学生も少なくない。また、児童・生徒に指導する経験はあるものの、高齢者と接する機会ほとんどないと言える。今回の交流会では、高齢者への運動指導という本学学生には経験のない活動であった。来年度も継続して実施し、子どもから高齢者まで多様な世代に接する中で、地域の健康づくりに広く貢献できるような指導者を目指してもらいたい。

引用・参考文献

- 1) 青森県統計分析課, 「平成 30 年青森県の人口」について.
<https://www.pref.aomori.lg.jp/release/files/2018/62903.pdf> (2020 年 1 月 17 日).
- 2) 厚生労働省, 「平成 30 年国民健康・栄養調査結果の概要」.
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000584138.pdf> (2020 年 1 月 21 日).
- 3) 青森県教育委員会, 「県民の健康・スポーツに関する意識調査報告書」.
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sports/files/kenminnokenkou-sports-ishiki-chosa.pdf> (2020 年 1 月 21 日).
- 4) 戸田香・矢澤浩成ら (2019) 「世代間交流による地域住民の健康増進の取り組みと今後の課題」,
生命健康科学研究所紀要, 15 巻, pp.68-71.
- 5) 松本貴子 (2019) 「養成校で行う転倒予防教室の経験が学生に与える効果」, 第 53 回日本理学療法学会大会 抄録集.
- 6) 木村優 (2011) 「授業における高校教師のフロー体験に内在する実践的意義」, 教育方法学研究, 36 巻, pp25-37.
- 7) 上田明日美・小林朋子 (2008) 「小学生の学校の楽しさに影響を与える教師のユーモア行動に関する研究」, 静岡大学教育実践総合センター紀要, 15 巻, pp125-132.

地域の中小食品製造業に求められるマーケットイン型アプローチ

ー 小売業の調達担当者から見た HACCP とデザインとストーリー ー

Marketing Oriented Approaches for Local Processed Food Manufacturer

ー HACCP, Package Design, and Backstory From Retailer's Viewpoint ー

藤 代 典 子

1. はじめに

1. リサーチクエスション

青森県を含む9道県¹においては、全製造業に占める食品製造業の割合が最も高く、地域経済において重要な役割を担っている〔農林水産省, 2019〕。その中でも中小・零細企業比率は 99%である〔農林水産省, 2012〕。八戸市の製造業においても食料品の事業所数が最も多く、103 事業所、全体比 31%である〔経済産業省, 2018〕。一般的に中小事業者は価格競争において、大手事業者に比べ規模の経済性で不利な立場にある。このような中小規模の食品製造業は、直接的な取引先である卸業者や小売業者からどのような理由によって選ばれるのであろうか。

本研究の目的は、中小食品製造業において BtoB² マーケティングで競争優位性を築くためのいくつかの要因を価格以外で明らかにすることである。本稿では、小売用加工食品である観光みやげ商品を対象に、小売機能を持つ宿泊施設および婚礼施設の調達担当部門(バイヤー)にインタビュー調査を行った。食品製造業者の取引先である調達担当者からどのようなことが求められているのかを分析する。

2. 食品製造業と観光みやげ市場

食品業界全体を見渡すと、国内生産が 9.2 兆円で輸入は 1.3 兆円である 10.5 兆円の食用農林水産物に、食品製造業者の 33.4 兆円をはじめ卸業、小売業、外食産業等が付加価値をつけ、国内最終消費としては 76.3 兆円の市場を形成している〔農林水産省, 2017〕。

一方、観光みやげ商品の市場規模は 5 兆 100 億円とされている〔観光物産総合研究所, 2019〕。〔観光庁, 2019〕で、18 項目に分類される土産品には農産加工品、水産加工品、菓子類等の加工食品が含まれる。近年は訪日外国人旅行者の観光消費額が大きな経済効果を産んでいるが、訪日外国人旅行者が購入する土産品のうち食品は約 20%に相当する 2,897 億円、そのうち菓子類は 1,308 億円とされる〔農林水産省, 2018〕。

3. 食品製造業における衛生管理の制度化

2018 年 6 月、食品衛生法が改正され、「食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組」(改正食品営業法第五十条)、つまり国際基準に基づく食品製造工程管理手

¹ 沖縄県 38.9%、北海道 35.4%、鹿児島県 33.8%、宮崎県 22.6%、青森県 19.6%、佐賀県 18.9%、高知県 16.5%、新潟県 15.1%、宮城県 13.8%の 9 道県

² BtoC(Business to Consumer: 企業対消費者)に対し、BtoB(Business to Business: 企業対企業)は法人取引を指す。

法のひとつである HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)³に沿った衛生管理が制度化された。同法は施行後 1 年の猶予期間を経て、2021 年 6 月に義務化される。罰則規定は設けられていないものの、別途都道府県知事等の定める条例等により、食品製造業者の HACCP への対応は避けられない。

青森県では HACCP の考え方に基づく自主衛生管理を進めている県内の製造・加工施設を認証する制度「A-HACCP」(あおもりハサップ: 青森県食品衛生自主衛生管理認証制度)を設け、2020 年 1 月 31 日現在の取得数は 191 施設となっている [青森県, 2020]。

II. BtoB マーケティングにおける先行研究と本研究の課題

BtoC マーケティングにおいては消費者の購買意思決定要因等が広く研究されてきた一方で、BtoB つまり卸業者や小売業者へのアプローチに関しては、流通システムやフードチェーンの構造上の課題やサプライチェーンでのバイイングパワーが議論の対象となることがこれまで多かった。[パチエンティ, 2000]は、BtoC マーケティングとBtoB マーケティングの相違点は、前者が一般消費者の嗜好をはじめとする感情的な購買動機に重点が置かれる一方、後者は、顧客企業の意思決定に関連する理性や、製品・サービスの合理性(機能性)に重点が置かれると定義した。[増谷, 2017]では、売り手企業の製品開発戦略の STP⁴以外の活動のうち、自社の統制が効きやすい品質、コスト、デリバリーだけでは市場競争力を維持することは困難で、顧客志向のフレキシビリティ、サービス、ネットワークの必要性を指摘した。[山本, 2010]では、BtoB ビジネスの一つである OEM(相手先ブランドによる製造)取引において、中小菓子製造業が HACCP 対応に向けた新工場設置や、HACCP 勉強会の実施、生産能力の提携といった製品連鎖から、更には生産現場で組織間学習を行った結果、知識連鎖に展開していることを示している。本稿では、BtoB マーケティングで売り手企業に求められる、先行研究で指摘された製品・サービスの合理性や顧客志向といった、価格以外の要素を具体的に分析する。青森県をはじめとする地域の中小食品製造業を売り手企業とみなし、買い手企業である観光みやげ商品つまり小売用加工食品の小売機能を持つ宿泊施設および婚礼施設の調達担当者にインタビュー調査を行った。

III. 調達担当者から食品製造業者に求められる要件

1. 星野リゾート青森屋⁵

星野リゾート青森屋(三沢市)は、株式会社星野リゾート(本社:長野県)が運営する、国内外で 38 か所(2020 年 1 月現在)あるホテル等宿泊施設の一つである。長野県の温泉旅館・星野温泉として 1914 年に創業した同社は、バブル経済の崩壊後 1995 年に社名変更し、宿泊施設の所有はせず運営のみに特化している。2001 年に破綻した流通大手のマイカルが経営する宿泊施設・リゾナーレ小淵沢(山梨県)での再生を皮切りに、北海道や福島県等で破綻したホテルの再生を次々に手掛けた。このような地

³ HACCP は、国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)合同の食品規格委員会(コーデックス)により 1993 年に明文化され、各国で広く受け入れられている。厚生労働省によると、「食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法」とされている。改正食品営業法により原則として全ての食品等事業者は一般的衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施を求められている。

⁴ セグメンテーション、ターゲティング、ポジショニング

⁵ 星野リゾート青森屋主催「プライベートブランド商品開発等に係るコンセプト説明会-今後の商品開発について」(2019 年 6 月 6 日)および、星野リゾート青森屋総支配人室商品開発総括マネージャー常住泰弘氏へのインタビューによる。

域では、地域経済の循環や雇用の受け皿がいったん失われたために、同社の新たな参入に対して経済活性化への期待も大きい。

星野リゾート青森屋は 2004 年、前所有会社の経営破綻を受け、株式会社三沢奥入瀬観光開発が経営を引き継ぎ、星野リゾートが施設を運営することになった。その後、青森屋は社員によるブレインストーミング「魅力会議」を定期的に関き、施設の魅力づくりと魅力の発信等、再生に向けた新たな取り組みに着手した。これらの経営努力が実を結んだ結果、2018 年には旅行サイト・トリップアドバイザーの「外国人に人気の日本の旅館 2018」トップ 20 に選出されている。また、インスタグラム等 SNS の露出数は 38 か所の運営施設内で 1 位、同施設の土産物店「じゃわめく売店」の売上高も上位となっている。

同土産物店では、菓子、レトルト食品、清酒、工芸品をはじめとする地域の特産品約 1000 品目を販売している [日本経済新聞社, 2016]。プライベートブランド商品 (以下、PB 商品) の開発にも着手し、青森県内事業者に対して、HACCP 導入とパッケージのデザインを促す勉強会を、青森県商工会連合会、(公社) 青森物産振興協会、青森県上十三保健所等の協力を得て 2016 年から開催している。

まず HACCP について、同社は食品衛生法改正以前から、宿泊施設における重要なリスクマネジメントのひとつとして捉えている。エンドユーザーである宿泊客の食の安全確保は最優先事項であることから、青森屋の料飲部門と厨房部門では早くから A-HACCP 認証を取得している。また、原則として同土産物店は HACCP 導入済またはその他の食品安全に関する何らかの認証取得している製造業者からのみ商品を仕入れる。製造業者が HACCP 未導入の場合は、改めて新規導入を働きかける。しかし、これらの製造業者は費用が障壁となり二の足を踏むことも少なくなく、導入の促進は容易ではない。しかし青森屋は「地域の広告塔」として集客努力を惜まず、商品の魅力や価値を宿泊客に伝えることで、販売面で製造業者に協力することに前向きである。菓子製造分野では、青森県菓子工業組合の協力を得て、製造業者に HACCP 導入を呼び掛けた。同工業組合の副理事長を務める有限会社松栄堂も A-HACCP 認証をいち早く取得した。2018 年には青森屋の取引企業のうち 40%を超える約 50 社 (施設) が認証に向けた取り組みを開始し、うち 12 社 (同) が HACCP または A-HACCP を取得した [日本経済新聞社, 2019]。同年、青森県知事・青森県保健衛生課を表敬訪問しこれらの取り組みを報告したことで、食品衛生基準の順守の重要性に県内の製造業者の注目を集めた。

また、土産物の商品のパッケージについては、宿泊客の目に留まり、その商品を購入してもらうためには、プロのデザイナーによる戦略的なデザインが必要であると青森屋は考えている。デザインは HACCP のように法律による義務ではないにも関わらず、製造業者にとっては一時的にデザイン外注費が発生する。しかし、商品の売上高が増えれば、安定した収益を上げ、再投資をする循環を作ることができる。この循環は製造業者に限ったものではなく、商品の原材料である一次産品にも及び、青森屋に期待される地域の活性化につながる。2016 年には PB 商品第一号となる『りんごのラングドシャ「め」』を販売開始した。製造とパッケージデザインはアイビー株式会社青森営業所 (十和田市、本社: 宮城県) が担った。2019 年に開催された勉強会では取引業者、官公庁等約 130 社 (団体) が参加し、17 社のデザイナー、クリエイティブ事業者らがブースを設け、それぞれがデザインを手がけて「じゃわめく売店」で取り扱われるようになった商品、つまり成功事例を製造業者の担当者に披露した。その結果、新たに製造業者 3 社がデザインを外注するに至った。

写真-1 星野リゾート青森屋 じゃわめく売店



出典: 著者撮影

2. 八芳園⁶

1943 年創業の歴史ある婚礼施設として知られる株式会社八芳園（東京都港区）では、プライベートブランド「kiki 季季」を 2016 年に立ち上げた。ショコラティエの野口和男氏が監修及び製造する八芳園の PB 商品で、原材料は八芳園が仕入れ、製造を野口氏が担う。八芳園は強みのひとつである日本庭園の四季を表現する菓子類等にこのブランド名を冠して販売している。全国の商品の原材料の選定には、生産地域に出向き、生産者を直接訪問している。その際、原材料の背景にあるストーリー性を重視している。例えば、チョコレート菓子「kiki 季季 ボンボンショコラ」の原材料には、酒粕やスダチを使用している。これらの原材料は生産や流通の過程には語ることのできる背景や特性、こだわりを持つ。まず酒粕は、2016 年の日露首脳会談で安倍首相がプーチン大統領に送った山口県の地酒「東洋美人」のものである。また徳島県産スダチは、無農薬で露地栽培のものを使用している。

菓子だけに限らず、同社では食材調達の際、無農薬栽培や自然栽培、HACCP を仕入れ基準のひとつと考えている。同施設内のレストランを、「安心安全な有機栽培と自然栽培にこだわる“オーガニックライフレストラン”」としてリニューアルオープンさせた 2017 年、一般社団法人農福連携自然栽培パーティ全国協議会が同施設でイベントを開催したことが契機となり、同協議会経由で食材を調達するようになった。八芳園では日本の食料自給率の低さや農業者の担い手不足を社会課題ととらえており、同協議

⁶ 一般社団法人日本能率協会他主催「第 47 回 国際ホテル・レストラン・ショー (HOTERES JAPAN 2019)」と同時開催の「オリジナル商品開発 WEEK 地域産品展」セッション「八芳園が本当に求める地域産品商材とは」(2019 年 2 月 19 日)および株式会社八芳園 企画セッション／購買セッション／次長高橋直樹氏との電話、メールによる。

会の農福連携活動を支援する目的で、2018 年、同協議会と包括的連携協定を締結した。

写真-2 kiki 季季 ボンボンショコラ



出典: 八芳園

IV. 考察

本研究のインタビュー調査で明らかになった点を下記で議論する。

まず、買い手企業である宿泊・婚礼施設にとって、食中毒等食の不祥事は、信用を失う上、営業許可に関わることである。これを踏まえ、売り手企業である食品製造業者も自社の経験と勘に基づく従来型の衛生管理から、世界で認められた科学的根拠に基づくリスク管理方法への転換が必要である。そして法律順守は必須であることから、法改正以降、HACCP 導入は取引条件において必要最低限の要件と言える。福岡県の観光みやげ菓子「ひよ子」で知られる株式会社ひよ子(本社:福岡県)は 30 年前から HACCP に取り組んでいる [石坂, 2017]。また世界標準を満たすことで、国内のみならず、海外調達担当者に向けて今後訴求することもできるようになる。海外販路の中でもイスラム諸国での取引機会創出を視野にいれハラール認証を取得する等、特定のマーケットを意識した食品製造業者も少なくない。

次に、パッケージは「製品を保護し、プロモートし、輸送し、識別するために用いられる容器」とアメリカ・マーケティング協会で定義され、「物言わぬ販売員」や「マーケティングにおける最後の 5 秒」 [石井 恩蔵, 2010]とも例えられる。「2017 ユーキャン新語・流行語大賞」(「現代用語の基礎知識」選)で大賞となった「インスタ映え」のように、消費者が撮影し SNS でシェアされたパッケージデザインにより、その商品の売上に好影響が及ぶようになった。パッケージデザインは、見た目の美しさだけでなく、購買誘因価値、情報処理価値、製品消費価値、消費経験価値 [石井 恩蔵, 2010]を提供するとされている。例えば、キリンやサントリーといった大手メーカーが千人単位の営業部門を抱えるのに対し、焼酎「いいちこ」で知られる三和酒類株式会社(大分県)は、30 人程度 [河北, 2007]にしか過ぎないが、バカルディ、スミノフに次ぐ、蒸留酒製造規模では世界第 3 位となっている。アートディレクター河北秀也氏によ

るパッケージデザイン、ポスター、CM、機関誌等の宣材のクリエイティブ導入前、同社の売上高は約 3 億円であったが、2019 年 7 月現在で約 429 億円である。このように、消費者行動や感性工学を踏まえた上で購買の誘因となるように施されたデザインは、売上増を連想させるため、卸業や小売業の調達担当者にとっても大きな魅力となる。

ところが昨今、有名観光地にはどこにでもあるようなみやげ商品が溢れている。2016 年に食品表示法が施行され、製造所固有記号制度が原則廃止されたことで、製造地を明記することが義務付けられたため、大手の製造者が同じパッケージデザインで複数の地域の観光土産を製造していることも表示されてしまうようになった。それにもかかわらず、各地の地域特徴は標準化し「無地域化」[鈴木 須永, 2016]し、地域を可視化する役割の観光みやげ商品ですらコモディティのようになっている場合も散見される。

そこで最後に、ストーリー性によってコモディティ化からの脱却を図ることになるのではないだろうか。消費者にとっても、みやげ商品は自身の観光経験の「ものがたり」を媒介する存在としている[鈴木 須永, 2016]とされ、消費者にとって観光みやげ商品は、自己表現の一つであり、目的地に足を運んだという証明書でもある。調達担当者にとっても商品の原材料や製法に対するこだわりや食品製造業者の持つ歴史、文化などのバックストーリーを訴求することは、他で真似することのできない唯一無二のアプローチになることは、観光みやげ商品に限ったことではない。例えば、米の 1 kgあたりの小売価格は全国平均 462 円⁷(税別)であるのに対し、石川県の神子原地区産コシヒカリ「神子原米」は 740 円⁸(同)である。神子原米はローマ法王へ献上したというストーリーで知られる。同地区はコシヒカリの名産地でもない、住民 500 名余り、高齢化率 50%前後の限界集落であり、農家所得はかつて平均 80 万円であった。ところが神子原米のブランド化に取り組んだ 2009 年以降には所得 360 万円の農家も現れ、その成功物語は 2015 年に連続 TVドラマ化されている。

以上のように、調査対象の調達担当者から食品製造業者への要件は、単なる製品の取り扱い契約だけにとどまらず、プロダクトアウトからマーケットインへのアプローチと意識改革を促していると言えるのではないだろうか。

V. おわりに

今日、企業が技術的に優れた製品をつくってもそれが売れないことがある。なぜなら製品が売れるためには、いま消費者が何に価値を見出すのか、その価値が充分伝わっているか、といったことも重要であるからだ。消費者が求める価値が、機能、感情、そして社会貢献と進化するなかで、卸業者や小売業者も日々マーケットの変化への対応を迫られている。

2018 年、TPP11(環太平洋連携協定)が発効され、11 か国約 5 億人経済圏が誕生した。そして 2020 年 1 月 1 日に日米貿易協定が発効となり、青森県は農林水産物の生産額が約 19 億～39 億円減少するとの試算を発表した[デーリー東北新聞社, 2020]。今後は国内だけではなく海外の食品製造業と競合がより意識されるだろう。縮小する国内市場だけでなく、広く海外市場も見据えるとき、義務化されている HACCP を導入し、戦略的なデザインを施し、規模の経済性を相対的に必要としないストーリー性を再発掘し、付加価値を高めることは、八戸市も含め、地域の中小企業こそが挑むべきところではない

⁷ 総務省統計局主要品目の都市別小売価格【2019 年 6 月】「1001 うるち米(単一原料米, 「コシヒカリ」)」～「2183 学校給食(中学校)」より筆者算出。

⁸ 農業法人株式会社神子の里オンラインショップ「2019 年産神子原米(標準精米) 5kg」(2019 年 6 月で販売終了)より筆者算出。

だろうか。付加価値額の増加は、農林水産省「食品産業戦略(食品産業の 2020 年代ビジョン)」で掲げられた食品製造業 3 つの目標 [農林水産省, 2019]の一つでもある。今後は、本研究で明らかになった食品衛生基準、パッケージデザイン、ストーリー性のなかから調査対象を絞り込み、地域の中小食品製造業が国内外で取引機会を創出するために解決すべき課題を探索したい。

VI. 謝辞

星野リゾート青森屋総支配人室商品開発総括マネージャー常住泰弘様、株式会社八芳園 企画セクション／購買セクション／次長高橋直樹様には、貴重な時間を割いてインタビューに応じていただいた。ここに深く感謝の意を表する。

VII. 引用文献

- デーリー東北新聞社. (2020 年 1 月 22 日). 日米貿易協定 農林水産物最大39億円減／青森県試算. デーリー東北.
- パチェンティチェザレジュリオ. (2000). B2B マーケティング—顧客価値の向上に貢献する 7 つのプロセス. (鈴木剛一郎, 編, 高遠秋良, 訳) ダイヤモンド社.
- 河北秀也. (2007). 『いいちこ』のブランドとイメージ戦略. 物学研究会レポート(108).
- 観光庁. (2019). 旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究.
- 観光物産総合研究所. (2019). 2018 年版「2017 年度土産業界白書」.
- 経済産業省. (2018). 平成 29 年 工業統計調査.
- 山本久美. (2010). 中小菓子製造業における戦略的 OEM の展開について. 日本経営診断学会論集, 10, 90-95.
- 青森県. (2020 年 1 月 31 日). A-HACCP(あおもりハサップ:青森県食品衛生自主衛生管理認証制度). 参照先: 健康福祉部保健衛生課: <https://www.pref.aomori.lg.jp/life/shoku/26haccp.html>
- 石井裕明, 恩蔵直人. (2010). 価値視点のパッケージデザイン戦略. マーケティングジャーナル, 30(2), 31-43.
- 石坂淳子. (2017). 地域食材を用いた商品製造販売. フードシステム研究, 24(2), 128-132.
- 増谷博昭. (2017). BtoB マーケティングのメカニズムに関する考察—マーケティングの歴史的成り立ちを踏まえて—. 京都大学.
- 日本経済新聞社. (2016 年 11 月 11 日). 星野リゾート青森屋、PB お土産を本格開発. 日本経済新聞.
- 日本経済新聞社. (2019 年 7 月 10 日). 衛生管理「あおもりハサップ」取得 土産物業者の取引条件に星野リゾート青森屋、「安心安全」体制狙う. 日本経済新聞.
- 農林水産省. (2012). 平成 23 年度 食料・農業・農村白書.
- 農林水産省. (2017). 食品製造業をめぐる情勢.
- 農林水産省. (2018). 訪日外国人旅行者の食料品等の購入状況について(プレスリリース).
- 農林水産省. (2019). 平成 30 年度 食料・農業・農村白書.
- 鈴木英怜那, 須永剛司. (2016). 観光みやげの本物らしさ: 非近代性・物語性・贈答性. 日本デザイン学会研究発表大会概要集, 63, 460-461.

地域連携研究センター日誌

1. 運営組織

＜地域連携研究センター運営委員会＞

委員長：田中 哲（八戸学院大学地域経営学部 教授、地域連携研究センター長）
運営委員：堤 静子（八戸学院大学地域経営学部 准教授、地域連携研究センター副センター長）
運営委員：大沢 泉（八戸学院大学地域経営学部長・教授）
運営委員：遠藤 守人（八戸学院大学健康医療学部長・教授）
運営委員：瀧澤 透（八戸学院大学健康医療学部人間健康学科長・教授）
運営委員：小澤 昭夫（八戸学院大学健康医療学部人間健康学科長代理・教授）
運営委員：蛭田 由美（八戸学院大学健康医療学部看護学科長・教授）
運営委員：附田勢津子（八戸学院大学短期大学部幼児保育学科長・教授）
運営委員：赤羽 卓朗（八戸学院大学短期大学部介護福祉学科長・教授）

2. 受託事業

○受託名：あおもりツーリズム創発塾運営業務

委託者：青森県（観光国際戦略局観光企画課まるとあおもり情報発信グループ）

内 容：青森県が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指していることを踏まえ、八戸圏域における是川石器時代遺跡を代表とする遺跡や歴史・文化等を活用したツーリズムの可能性を検討する。

（1）第1回目『世界遺産登録に向けて～北海道・北東北の縄文遺跡群～』

〔日 時〕令和元(2019)年11月19日（火）13：30～15：00

〔会 場〕YSアリーナ八戸 1F 会議室（八戸市大字売市字奥遊下3）

〔講 師〕中澤 寛将 氏（青森県企画政策部 世界文化遺産登録推進室 主査）

木村 聡 氏（一般財団法人 VISIT はちのへ国内誘客物産課 課長／

八戸せんべい汁研究所 所長／八戸学院地域連携研究センター特別研究員）

堤 静子（八戸学院大学地域経営学部 准教授／

八戸学院地域連携研究センター 副センター長）

〔参加者数〕3名

（2）第2回目『八戸地域の縄文文化を知ろう～是川縄文館～』

〔日 時〕令和元年11月26日（火）13：30～15：00

〔会 場〕八戸市埋蔵文化センター 是川縄文館（八戸市大字是川字横山1）

〔講 師〕八戸市埋蔵文化財センター 是川縄文館 学芸員

木村 聡 氏（一般財団法人 VISIT はちのへ国内誘客物産課 課長／

八戸せんべい汁研究所 所長／八戸学院地域連携研究センター特別研究員）

堤 静子（八戸学院大学地域経営学部 准教授／

八戸学院地域連携研究センター 副センター長）

〔参加者数〕3名

(3) 第3回目『歴史や文化を活用した観光コースプランを作ってみよう』

[日 時] 令和元年12月3日(火) 13:30~16:00

[会 場] YS アリーナ八戸 1F 会議室 (八戸市大字売市字奥遊下3)

[講 師] 木村 聡 氏 (一般財団法人 VISIT はちのへ国内誘客物産課 課長)

八戸せんべい汁研究所 所長/八戸学院地域連携研究センター特別研究員)

堤 静子 (八戸学院大学地域経営学部 准教授)

八戸学院地域連携研究センター 副センター長)

[参加者数] 4名

○受託名: 八戸市 e コマース人材育成事業

委託者: 八戸市 (商工労働部商工課 商工振興グループ)

内 容: 八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村内の事業者、創業者、学生等を対象に e コマースサイトの運営に関する総合的な研修を実施。

(1) e コマース事業入門セミナー (八戸市委託事業 e コマース人材育成講座開催特別セミナー)

[日 時] 令和元年10月21日(月) 18:30~20:30

[場 所] 八戸ポータルミュージアムはっち 2F シアター2

[参加人数] 13名

[受講料] 無料

[テ ー マ] 『IT 人材育成で地域の課題を解決』

<1部 18:35~19:15> 「人の心を驚かすキャッチコピーを作るには?」

[講 師] 舩田 恵一 氏 (ヤフー株式会社 メディアカンパニー メディア統括本部 編集本部)

<2部 19:20~20:00> 「AI/IoT/5G の普及した社会とそれに向けての準備」

[講 師] 笠島 康弘 氏 (ソフトバンク株式会社 CSR 統括部 地域 CSR 部 東北担当参与)

<3部 20:00~20:30> e コマース人材育成研修 (ネットショップ入門講座) の案内・質疑応答等

[講 師] 佐藤 真司 氏 (ヤフー株式会社 SR 推進統括本部サービス開発室公金決済兼

CSR 推進室 地域・IT 教育)

森 淑乃 氏 (まなびレッジ 代表)

(2) e コマース人材育成研修 (ネットショップ入門講座)

[日 時] (1) 令和元(2019)年11月09日(土) 10:00~16:00

(2) 令和元(2019)年11月16日(土) 10:00~16:00

(3) 令和元(2019)年11月23日(土) 10:00~16:00

(4) 令和元(2019)年12月07日(土) 10:00~16:00 <合計20時間>

[場 所] 八戸ニューポート、YS アリーナ八戸

[講 師] 森 淑乃 氏 (まなびレッジ 代表)

工藤 明善 氏 (ヤフー株式会社 SR 推進統括本部)

堤 静子 (八戸学院大学地域経営学部 准教授)

[参加人数] 6名

[受講料] 3,000 円 (税込)

○受託名：農山漁村「地域経営」の推進に係るサポート及び発展事例等の作成業務

委託者：青森県（青森県農林水産部構造政策課）

内 容：三八地域の地域経営体数は2段階以上が52経営体、うち3・4段階が5経営体と全県19%に比べ、9.6%と極端に少ない状況にある。このため、三八地域の市町村地域担い手育成総合支援協議会等で開催されるマネジメント部会に参画し、有識者の立場から青森県型地域共生社会の実現や更なるレベルアップに向けたアドバイスを行うとともに、地域経営体の事例を参考に三八地域における地域経営体発展事例を作成する。

担当者：堤 静子（八戸学院大学地域経営学部 准教授）

○受託名：八戸市アートの学び事業業務委託

委託者：八戸市（まちづくり文化スポーツ部 新美術館建設推進室）

内 容：八戸市新美術館における事業の柱の1つである大学連携を具体化するため、美術館オープン後の活動につながる事業として、「新しいアート教育」、「アートビジネス」、「コミュニティ活性化」をキーワードに、大学の資産を活用した実証事業を行い、アートを通じた人材育成や新しいコンテンツ開発など、新美術館の特徴である「アートの学び」の充実を図る。

(1) 第1回 出張アートイズ「天まで届け☆オリジナルの凧づくり」

[日 時] 令和元(2019)年7月7日(土) 10:30~12:00

[実施場所] 八戸市立南浜公民館

[講 師] 佐貫 巧（八戸学院大学短期大学部幼児保育学科 准教授）ほか

[参加人数] 幼児18名、保護者12名、指導者2名、ボランティア3名、スタッフ3名 計38名

[受講料] 1回あたり1,000円

(2) 第2回 出張アートイズ「ゆるキャラをデザインする♪」

[日 時] 令和元(2019)年10月22日(火・祝) 10:30~12:00

[実施場所] 南部どき（南部町）

[講 師] 佐貫 巧（八戸学院大学短期大学部幼児保育学科 准教授）

夏堀 円 ()

[人 数] 幼児・児童16名、保護者20名、ボランティア4名、スタッフ4名 計44名

[受講料] 1,000円

(3) 第3回 出張アートイズ スプレーアート「きみもニューヨーカーちゃれんじ」

[日 時] 令和元(2019)年11月10日(日) 10:30~12:00

[実施場所] いちよう公園交流館（おいらせ町）

[講 師] 佐貫 巧（八戸学院大学短期大学部幼児保育学科 准教授）ほか

[人 数] 児童・小学生23名、保護者30名、指導者2名、ボランティア1名、スタッフ5名、
計61名

[受講料] 1,000円

(4) 第4回 アート×サッカー「てづくりボールとゴールでサッカーしよう！」

[日 時] 令和2(2020)年1月12日(日) 9時~16時

[実施場所] YSアリーナ八戸

[講 師] 佐貫 巧（八戸学院大学短期大学部幼児保育学科 准教授）ほか

[人 数] 幼児・小学生27名、保護者35名、指導者2名、ボランティア1名、スタッフ13名
計78名

[受講料] 1,000円（兄弟半額）

(5) 第5回 Japanese style painting 「江戸のペット日本画にチャレンジ」

[日 時] 令和2(2020)年2月9日(日) 9時～16時

[実施場所] 帆風美術館

[講 師] 佐貫 巧(八戸学院大学短期大学部幼児保育学科 准教授) ほか

[人 数] 幼児・小学生14名、保護者約15名、指導者1名、ボランティア1名、スタッフ5名
計36名

[受講料] 1,000円(兄弟800円)

(7) アートビジネスシンポジウム

[日 時] 令和元(2019)年11月30日(土) 14:00～15:30

[実施場所] 八戸グランドホテル「ローズコート」

[参加費] 無料

[参加者] 67名

[講 師] 熊谷 薫氏(アートマネージャー/コンサルタント)

佐貫 巧(八戸学院大学短期大学部幼児保育学科 准教授)

大澤 苑美氏(八戸市まちづくり文化推進室主事兼学芸員)

矢神 結花氏(現代芸術教室アートイズ プロデューサー)

[内 容] 基調講演は熊谷薫氏(アートマネージャー/コンサルタント)による「美術館とお金の話」。
パネルディスカッションは佐貫巧氏、大澤苑美氏、熊谷薫氏、矢神結花氏による「八戸の
アート。これまで、これから」というテーマで開催。

(8) アートワークカフェ

[日 時] 令和元(2019)年12月14日(土) 14:00～16:00

[実施場所] 八戸ニューポート

[対 象] 社会人(20～40代の子育て世代)

[参加者] 10名

[講 師] 佐貫 巧(八戸学院大学短期大学部幼児保育学科 准教授)

中北 幸子氏(心のケアを目的とするアートセラピー「playingART」主宰)

[内 容] 「大人のぬり絵でリフレッシュ!」

(9) アートビジネスワークショップ

[日 時] 令和2(2020)年1月22日(水)・2月5日(水) 2回連続 両日 19:00～20:30

[実施場所] 八戸ニューポート

[参加費] 無料

[参加者] 延べ27名

[講 師] 米田 大吉氏(NPO法人プラットフォームあおもり 理事長)

[内 容] 八戸圏域でのアート活動や新美術館の活用のワークショップを開催。

(10) 事業ポスター展示

1. 八戸グランドホテル市民ギャラリー

[令和元(2019)11月22日(金)～同年11月30日(土)]

2. YSアリーナ八戸サテライトキャンパス

[令和元(2019)12月16日(月)～令和2(2020)年1月12日(日)]

3. はちのへまちなかアートラボ「コベヤ」

[令和2(2020)3月5日(木)～同年3月31日(火)]

○受託名：長根屋内スケート場産学官スポーツ振興連携事業

委託者：八戸市（長根屋内スケート場・国体室）

内 容：長根屋内スケート場を拠点として、「健康科学」、「スポーツビジネス」、「地域貢献」をキーワードに産学官の資源を有効活用し、八戸圏域における長期的かつ継続的な健康スポーツまちづくりの構築を目指す。

(1) 先進事例視察「いわき市」

[日 時] 令和 2(2020)年 2 月 10 日（月）～2 月 11 日（火）

[場 所] 株式会社 J ヴィレッジ施設およびいわき FC パーク

(2) 健康調査「ビフォー／アフター」

[日 時] 令和元(2019)年 10 月 12 日（土）10：00～11：30（ビフォー）

令和 2 年(2020)年 2 月 22 日（土）10：00～11：30（アフター）計 2 回

[場 所] YS アリーナ八戸サテライトキャンパス

[講 師] 高嶋 渉（八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 准教授）

浜中 のり子（八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 准教授）

宮澤 君子（八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 講師）

八戸学院大学健康医療学部学生 2 名

[参 加 費] 無料

[参加者数] 延べ 14 名

[内 容] 令和元年 9 月 29 日（日）開催の健康調査に参加いただいた皆さんを対象に、簡単な体力測定を追加し、健康関連体力の改善方法についてレクチャー。自宅で実施可能な運動トレーニングの紹介、日常生活における簡単な注意点などを紹介および体験。

(3) 女性のための健康ミニセミナー「乳がんのお話」

[日 時] 令和元(2019)年 12 月 14 日（土）13：00～14：00

[場 所] YS アリーナ八戸サテライトキャンパス

[講 師] 佐藤 真由美（八戸学院大学健康医療学部看護学科 助教）

八戸学院大学健康医療学部看護学科学生 2 名

[参 加 費] 無料

[参加者数] 4 名

[内 容] 近年増加している乳がんについて学ぶ機会を提供。座学と自身でできる触診も体験し健康への意識を向上させる。

(4) レクリエーションゲーム体験講座

[日 時] 令和 2(2020)年 1 月 14 日（火）13：30～15：00

令和 2(2020)年 2 月 4 日（火）13：30～15：00 計 2 回

[場 所] YS アリーナ八戸サテライトキャンパス

[講 師] 三岳 貴彦（八戸学院大学短期大学部介護福祉学科 講師）

[参 加 費] 無料

[参加者数] 延べ 12 名

[内 容] 高齢者の方を対象にした健康の維持、介護予防を目的とした「体は動かすけれど、激しくない体操・ゲーム」を中心とした体験、受講するプログラムを実施。健康の維持・向上のほか、参加者同士の交流の場となることを目的に実施。

(5) 高齢者ダンス教室「オドリコ」体験会

[日 時] 令和2(2020)年1月25日(土) 14:00~15:00
 令和2(2020)年2月8日(土) 14:00~15:00 計2回
 [場 所] YSアリーナ八戸サテライトキャンパス
 [講 師] 佐貫 綾乃(八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 講師)
 [参加費] 無料
 [参加者数] 延べ16名
 [内 容] 介護予防を目的として音楽に合わせて楽しく体を動かす。

(6) ジュニアサッカー教室

[日 時] 令和2(2020)年2月7日(金) 18:30~19:30
 令和2(2020)年2月21日(金) 18:30~19:30 計2回
 [場 所] YSアリーナ八戸サテライトキャンパス
 [講 師] 畑中 孝太(八戸学院大学女子サッカー部 監督)
 八戸学院大学女子サッカー部員(八戸学院大学生)
 [参加費] 500円
 [参加者数] 延べ11名
 [内 容] 市内のジュニアサッカーの競技力向上と、ジュニアサッカー人口の拡大、ひいては八戸市のサッカー全体の振興、地域の活性化及び青少年の健全育成を目的にサッカー未経験者や初心者(幼児・小学生(男女))を対象にサッカー教室を実施。
 [協 力] NPO 法人八戸市サッカー協会、NPO 法人八戸市サッカー協会女子委員会

○受託名：八戸市都市研究検討会事務局業務

委託者：八戸市(総合政策部政策推進課)

内 容：八戸市、八戸工業大学、八戸工業高等専門学校、八戸学院大学で構成される「八戸市都市研究検討会」の事務局業務

担当者：田中 哲(八戸学院大学地域経営学部 教授)

○受託名：東北税理士会研修会

委託者：東北税理士会

内 容：本学教員による東北税理士会会員に対する講義

担当者：大沢 泉(八戸学院大学地域経営学部 学部長・教授)

3. リカレント講座・公開講座

○講座名：防災士養成講座

開催日：(第4回) 令和元年5月9日(木)・10日(金)
 (第5回) 令和元年9月28日(土)・29日(日)
 (第6回) 令和元年11月28日(木)・29日(金)
 (第7回) 令和2年1月25日(土)・26日(日)

会 場：長根公園 八戸市スポーツ研修センターほか

講 師：井上 丹(八戸学院大学地域経営学部地域経営学科講師/防災士)ほか

主 催：八戸学院地域連携研究センター

○講座名：第3回八戸学院大学健康医療学部看護学科宣誓式特別記念講演
『看護師という生き方—看護師は生きてきたように看護する—』

開催日：令和元年5月11日（土）11：00～12：00

会場：八戸学院大学 大学会館（5号館 2F 520 教室）

講師：宮子 あずさ 氏（看護師・著述業）

主催：八戸学院大学健康医療学部看護学科

○講座名：八戸学院大学女子サッカー部ジュニアサッカー教室

開催日：令和元年5月31日（金）～令和元年10月18日（金）18：30～19：30 [全4回]

会場：フットサルアリーナ八戸

講師：畑中 孝太（八戸学院大学女子サッカー部 監督）

主催：八戸学院地域連携研究センター

○講座名：第6回みちのく英語応用サミット

開催日：令和元年6月23日（日）10：00～14：50

会場：八戸学院大学

講師：バリー・グロスマン（地域経営学部 教授）

グレゴリー・アンソニー（地域経営学部 准教授）

主催：八戸学院大学

共催：全国語学教育学会岩手県地方支部

○講座名：高校生のための心理学講座

開催日：令和元年8月25日（日）10：20～16：30

会場：八戸商工会館

講師：畑山 俊輝（八戸学院大学 名誉教授）ほか

主催：公益社団法人 日本心理学会

共催：八戸学院大学

○講座名：第6回ビブリオバトルin 八戸 [予選会]

開催日：令和元年9月29日（日）10：00～13：00

会場：デーリー東北新聞社

参加者：高校生・大学生・一般（社会人）

主催：デーリー東北新聞社／八戸学院大学

○講座名：YS アリーナ八戸で人間力向上セミナー

開催日：令和元年10月26日（土）9：30～15：00

会場：YS アリーナ八戸サテライトキャンパス

講師：NPO 法人 C・C・C 富良野自然塾

主催：八戸学院地域連携研究センター [はちのへ市民チャレンジ応援補助金事業]

○講座名：第6回ビブリオバトルin 八戸 [決勝戦]

開催日：令和元年11月2日（土）13：00～17：00

会場：デーリー東北新聞社 6F メディアホール

講師：白央 篤司 氏（フードライター）

主催：デーリー東北新聞社／八戸学院大学

○講座名：令和元年度 地域医療セミナー

開催日：令和元年 11 月 21 日（木）13：15～14：15

会 場：八戸学院大学 大学会館（5 号館）2F 520 教室

講 師：今井 悠 氏（三戸中央病院 副院長／内科医師）

主 催：八戸学院大学健康医療学部

○講座名：冬季かけっこ教室 2019

開催日：令和元年 12 月 7 日（土）13：00～15：00

会 場：階上町民体育館

講 師：綿谷 貴志（八戸学院大学 陸上競技部監督／同大健康医療学部人間健康学科 講師）

主 催：一般社団法人ライズはしかみ

後 援：階上町陸上競技協会 / 八戸学院大学陸上競技部

○講座名：はちのへ FBA 国際力強化セミナー

開催日：令和元年 12 月 25 日（水）18：15～20：00

会 場：八戸ポータルミュージアムはっち

講 師：大谷 真樹（八戸学院地域連携研究センター 教授／株式会社 八戸学院グループ 代表取締役社長／インフィニティ国際学院 学院長）

主 催：八戸学院地域連携研究センター [はちのへ市民チャレンジ応援補助金事業]

○講座名：COC+イノベーション・ベンチャー・アイデアコンテスト 2019

開催日：令和 2 年 1 月 11 日（土）12：00～16：30

会 場：グラントサンピア八戸

講 師：玉樹 真一郎（八戸学院大学地域経営学部特任教授／わかる事務所 代表）ほか

主 催：青森 COC+推進機構(八戸ブロック) 八戸工業大学 / 八戸学院大学 / 八戸工業高等専門学校 / 青森県 / 八戸市

○講座名：はちのへ FBA 防災力強化セミナー「子どものための心理的応急処置(PFA)1 日研修」

開催日：令和 2 年 2 月 2 日（日）9：00～18：00

会 場：八戸プラザホテル

講 師：伊藤 亜希子 氏（福島県立医科大学 助手）

後藤 大介 氏（福島県立医科大学 講師）ほか

主 催：八戸学院地域連携研究センター

協 力：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン [はちのへ市民チャレンジ応援補助金事業]

○講座名：はちのへ FBA 地域経営力強化セミナー「減りゆく人口と働き方改革」

開催日：令和 2 年 2 月 8 日（土）15：00～18：30

会 場：八戸グラントホテル

講 師：佐伯 克志 氏（七十七リサーチ&コンサルティング株式会社コンサルティング部 副部長）

淡路 俊彦 氏（税理士法人 MSA パートナース専務執行役員／

八戸学院地域連携研究センター客員教授）

主 催：八戸学院地域連携研究センター [はちのへ市民チャレンジ応援補助金事業]

- 講座名：はちのへFBA 地域経営力強化セミナー「まちづくり的暮らし方」
 開催日：令和2年2月15日（土）15：00～17：00
 会 場：八戸プラザホテル
 講 師：玉樹 真一郎（八戸学院大学地域経営学部特任教授／わかる事務所 代表）
 藤代 典子 氏（青森100年ブランド事務所 ブランド・プロデューサー／
 八戸学院地域連携研究センター主任研究員）
 井上 丹（八戸学院大学地域経営学部 講師）
 学生団体 LINDEAL
 主 催：八戸学院地域連携研究センター [はちのへ市民チャレンジ応援補助金事業]

4. そ の 他

- 名 称：第21回はしかみ臥牛山まつり
 開催日：令和元年6月1日（土）、6月2日（日）
 会 場：階上町 交流の森広場
 参加者：八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 熊谷ゼミ「健康ウォーキング」
 八戸学院大学短期大学部「あすなろ会（ボランティアサークル）」
 備 考：階上町連携協力協定案件
- 名 称：三八五流通グループ健康度測定
 開催日：令和元年7月18日（木）
 会 場：三八五流通株式会社
 担 当：八戸学院大学健康医療学部 教員及び学生
 主 催：三八五流通株式会社
 備 考：三八五流通連携協力協定案件
- 名 称：第33回はしかみいちご煮祭り
 開催日：令和元年7月27日（土）、28日（日）
 会 場：階上町 小舟渡海岸
 参加者：八戸学院大学 ダンスグループ「wink」、八戸学院大学短期大学部幼児保育学科 差波ゼミ「1Park」
 備 考：階上町連携協力協定案件
- 名 称：第49回階上町防犯・交通安全少年球技大会
 開催日：令和元年8月6日（火）
 会 場：赤保内小学校など
 協力者：八戸学院大学硬式野球部、サッカー部、バスケットボール部
 備 考：階上町連携協力協定案件
- 名 称：八戸高校2学年テーマ研究発表
 開催日：令和元年8月19日（月）
 会 場：八戸学院大学
 協力者：八戸学院大学地域経営学部・健康医療学部教員
 備 考：高大連携事業

- 名 称：東北税理士会研修会
開催日：令和元年 9 月 6 日（金）
会 場：八戸学院大学（8 号館）
講 師：八戸学院大学地域経営学部・健康医療学部 教員（計 4 名）
参加者：東北税理士会会員
- 名 称：第 5 回デーリー東北交流カップ U-12 女子 8 人制サッカー大会
開催日：令和元年 10 月 22 日（火・祝）
会 場：八戸学院大学
主 催：（株）デーリー東北新聞社
主管・運営：八戸学院大学女子サッカー部、八戸学院光星高等学校女子サッカー部
備 考：デーリー東北連携協力協定案件
- 名 称：第 1 回八戸地域クラウド交流会
開催日：令和元年 10 月 24 日（木）
会 場：八戸まちなか広場マチニワ
協力者：八戸学院地域連携研究センター職員
備 考：みちのく銀行連携協力協定案件
- 名 称：三八五流通グループ健康セミナー
開催日：令和元年 10 月 25 日（金）
会 場：三八五流通株式会社
担 当：高橋 正知（八戸学院大学健康医療学部看護学科 教授）
主 催：三八五流通株式会社
備 考：三八五流通連携協力協定案件
- 名 称：第 41 回階上町民文化祭
開催日：令和元年 11 月 2 日（土）
会 場：ハートフルプラザはしかみ
協力者：八戸学院大学健康医療学部教員および学生「健康調査」、
八戸学院大学短期大学部「あすなろ会（ボランティアサークル）」
備 考：階上町連携協力協定案件
- 名 称：令和元年度三戸町農林商工まつり
開催日：令和元年 11 月 30 日（土）
会 場：アップルドーム
協力者：八戸学院大学男子ラグビー部
備 考：三戸町連携協力協定案件
- 名 称：八戸水産高等学校マグロ延縄漁業実習成果報告会
開催日：令和元年 12 月 8 日（日）
会 場：八戸グランドホテル
主 催：八戸水産高校マグロ延縄漁業実習応援プロジェクト〔事務局：八戸学院地域連携研究センター〕

○名 称：秋山翔吾選手 シンシナティ・レッズ入団記念展示
開催日：令和2年1月22日（火）～1月31日（金）
会 場：八戸グランドホテル1F市民ギャラリー
協 力：(株) デーリー東北新聞社
備 考：デーリー東北連携協力協定案件

5. 刊 行

第29号となる地域連携研究センター紀要『産業文化研究』は原著論文（3編）、研究ノート（3編）を内容として刊行された。

第29号 執筆者(掲載順)

田村正文(八戸学院大学地域経営学部地域経営学科 准教授)

松井克明(八戸学院大学地域経営学部地域経営学科 講師)

小柳達也(八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 准教授)

島田拓巳(八戸市福祉部高齢福祉課 主査兼社会福祉士)

根城隆幸(八戸学院大学地域経営学部地域経営学科 教授)

佐貫綾乃(八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 講師)

藤代典子(八戸学院地域連携研究センター 主任研究員)

産業文化研究

第29号(2020)

2020(令和2)年3月31日発行

編集・発行

八戸学院地域連携研究センター

〒031-8588 青森県八戸市美保野13-98

電話 0178-25-2789

FAX 0178-25-1968

JOURNAL OF REGIONAL ECONOMY AND CULTURE No.29

ARTICLES

- A Study on Industry-Academia-Government Collaboration as Regional Industry :
Focusing on Regional Consortium TAMURA, Masafumi (1)
- A Regional Value Added Analysis of Local Energy Governance
..... MATSUI, Katsuaki (23)
- Step-by-step promotion of life support system development projects tyrough regional collaboration:
A Case Study of "Hachinohe City Life Support System Development Project"
..... OYANAGI, Tatsuya. /SHIMADA, Takumi (31)

NOTES

- Survey report of the Hashikami-cho town Folklore Museum NEJO, Takayuki (55)
- Reflection on "sports and recreation exchange meeting with seniors by students".
..... SANUKI, Ayano (61)
- Marketing Oriented Approaches for Local Processed Food Manufacturer
- HACCP, Package Design, and Backstory From Retailer's Viewpoint -
..... FUJISHIRO, Noriko (71)

- ANNUAL ACTIVITY REPORT** (79)